

横浜市ひとり親家庭自立支援計画

(平成25年度～平成29年度)

横浜市

目 次

| | |
|---------------------------|-----|
| はじめに | 1 |
| I 計画策定の趣旨 | |
| 1 計画の位置づけ | 2 |
| 2 計画の期間 | 2 |
| 3 基本方針 | 2 |
| II ひとり親家庭の現状と課題 | |
| 1 ひとり親家庭の現状 | 4 |
| 2 ひとり親家庭の課題 | 11 |
| III 支援の基本的姿勢及び基本目標 | |
| 1 支援の基本的姿勢 | 15 |
| 2 支援の基本目標 | 15 |
| IV 支援の具体的計画 | |
| ひとり親家庭自立支援計画体系図 | 19 |
| 1 子育てや生活支援 | 20 |
| 2 就業の支援 | 21 |
| 3 経済的支援 | 23 |
| 4 養育費確保の支援 | 24 |
| 5 相談・情報提供 | 24 |
| 6 子どもへのサポート | 25 |
| V その他 | |
| 平成20～24年度計画「支援の具体的計画」実績一覧 | 27 |
| 横浜市母子家庭等実態調査結果の概要 | 30 |
| 横浜市母子家庭等実態調査 調査結果報告書 | 33 |
| 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会 | 112 |

はじめに

横浜市では、平成20年度に「横浜市母子家庭等自立支援計画」を策定し、平成24年度までの5か年計画として、自立に向けた就労に関する相談や情報提供の充実などを進めてきました。

計画にある「就業の支援」の一つである就労相談では、母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員が、一人ひとりの状況に合わせて作成した就労支援計画に基づき求職活動を支援することで、平成20年度から24年度の5年間で延べ約1,300人の方が就職され、24年度では就職者が年間300人を超える等、大きな効果を生んでいます。

このたび策定しました平成25年度から29年度までの5か年計画では、生活費の確保や就職の問題とともに、親の心身の健康面での安定等、就労以前の課題にも着目し、日常的な相談、情報提供、子どもの預かり等の子育て支援など、世帯の生活基盤を支える施策をより充実させることで、ひとり親家庭の生活の安定と向上を総合的に図っていきます。

施策を推進していく上では、各支援事業・相談窓口が相互に連携しながら支援にあたるとともに、当事者同士の交流や仲間づくりにも取り組んでまいります。

また、ひとり親家庭の皆様と行政をはじめ多くの支援者・団体が相互につながり、地域の中で自立を目指していけるよう進めてまいりますので、皆様の益々のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、計画策定にご意見をお寄せいただきました皆様や、今回の計画策定に多大なるご協力を頂きました「横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」の委員の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成26年1月

横浜市こども青少年局長 鯉渕 信也

I 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成14年11月「母子及び寡婦福祉法」が一部改正され、その第12条に都道府県等の自立促進計画について規定が設けられました。

また、平成15年3月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が厚生労働省より示されました。

横浜市では、母子家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成15年度及び平成20年度にそれぞれ5か年間の「母子家庭等自立支援計画」を策定してきました。

次期計画にあたる第3期計画は、第2期（平成20年度から平成24年度）の5か年計画が終了するにあたり、アンケートによるひとり親家庭の実態調査を実施するとともに、有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」を開催し、平成25年度から平成29年度の計画を策定しました。

2 計画の期間

本計画は、平成25年度から平成29年度までの5か年間とします。

なお、母子及び寡婦福祉法第11条に基づき厚生労働大臣が定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の対象期間は、平成25年3月に一部改正されたことにより、平成20年度から平成26年度の7年間となっています。

横浜市のひとり親家庭に向けた施策を切れ目なく総合的に展開していくため、本計画は平成25年度からの5か年として策定しましたが、国の動向や計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 基本方針

ひとり親家庭において親は、子育てと生計維持という役割を一人で担っています。そのため、日々の生活において様々な困難に直面しており、子育てや生活支援とともに就労支援等の総合的な支援が必要です。

そこで、本計画は、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に策定することとします。

策定にあたっては、ひとり親家庭の現状と課題及びこれまでの計画の実施状況等を踏まえ、次の5つの視点を重視しました。

- ①子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援
- ②ニーズに応じた適切な相談支援
- ③積極的な情報提供
- ④当事者同士の交流と支援者の連携
- ⑤子どもへの支援

なお、計画における事業・施策の実施にあたっては、支援を行う機関や団体等のきめ細かな対応や連携を図りながら推進します。

■ 本計画における用語の定義

- ・ 母子家庭・・・・・・母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。（児童扶養手当は18歳の3月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては「母子及び寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。）
- ・ 父子家庭・・・・・・父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。
- ・ 寡婦・・・・・・かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
- ・ ひとり親家庭・・・・母子家庭・父子家庭・寡婦

■ 引用している調査

- ①「横浜市母子家庭等実態調査H24年度」<横浜市実施>（以下、「本市調査」）
対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ②「全国母子世帯等調査(H23年度)」<厚生労働省実施>（以下、「全国調査」）
対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ③「国勢調査(H22年)」<総務省実施>
対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

- 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題

1 ひとり親家庭の現状

(1) ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、平成22年の国勢調査によると28,877世帯で、内訳は母子家庭24,311世帯、父子家庭4,566世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居も含めた数値です。

母親又は父親と20歳未満の児童からなる世帯の数は、21,143世帯で、内訳は母子家庭18,401世帯、父子家庭2,742世帯となっています。

ひとり親家庭になった理由は、離婚が79.2%、死別が10%、未婚が6.1%となっており、全国調査の結果である離婚79.2%、死別9.8%、未婚6.2%とほぼ同じとなっています。

(2) ひとり親家庭の世帯状況について

本市調査によると、年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は344万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は331万円で、前回調査の329万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は571万円で、前回調査の639万円から減少しています。

また、平成23年度国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は658万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」588万円に対して、本市の母子家庭は263万円、父子家庭は543万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

養育費について取り決めをしている世帯は43.6%で、前回調査の29.9%から割合は増加しています。

住居の状況は、「借家・賃貸」が38.6%と最も多く、また、「市営・県営」や「公社・公団」などの公営住宅は14.1%となっています。「持家」は25.4%、親族等との「同居」が16.1%となっています。

(3) ひとり親家庭の親について

ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親35.5歳、父親39.6歳となっています。低い年齢層の割合は、30歳未満の母子家庭は4.7%、父子家庭は2.4%となっています。

また、親の最終学歴は、「高等学校卒」が母親41.7%、父親33.3%で、母親の場合は「高専、短大、専門学校卒」が35.5%で続くのに対し、父親は「大学、大学院卒」も33.3%で「高等学校卒」と同程度の割合となっています。

母子家庭の最終学歴と就業形態の関係については、「中学校卒」と「高等学校卒」の就業者に占める「正社員・正規職員」の割合は33%、「パート・アルバイト」などの非正規雇用が65%であるのに対し、「大学、大学院卒」の「正社員・正規職員」は62%、「パート・アルバイト」などの非正規の雇用は28%となっていて、学歴と就業形態の関連がわかります。

ひとり親家庭になる前に仕事をしていた人は64.4%でしたが、現在収入をと

なう仕事をしている人は全体で85%で、少なくとも全体の約20%の人はひとり親家庭になった後に仕事を始めていることとなります。

一方、健康状態については、「よくない」と「あまりよくない」を合わせると24.4%となっており、全体の4分の1の人が健康がすぐれない状態となっています。

また、健康が「あまりよくない」状態で仕事をしていない人は27.7%、「よくない」状態で仕事をしていない人は61.9%となっていますが、逆に、健康がよくない状態でも、仕事をしている人がいることがわかります。

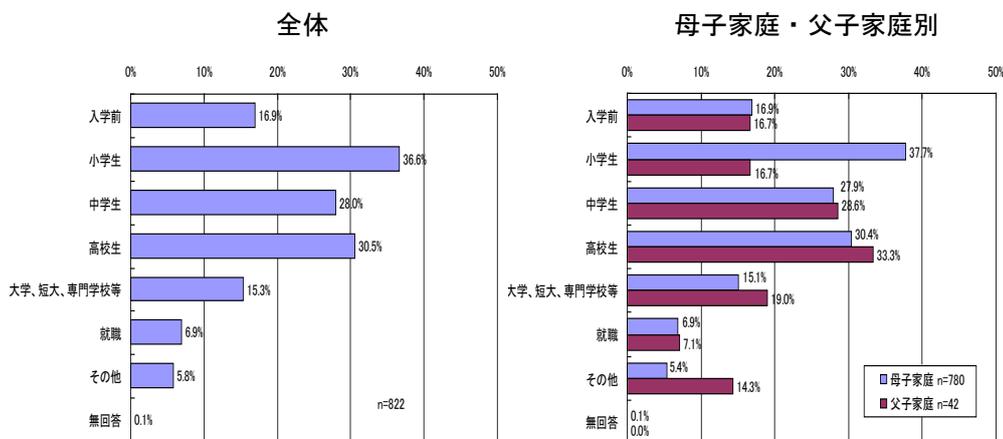
(4) ひとり親家庭の子どもについて

ひとり親家庭の子ども的人数は、「1人」が52.2%、「2人」が37.5%、「3人」が8.5%、「4人以上」は1.7%となっています。

また、母子家庭の子ども数は平均1.6人で、父子家庭では1.5人となっています。

子どもの就学・就業状況は、母子家庭は「小学生」の子どもがいる世帯が37.7%で最も多いのに対し、父子家庭では「高校生」が33.3%で最も多くなっています。次いで、母子家庭の「高校生」30.4%、「中学生」27.9%に対し、父子家庭の「中学生」は28.6%、「大学、短大、専門学校等」は19.0%となっていて、母子家庭よりも父子家庭の子どものほうが年齢が高いことがわかります。

図：子どもの就学・就業状況



(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

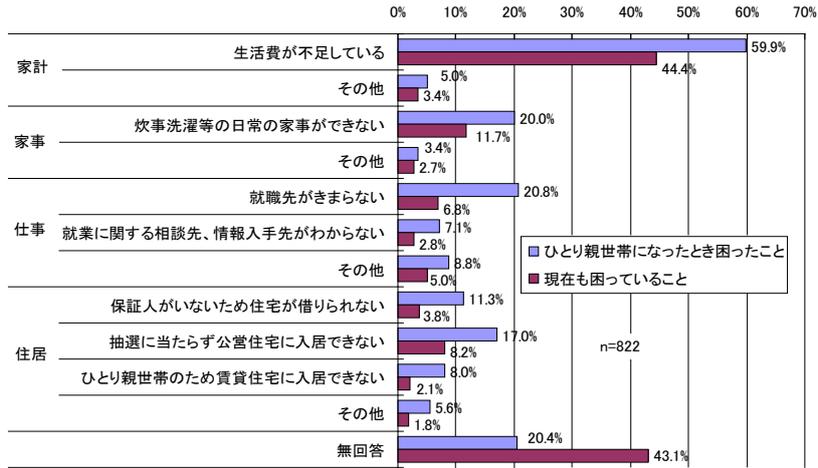
ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が59.9%で、次いで「就職先が決まらない」20.8%、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」20.0%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

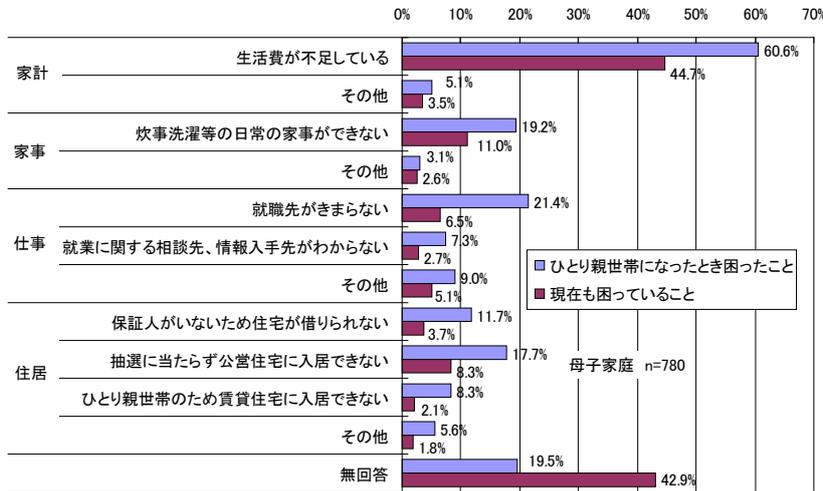
また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、44.4%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

「就職先が決まらない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは21.4%、調査回答時点は6.5%と減少しているのに対し、父子家庭では、ひとり親になったときは9.5%、調査回答時点では11.9%となっています。

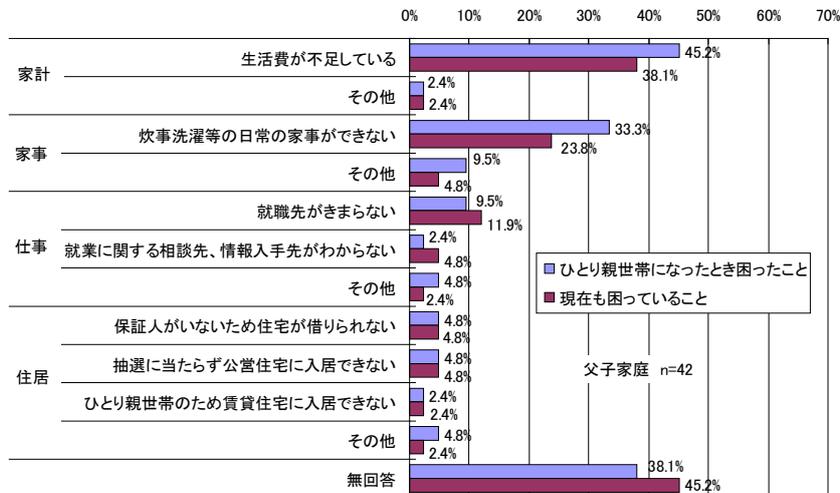
図：ひとり親家庭になったときに困ったこと、現在も困っていること（全体）



図：ひとり親家庭になったときに困ったこと、現在も困っていること（母子家庭）



図：ひとり親家庭になったときに困ったこと、現在も困っていること（父子家庭）



(6) 福祉制度の認知状況

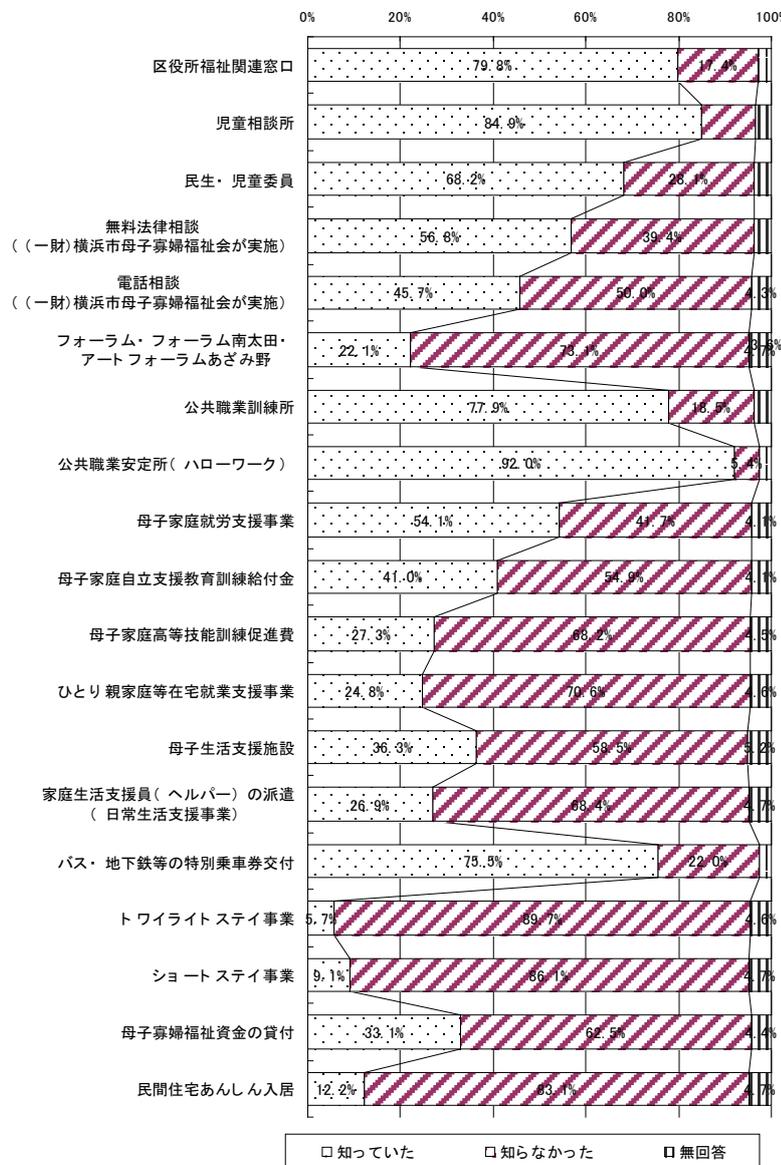
福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」「児童相談所」「公共職業訓練所」「公共職業安定所（ハローワーク）」など、相談窓口の認知が高くなっています。

「無料法律相談」と「電話相談」の相談事業は、約半数の方に認知されています。

交付・給付事業の中でも「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」の認知度は75.5%と高いのに対し、「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」や「母子家庭高等技能訓練促進費」、「母子寡婦福祉資金の貸付」の認知度は半数を切っており、知らない人が多くなっています。

また、「トワイライトステイ事業」「ショートステイ事業」は認知度がそれぞれ1割に満たない状況となっています。

図：各種制度・サービスに対する認知状況



(7) ひとり親家庭の自立と支援

以上のようにひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担うといった負担があります。

ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望まれますが、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待の問題、親の疾病や障害、子どもの年齢や疾病、障害など、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではない状況となっています。

また、就労に向けた資格取得や就職活動への支援とともに、経済的な支援として、児童扶養手当や児童手当があります。離婚による場合は、別居している親も子どもを養育する責任があり、養育費の負担をする必要がありますが、実態は負担されていない状況が多くあります。

このように、ひとり親家庭の抱える課題が多岐にわたることから、一般の子育てや家庭等を対象とした支援施策だけでは限界があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要となっています。

市民の生の声から把握されるひとり親家庭の現状 ～アンケート自由記述意見より～

①子育てや生活について

- ・子どもが具合が悪くなった時に預かってもらえる人がいない。
- ・市営住宅入居の抽選に当たりやすくしてほしい。
- ・離婚後、病気のため思ったように仕事ができない。ヘルパーさんに頼みたい時もある。
- ・放課後の小学校での居場所はあるが、その後の時間もみてる場所があると仕事もできて安心。
- ・小学校になると、子育て支援が不十分。早朝や夜間に安心して子どもを預けられる場所がない。

<関係事業の実績>

| 項目 | 内容 | 実績 | | | | |
|-------------|---|--|---|--|--|--|
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
| 日常生活支援事業の実施 | 就職活動等の自立促進に必要な事由等により一時的に支援が必要な人に、家庭生活支援員を派遣します。 | 母子 76 人 寡婦 0 人 父子 0 人 | 母子 65 人 寡婦 3 人 父子 0 人 | 母子 161 人 寡婦 0 人 父子 25 人 | 母子 274 人 寡婦 0 人 父子 54 人 | 母子 356 人 寡婦 0 人 父子 58 人 |
| 市営住宅入居時の優遇 | 市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。 | 母子父子当選者 83 世帯 総応募者 25,590 総当選者数 1,270 (管理戸数 31,336 戸) | 母子父子当選者 116 世帯 総応募者 25,101 総当選者数 1,542 (管理戸数 31,449 戸) | 母子父子当選者 78 世帯 総応募者 24,338 総当選者数 1,435 (管理戸数 31,463 戸) | 母子父子当選者 76 世帯 総応募者 22,861 総当選者数 1,279 (管理戸数 31,462 戸) | 母子父子当選者 60 世帯 総応募者 22,363 総当選者数 1,111 (管理戸数 31,462 戸) |

②就業について

- ・就業形態が正規職員でないため不安定。
- ・在宅ででき、安定した収入が得られる仕事が増えればよい。
- ・優先的に受講できる職業訓練の科目をもっと増やしてほしい。母親のための就職セミナーなどがあるとよい。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターの方にいろいろアドバイスをもらったことで、モチベーションが上がり、少しだけ自信や勇気が出てきた。

<関係事業の実績>

| 項目 | 内容 | 実績 | | | | |
|----------|--|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
| 就労・相談の実施 | 母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員が、一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成し、面接相談・書類作成の支援等、きめ細やかに求職活動を支援します。 | 支援者 459 人 就職者 236 人 | 支援者 583 人 就職者 261 人 | 支援者 467 人 就職者 146 人 | 支援者 540 人 就職者 295 人 | 支援者 555 人 就職者 363 人 |

③経済的な支援について

- ・安定した仕事で働けず、収入が増えることはない。生活費にとっても困る。
- ・子どもが大きくなるにつれて出費が増えてきたため、生活費などが苦しい。
- ・高校、大学に進学するにあたって、教育費が足りない。
- ・子どもが進学を控え、資金調達ができるかとても不安。区役所などの公的機関は利用しづらいイメージがあるが、これを機会に足を向けてみようと思う。
- ・息子が大病を患った時、公的な医療費のサポートにより安心して治療を受けることができた。
- ・児童扶養手当や特別乗車券等の福祉制度には、いつも本当に助かっている。

<関係事業の実績>

| 項目 | 内容 | 実績 | | | | |
|--------------|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
| 児童扶養手当 | 父母の離別、父の死亡等により児童を養育している父母等に支給します。 | 受給者数 19,184 人 | 受給者数 20,763 人 | 受給者数 19,594 人 | 受給者数 21,099 人 | 受給者数 21,101 人 |
| ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。 | 受給対象者 42,740 人 | 受給対象者 42,986 人 | 受給対象者 43,523 人 | 受給対象者 44,380 人 | 受給対象者 44,237 人 |
| 母子寡婦福祉資金貸付 | 修学資金や就学支度金等の各種資金を無利子又は低利で貸付します。 | 件数 1,302 件 金額 579,179 千円 | 件数 1,185 件 金額 529,709 千円 | 件数 1,040 件 金額 496,037 千円 | 件数 901 件 金額 431,980 千円 | 件数 855 件 金額 415,623 千円 |

④養育費について

- ・養育費を払ってもらえない。
- ・離婚時に養育費の取り決めをしても、守られなかった場合のフォローが何もない。

<関係事業の実績>

| 項目 | 内容 | 実績 | | | | |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--|--|
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
| 法律相談の実施 | 養育費の取り決めにつき、弁護士による法律相談を実施します。 | 法律相談 84 人 234 件 (内養育費 66 件) | 法律相談 89 人 219 件 (内養育費 59 件) | 法律相談 130 人 304 件 (内養育費 93 件) | 法律相談 125 人 456 件 (内養育費 120 件) | 法律相談 136 人 417 件 (内養育費 107 件) |
| 養育費についてのセミナー | 養育費の負担は、児童の親として当然の義務であること等の理解を促進します。 | 1 回 20 人 | 1 回 22 人 | 1 回 30 人 | 2 回 26 人 | 2 回 27 人 |

⑤相談・情報提供について

- ・ひとり親の悩みや苦しみを相談できる場所が少ない。
- ・いろいろな機関の方にお世話になり、手続きが思いどおりに進まないこともあるが、親身に対応していただき嬉しく思っている。
- ・ひとり親専門のカウンセラーがいたらどんなに救われていたか。
- ・離婚届を提出した際に、支援制度について必要な場合は、窓口を案内するなどのフォローや部署間の連携があればいい。
- ・福祉関係の色々な制度について、ほとんど知らない、知らされていない。
- ・母子で生活していく不安などで、精神的な負担はとても大きく、同じ境遇の方などと話す機会があればよい。
- ・いろいろ相談したいことがあっても、どこへ行ってよいのか分からない。
- ・離婚直後はとても不安でしたが、区役所職員の方がとても親切にしてくれて助かった。しかし、別の職員の時、いわゆる役所的態度で少し嫌な時もあった。

<関係事業の実績>

| 項目 | 内容 | 実績 | | | | |
|-------------|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
| 夜間日常生活相談の実施 | ひとり親家庭等の生活全般について、夜間に電話による相談の実施や、情報の提供を行います。 | 788 件 | 740 件 | 702 件 | 778 件 | 621 件 |
| 離婚前の相談の実施 | 離婚前の悩みについて、電話相談、法律相談、就労相談等で相談に応じます。 (実績は母子家庭等就業・自立支援センターでの相談件数) | 電話相談 214 件 法律相談 57 件 | 電話相談 223 件 法律相談 48 件 | 電話相談 110 件 法律相談 75 件 | 電話相談 146 件 法律相談 99 件 | 電話相談 191 件 法律相談 97 件 |

⑥子どもについて

- ・子どもの心身ともにケアする場と、相談相手（同様の立場の方）が欲しい。
- ・もっと人並みに勉強させたいが、塾に通わず資金がない。
- ・学習支援制度があるとありがたい。

2 ひとり親家庭の課題

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦勞をしています。

母子家庭、父子家庭がそれぞれ抱える課題とともに、ひとり親家庭が置かれている状況は、就業の形態や子どもの年齢、疾病や障害、親の健康状態等によって様々な課題があるため、個々の状況に応じて適切な支援を行う必要があります。そのためには、公的な支援の組み合わせにしても、ひとり親家庭に即した支援策のみではなく、一般の子育てや要支援家庭への施策を組み合わせる支援することが必要であり、そのためにはその家庭をワンストップで支援する体制の整備が求められています。

しかし、必要とする支援の窓口が、行政内の複数課にわたったり、民間の機関や団体であったりすることから、これらの行政、民間の機関、団体の担当者が連携、協力しながら、子どもや親のニーズを十分踏まえて、適切な支援につなげられるコーディネートが必要とされます。

(1) 子育てや生活支援について

ひとり親家庭の末子の年齢は、幼児及び学齢児が多く、日々の生活における家事の援助や、保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要です。特に、父子家庭においては、育児等の協力を期待できる親族との同居は26%であり、ひとり親家庭になった時に困ったこととして「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が33%と、母子家庭の19%に比べ割合が高く、家事支援に対するニーズがあります。なお、親のレスパイトや緊急的に対応するために、子どもを一時的に預けられる施策へのニーズもあります。

保育については、未就学児を抱える世帯の76%が保育園等を利用しており、就業を促進するためにも保育の確保は必要となっています。

ひとり親家庭の住まいの確保については、父子世帯では62%が持家であり一定程度確保されています。しかし、ひとり親家庭全体としては、持ち家や親等との同居が約4割、借家・賃貸が約4割となっており、所得状況からも、公的住宅を含めた低額での住宅確保を可能とする必要があります。

また、DVへの対応や子育てに支援が必要な家庭が増えており、専門スタッフを配置している母子生活支援施設における支援とともに、施設退所後の継続したケアも必要となっています。

多くのひとり親家庭は、様々な課題を抱えて地域で暮らしており、子育てや日常生活の大変さを地域が理解し、日々の暮らしの中で、ささやかな気遣いをする事などにより、ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことが出来る環境が求められています。

(2) 就業の支援について

本市ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が85%、父子家庭が91%となっています。

しかし、母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が42%となっていますが、「パート・アルバイト」（39%）、「嘱託・準社員・臨時職員」（12%）、「人材派遣会社の派遣社員」（4%）を合わせた非正規職員は50%を超えています。また、就業支援事業による就職者数はここ数年増加していますが、非正規の仕事に就いている方も多いことから、母子家庭の母で現在仕事をしている人の34%が転職をしたいと考えています。

このように、ひとり親家庭の多くは就労していますが、現在の収入、就業形態や雇用環境などとともに、子育てとの両立の難しさから、本人の希望とミスマッチが生じているため、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みが必要です。

特に、子育てと就労の両立を支援するためにも、親または子どもの健康状態や子どもの年齢に応じ、仕事に必要な知識や資格の取得支援から、生活条件に合う仕事のあっせんなど、ワークライフバランスも視野に入れ、個々の状況に合わせたきめ細かな就業支援が求められています。

(3) 経済的支援について

ひとり親家庭の年間世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の平均を見ると母子家庭は331万円、父子家庭は571万円となっています。また、平均稼働収入は、母子家庭は263万円、父子家庭は543万円となっています。

学歴別の平均稼働収入は、母子家庭の「中学校卒」174万円、「高等学校卒」222万円、「大学、大学院卒」377万円、父子家庭では「中学校卒」364万円、「高等学校卒」531万円、「大学、大学院卒」715万円となっており、母子家庭・父子家庭ともに、学歴と収入は比例しています。

母子家庭の就業形態別の平均稼働収入は、「正社員・正規職員」386万円、「パート・アルバイト」134万円、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」229万円、「派遣社員」212万円となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭になった時から現在に至るまで引き続き、生活費が不足していると感じている方が多いことから、経済的支援はひとり親家庭の生活に直接影響を与えています。

経済的支援策は国の制度において行われていますが、より自立できるように就学を支援することなどは重要となっています。今後も国の制度を着実に実施していくことで、就労や稼働収入の増加などの次のステップにつなげることも重要です。

なお、国の制度の中でも児童扶養手当は、経済的支援の重要な施策となっています。現在、国において、公的年金等との支給制限措置のあり方、5年経過後の一部支給停止措置の運用の改善、養育費確保の取組み効果を踏まえた支給制度措置等の検討が考えられており、ひとり親家庭の実情を、自治体として国に伝えていく必要があります。

(4) 養育費確保の支援について

離婚等によりひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、46.5%と半数近くの家帯で取り決めをしていません。

一方で、家帯収入が比較的高い家帯においては、養育費が主な収入の一つとなっていて、例えば家帯総収入500万円以上の家帯では、29.3%の家帯が養育費を主な収入の一つに挙げています。

養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手に支払う意志や能力がない」、「相手と関わりたくない」「交渉がわずらわしい」といった理由から、養育費の確保に消極的になっているためと考えられます。

国においては、平成19年度から養育費相談支援センターを開設し、母子家庭等就業・自立支援センターへの困難事例等の相談支援や、平成24年の民法の一部改正に伴う養育費や面会交流の取り決めの普及・啓発が行われています。

しかし、その活動がまだ浸透しておらず、このような動きを受けて、本市においても委託事業として実施している、母子家庭等就業・自立支援センターの相談機能や市内関連機関との連携を推進することが求められます。

(5) 相談・情報提供について

ひとり親家庭で、相談できる相手の有無については「相手がいる」と回答したのが母子家庭は74%だったのに対し、父子家庭は48%と少なくなっています。

相談支援では、DVや児童虐待の課題もあり、総合的に相談支援が行えることが求められています。また、ひとり親家庭になったばかりで、様々な課題を抱えている状況では、当事者による支援も有効であると考えられるものの、当事者団体の存在が周知されていない状況があります。

区役所戸籍課では、ひとり親家庭になられる方に対し、相談窓口や支援制度等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を配付しています。また、個々の制度の利用にあたっては、こども家庭支援課が主に支援を行っていますが、担当が複数の課に渡る場合もあり、わかり易い案内や各課が連携する必要があります。

区役所や支援を行っている機関・団体の対応としては、寄り添う姿勢できめ細かな相談支援を行うことで、ひとり親家庭のニーズを適切に把握し、必要な支援制度を提供することが求められています。

情報提供については、本市の調査によると、「ひとり親家庭の支援制度を利用したかったが利用できなかった」と回答した理由として、ほとんどの制度において「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられています。また、父子家庭への情報提供についても、制度が拡大され母子家庭だけでなく父子家庭も利用対象となっている制度がある中で、周知や利用相談等に課題があります。

制度の周知を図るためには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、わかりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。

(6) 子どもへのサポートについて

ひとり親家庭の子どもの中には、DVや児童虐待等により心のケアが必要な状況もあります。また、子育てと就業の両立をするために、親が子育てにあてられる時間が取れないため、親との関わりが少ないことも考えられます。

子どもの心身の健やかな成長のため、子どもの視点に立った、子ども自身への支援の充実が求められます。

そのため、子ども自身からの相談に応えられる体制の整備や、将来的に自立した生活が送れるように学習の機会を提供することや、別居している親と会うための支援などの充実が求められています。

Ⅲ 支援の基本的姿勢及び基本目標

※下線部分：本計画での新たな取組

1 支援の基本的姿勢

本市では平成20年度に「横浜市母子家庭等自立支援計画」（平成20～24年度）を策定し、これに基づき、就労支援を中心に自立支援策に取り組んできましたが、今後も就労支援を進めつつ、家庭の基盤を支える生活支援についても充実させながら、総合的な自立支援に向けた施策を展開していきます。

ひとり親家庭が抱える課題は、心身の健康、子育て、就労などそれぞれ異なるため、個々の世帯の状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります、各支援事業・相談窓口が相互に連携しながら支援にあたります。

また、子どもの貧困の連鎖を防ぎ、ひとり親家庭の子どもたちがその置かれている環境にかかわらず健やかに成長するよう、子ども自身への支援について取り組みます。

ひとり親家庭の母親・父親は、行政や関係団体等の幅広い支援を利用し、自ら進んでその自立を図り、生活の安定と向上に努めています。多くの支援者・団体が相互に連携を図りながら、地域全体で家庭を温かく見守り、地域の中で自立を目指していけるよう、ひとり親家庭の生活状況などに対する理解と支援を求めています。

2 支援の基本目標

(1) 子育てや生活支援

<日常の生活支援の充実と、地域の理解促進や地域力を活用した取組みの促進>

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

具体的には、日常生活への支援として、病気や就職活動時等で支援が必要な方に対しては、ヘルパーの派遣により一時的な家事・育児等のお手伝いをします。疾病・疲労等により一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センター、乳児院で子どもを預かります。預かり先については、ニーズに合わせた対応を進めていきます。

また、求職活動や就業に際して、保育所の優先的入所を実施し、安心して活動等が行えるようにします。病児や病後児の保育については、一般施策を引き続き充実させていきます。

住居の確保としては、安定した住環境で生活ができるよう、市営住宅の当選率の優遇や民間住宅への円滑な入居を支援するとともに、離職した方への住宅支援給付や、子育てりびいんにおける賃貸住宅への家賃補助等を行います。

生活面で重点的な支援が必要な母子家庭については、母子生活支援施設において、自立に向けた支援を行います。また、施設退所後も継続してフォローを行い、地域で自立した生活ができるように支援します。

多くのひとり親家庭は地域で生活しているため、暮らしている地域全体でひとり親家庭を見守ることができるよう、民生委員・児童委員や自治会町内会等の協力を得ながら、ひとり親家庭の課題を理解してもらうことを進めるとともに、日々の生活にお

いて寄り添い、良き隣人として、必要な時には支援をするなどの地域力を活用できる環境となるよう取組みを進めていきます。

(2) 就業の支援

＜希望する就業形態での雇用の促進＞

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める人から、雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職やスキルアップを希望している人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

就職に必要な技術や資格の取得支援のために実施している、教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の周知を図るとともに、支給を実施します。

また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対しては、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に合わせた場を持ち、マンツーマンの就労支援を母子家庭等就業・自立支援センターで行います。なお、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた、企業の開拓・確保にも努めます。

横浜市中央職業訓練校においては、ひとり親家庭の優先枠を設け、就職に役立つ知識や技能を身につけるための能力開発を引き続き行います。

子育てや家事のため、就職活動や技能習得の時間が取りにくい方を対象に、在宅でのICT技能の習得等により、新たな就労やより希望に合った職業への転職を目標とした、在宅就業支援事業を国の事業等を活用して実施します。

なお、求人情報の円滑な提供と効果的な指導を受けられるように、母子家庭に適した職業紹介を行うマザーズハローワークとともに、既存のハローワークとは別に各区役所内にジョブスポットを設置し、より身近な場所で迅速に求人情報を提供できるようにします。

(3) 自立へ向けての経済的支援

＜国制度の着実な実施＞

ひとり親家庭となった経過は様々なことがあり、経済的に十分な準備ができていない場合は、生活を維持するために、児童扶養手当、児童手当やひとり親家庭等医療費助成が必要であり、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。なお、児童扶養手当の制度見直しにあたっては、対象となる家庭の実情を把握し、適切な制度検討が行えるように国に要望します。

児童扶養手当を受給されている方などに対し、子どもの小・中学校への就学に際し、経済的な負担を軽減できるように、学用品費や修学旅行費などを援助します。

子どもの就学等により資金が必要な場合については、母子寡婦福祉資金貸付により資金を支援することで、現状の生計維持と将来的な自立に繋げていきます。

経済的自立に向けては、就労によることを基本と考えますが、就労困難な事情がある場合には、必要に応じて生活保護等の一般の施策を活用することにより、生活の安定を図ります。

また、本市独自の事業として、市内バス、市営地下鉄、金沢シーサイドラインの利

用を対象として、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に特別乗車券を交付し、経済的負担を軽減します。

(4) 養育費確保の支援

＜養育費の確保が適切になされるための支援の検討＞

子どもの養育は、親権の有無に関わらず両親の責任であり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければなりません。しかし、実際には、養育費が確保されていない場合もあることから、離婚する前からの意識付けや離婚時に取り決めを確実にを行う必要性の周知を図ります。

具体的には、パンフレット等による制度周知や、国が委託で実施している「養育費相談支援センター」の機能を活用しながら、「横浜市母子家庭等就業・自立支援センター」で、制度の周知や弁護士による無料法律相談により養育費に関する相談等を行います。

(5) 相談機能や情報提供の充実

＜様々な相談や情報提供の充実＞

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が漏れなく提供されるために、相談機能や情報提供を充実させます。

区役所の窓口においては、福祉サービスを提供することも家庭支援課のみではなく、戸籍課や保険年金課等でもひとり親家庭への支援施策をまとめた冊子の配付を実施します。

平成24年度の本市の調査結果において、一部の支援制度の周知があまり図られていなかったことを受けて、制度や必要な情報の周知を図るために情報提供の推進体制を確保します。また、情報の提供にあたっては、当事者団体と連携しながら、パンフレット等の紙媒体のみではなく、メールやウェブサイト等のインターネットの活用を含めて、様々な手法により、わかりやすく、身近で利用しやすいコンテンツにより行います。なお、児童扶養手当の現況届の集中受付の機会をとらえて、従来から実施している就労相談のみではなく、情報提供の場としての活用を図ります。

相談機能については、様々な課題を抱えた家庭の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、適切な相談や情報提供体制を充実させます。日中及び夜間の電話相談により、いつでも相談ができる体制を引き続き実施するとともに、法律相談等についても継続し、その中で離婚相談も含め対応していきます。

また、区役所や関係機関などの相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得を図るとともに、相談対応の充実を図ります。

ひとり親家庭の孤立を防ぐために、当事者同士の交流や仲間づくりなどに取り組んでいきます。また、情報提供の充実や多様な相談内容に対応していくために、当事者団体や関係機関・団体による連絡会を定期的に関催します。

父子家庭に対する相談事業や情報提供の充実について検討をしていきます。

(6) 子ども自身へのサポート

＜子どもの視点に立った支援策の展開＞

日常生活相談において、子どもからの相談にも応じるとともに、子ども自身の相談を受ける団体や機関に対し、ひとり親家庭の状況や支援制度についての情報提供を行います。

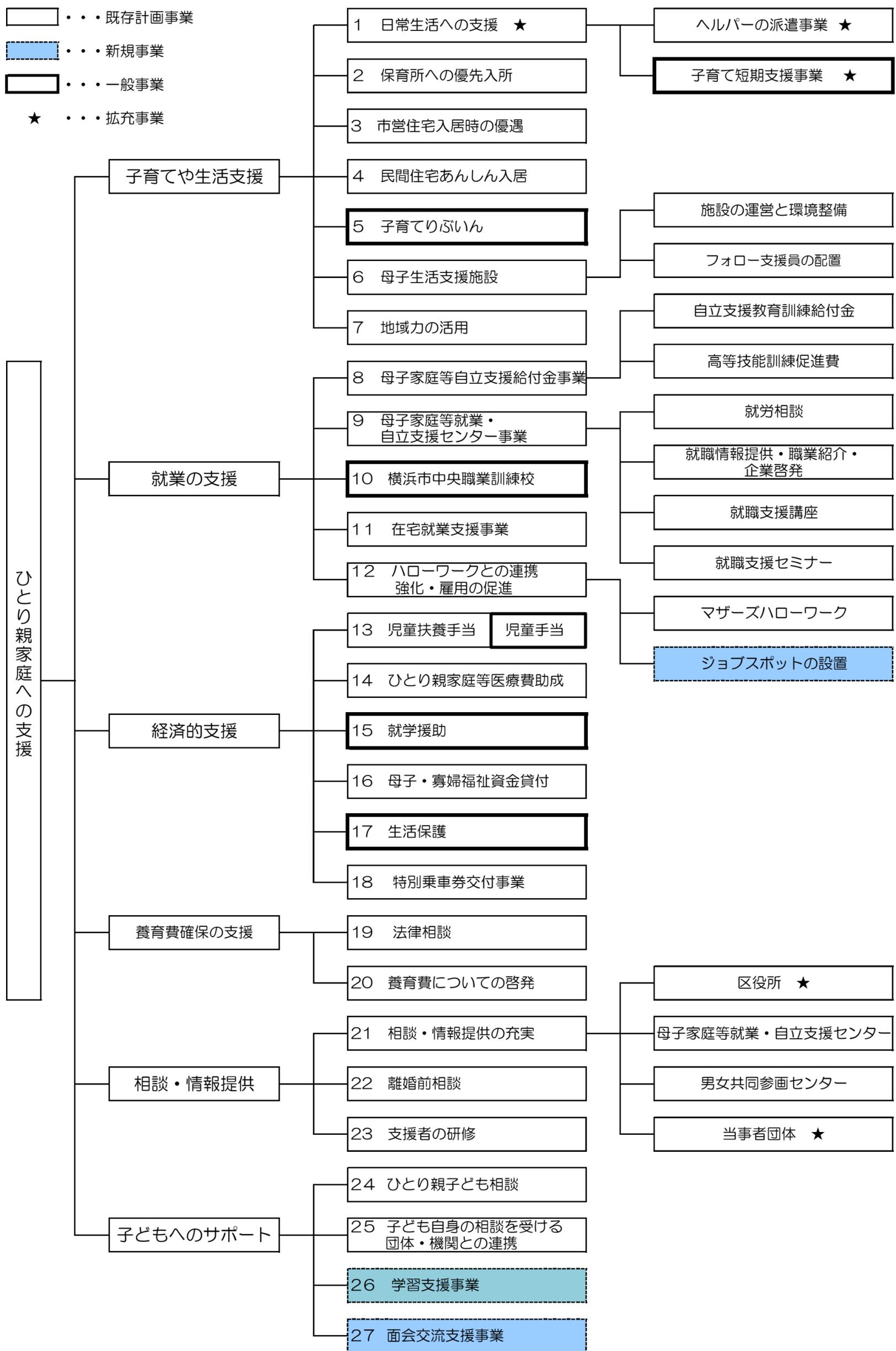
また、経済的に困窮しているなど支援が必要な家庭の子どもに対し、学習支援を実施することで、学ぶ意欲を醸成し、将来的な自立の促進を図ります。

面会交流支援事業については、離婚により別居している親と子どもを積極的に合わせる事業ではありますが、DVや児童虐待等があった場合には、面会の実施が必ずしも適切ではないこともあり、実施にあたっては、子どもの意志を十分確認するとともに、子どもの立場に立って調整していきます。

IV 支援の具体的計画

ひとり親家庭自立支援計画体系図

- …… 既存計画事業
- ▨ …… 新規事業
- ◻ …… 一般事業
- ★ …… 拡充事業



子育てや生活支援

1 日常生活への支援

● ヘルパーの派遣事業

病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活のお手伝いをする家庭生活支援員だけでなく、多様なヘルパーの派遣の充実を図ります。

- ・ 家庭生活支援員事業：一時的に家事・育児等に困った時のひとり親の方が利用できます。
- ・ 育児支援家庭訪問事業：区が育児不安等により関わっているご家庭に、必要に応じて派遣します。
- ・ 養育支援家庭訪問事業：児童相談所が関わっているご家庭に、必要に応じて派遣します。

拡充：保護者一人での保育園等への送迎が困難な場合、ヘルパーも同行し、送迎のお手伝いをします。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 子育て短期支援事業 対象：《母子・父子》

保護者の疾病・疲労・夜間の急用や、休日に不在等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センター・乳児院で子どもを預かります。

新規：乳児院で新たに原則2歳未満の乳幼児のショートステイを実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

2 保育所への優先入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局保育運営課)

3 市営住宅入居時の優遇

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。

(担当部署：区福祉保健センター及び建築局住宅管理課)

4 民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。

(担当部署：区福祉保健センター及び建築局住宅計画課)

5 子育てりびいん

小学校修了前の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。

(担当部署：建築局住宅整備課)

6 母子生活支援施設

● 施設の運営と環境整備

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● フォロー支援職員の配置

母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

7 地域力の活用

ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動による支援と共に、ひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発に努めます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

就業の支援

8 母子家庭等自立支援給付金事業

● 自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の20%（上限10万円）を支給します。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

● 高等技能訓練促進費

看護師等の経済的自立に効果的な資格の修業期間(上限2年)のうち、最後の1/2(上限18ヶ月)の期間に生活費を補助します。また、入学支援修了一時金を支給します。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

9 母子家庭等就業・自立支援センター事業

● 就労相談

就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

● 就職情報の提供・職業紹介・企業啓発

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 就職支援講座

ひとり親の就職に有用な技能講座（介護職員初任者講座等）を開催します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 就職支援セミナー

ひとり親の就職時の基礎的知識や心構え、パソコン実技等を習得するセミナーを実施し、就職に向けたスキルの取得を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

10 横浜中央職業訓練校 《対象：母子・父子》

これから就職する場合や転職するひとり親家庭の親や生活保護受給者が、短期間で就職に役立つ知識や技術及び技能を身につけるための職業能力を開発します。

(担当部署：横浜中央職業訓練校)

11 在宅就業支援事業

在宅でのICT技能の習得等により、新たな就労やより希望に合った職業への転職を支援します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

12 ハローワークとの連携強化・雇用の促進

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。また雇用の促進についても検討していきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● マザーズハローワーク 《対象：母子・寡婦》

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。

● ジョブスポットの設置

横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを開設し、ひとり親家庭の就労支援をします。なお、ジョブスポットの対象者は、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、生活困窮者、そしてひとり親家庭となっています。

新規：身近なところで就労支援ができるよう各区役所にジョブスポットを開設します。

経済的支援

13 児童扶養手当・児童手当

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

14 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。

(担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

15 就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

16 母子・寡婦福祉資金貸付 《対象：母子・寡婦》

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

17 生活保護

働く能力、資産、他の法律・制度で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局保護課)

18 特別乗車券交付事業

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

養育費確保の支援

19 法律相談

養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

20 養育費についての啓発

養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

相談・情報提供

21 相談・情報提供の充実

ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう、相談・情報の強化を図ります。

- 区役所
区福祉保健センターの窓口での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実し、利用の促進を図ります。

新規：様々な方法により情報提供を充実します。

- 区役所こども家庭支援課、戸籍課等で情報提供カードを配付します。
- ひとり親家庭支援制度をまとめた冊子を、当事者やひとり親家庭を支援している関係団体と連携し作成します。

- 母子家庭等就業・自立支援センター
就労に関する相談以外に、ひとり親家庭の生活全般について、面接や電話（夜間含む）による相談の実施や情報の提供を行います。

- 男女共同参画センター
女性からの総合相談窓口として、仕事、子育て、DVに関することなどの相談やセミナー等を実施します。
- 当事者団体
ひとり親家庭が必要とする情報を、当事者団体ならではのネットワークで情報を精査し、わかりやすい内容を、日常利用するコンテンツにより発信します。
ひとり親家庭に、親子体験・交流事業を実施します。

拡充：一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、適切な相談や情報提供体制を充実させます。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

22 離婚前相談

DV被害者の方や離婚調停中の方等の離婚前の悩みについても、区役所の窓口や、母子家庭等就業・自立支援センターの夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等で応じます。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

23 支援者の研修

ひとり親家庭の相談全般に対応出来るよう支援者に研修を実施し、専門性の向上を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

子どもへのサポート

24 ひとり親子ども相談

区役所等の日常生活相談において、ひとり親家庭に理解のある相談員が、子どもからの様々な相談に応じます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

25 子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携

子ども自身からの相談を受ける団体や機関に対し、ひとり親世帯の生活状況や支援制度等について情報提供等を行います。

また、マザーズハローワーク等における子どもを対象とした職業教育事業等と連携し、子どもの将来に向けた意識付け等を支援します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

26 学習支援事業

経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。

新規：「寄り添い型学習等支援事業」において、経済困窮や養育に課題がある、ひとり親家庭の小・中学生の利用を促進します。

(担当部署：こども青少年局青少年育成課及び健康福祉局保護課)

27 面会交流支援事業

子どもの両親双方の面会交流についての条件等を調整し、面会を実施することで子どもの健やかな育ちにつなげます。

新規：母子家庭等就業・自立支援センターの事業として実施します。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

V その他

平成20～24年度計画「支援の具体的計画」実績一覧

| | 項目 | 内容 | 所管課等 | 実績 | | | | | |
|-------------|---------------------------|---|-------------------|---|---|--|--|--|--|
| | | | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| 1 子育てや生活の支援 | 保育所への優先入所 | 未就学児のいる世帯が、安心して就業・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。 | 子ども青少年局 保育運営課 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 2) 小学生等への支援 | ひとり親家庭の小・中学生を対象に派遣された大学生のボランティアが、子どもとの悩み相談や遊びの相手となったり、学習指導を行ったりします。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 31家庭 延べ61回訪問 | 17家庭 延べ42回訪問 | 14家庭 延べ48回訪問 | 22年度で事業廃止 | | |
| | 3) 疾病等緊急時や就職活動時等の支援 | 就職活動等の自立促進に必要な事由等により一時的に支援が必要な人に、家庭生活支援員を派遣します。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 母子76人 寡婦0人 父子0人 | 母子65人 寡婦3人 父子0人 | 母子161人 寡婦0人 父子25人 | 母子274人 寡婦0人 父子54人 | 母子356人 寡婦0人 父子58人 | |
| | 4) 公営住宅の積極的活用の推進 | 市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。 | 建築局 住宅管理課 | 母子父子当選者83世帯 総応募者数:25,590 総当選者数:1,270 (管理戸数31,336) | 母子父子当選者110世帯 総応募者数:25,101 総当選者数:1,542 (管理戸数31,449) | 母子父子当選者78世帯 総応募者数:24,338 総当選者数:1,435 (管理戸数31,463) | 母子父子当選者76世帯 総応募者数:22,861 総当選者数:1,279 (管理戸数31,462) | 母子父子当選者60世帯 総応募者数:22,363 総当選者数:1,111 (管理戸数31,462) | |
| | 5) 民間住宅入居への支援 | 家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。 | 建築局 住宅計画課 | 成約11人 | 成約2人 | 成約0人 | 成約1人 | 成約3人 | |
| | 6) 母子生活支援施設 | 支援を必要とする母子家庭が、安心して自立に向けた生活を営めるよう、母子生活支援施設を運営するとともに、その環境を改善します。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 21か所 (広域含む) 定員177世帯 入所者(4/1時点)152世帯 | 22か所 (広域含む) 定員174世帯 入所者(4/1時点)158世帯 | 20か所 (広域含む) 定員177世帯 入所者(4/1時点)162世帯 | 21か所 (広域含む) 定員184世帯 入所者(4/1時点)159世帯 | 24か所 (広域含む) 定員184世帯 入所者(4/1時点)153世帯 | |
| | 7) 母子家庭等を地域全体で見守るための啓発の推進 | 退所後においても安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、フォローアップ支援を行います。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 3か所 64世帯 | 4か所 89世帯 | 6か所 155世帯 | 6か所 135世帯 | 6か所 148世帯 | |
| | 夜間養護(トワイライストステイ)の実施 | 母親の夜間の急用などの緊急時に、一時的に子どもを預かります。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | - | - | 1か所 延べ86人 | 1か所 延べ222人 | 1か所 延べ580人 | |
| | 母子家庭等の情報提供による啓発活動 | 民生委員・児童委員や自治会町内会等に対し、母子家庭等の生活の困難さ等への理解を深め、地域全体で母子家庭等を見守ることができるよう啓発に努めます。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | - | - | - | - | - | |
| | | | | 児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の申請時に、民生委員の証明等が必要な場合があり、手続きをとおして母子家庭等の実態を把握。 | | | | | |

| | 項目 | 内容 | 所管課等 | 実績 | | | | 績 | | | |
|-------------|--------------------------|--|--|--|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------|--|--|
| | | | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | | | |
| 2 就業の支援 | 1) 母子家庭等自立支援給付金事業の実施 | 職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の2割(上限10万円)を支給します。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 支給40人 | 支給47人 | 支給59人 | 支給47人 | 支給46人 | | | |
| | | 看護師等の資格取得のために2年以上修業する場合に、修業期間の一定期間の生活費を支給します。また、修了時に入学支援終了一時金を支給します。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 支給26人 | 支給50人 | 支給85人 | 支給141人 | 支給152人 | | | |
| | 2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 | 就労支援員が一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成し、面接相談・書類作成の支援等、きめ細やかに求職活動を支援します。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 支援者459人 就職者236人 | 支援者583人 就職者261人 | 支援者467人 就職者146人 | 支援者540人 就職者295人 | 支援者555人 就職者363人 | | | |
| | | 行政機関及び民間等から寄せられた就職情報を提供し、希望者へはあつせんも行います。事業主に対し母子家庭の母等の雇用の理解と協力を求めます。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 企業訪問38社 | 職業紹介172人 企業訪問49社 | 職業紹介111人 企業訪問64社 | 職業紹介137人 企業訪問88社 | 職業紹介84人 企業訪問49社 | | | |
| | 3) 職業訓練の実施 | 就職支援講座の実施と就業支援 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | ヘルパ講習会1回 30人受講 パソコン講座1回20人受講 | ヘルパ講習会1回 30人受講 パソコン講座1回10人受講 | ヘルパ講習会1回 28人受講 パソコン講座2回22人受講 | ヘルパ講習会1回 28人受講 パソコン講座2回24人受講 | ヘルパ講習会1回 29人受講 パソコン講座4回41人受講 | | | |
| | | 就職支援セミナーの実施 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 就職セミナー4回66人 適職発見セミナー5回84人 | 就職セミナー3回145人 適職発見セミナー7回62人 | 就職セミナー6回124人 適職発見セミナー6回111人 | 就職セミナー6回123人 適職発見セミナー6回111人 | 就職セミナー6回167人 適職発見セミナー6回129人 | | | |
| | 4) 支援体制の整備 | 横浜市中央職業訓練校での職業訓練 | 経済局雇用労働課 | 母子家庭向けの科目有り 母子家庭への優先枠を設けた科目有り | | | | | | | |
| | | ハローワークとの連携強化と雇用の促進 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。また雇用の促進についても検討していきます。 | | | | | | | |
| | 3 自立に向けての経済的支援 | 1) 基本的生活の支援 | 父母の離別、父の死亡等により児童を養育している父母等に支給します。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 受給者数 19,184人 | 受給者数 20,763人 | 受給者数 19,594人 | 受給者数 21,099人 | 受給者数 21,101人 | | |
| | | | ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。 | 健康福祉局 医療援助課 | 受給対象者 42,740人 | 受給対象者 42,986人 | 受給対象者 43,523人 | 受給対象者 44,380人 | 受給対象者 44,237人 | | |
| 2) 生活のための貸付 | 母子寡婦福祉資金貸付 | 修学資金や就労支度金等の各種資金を無利子又は低利で貸付します。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 件数1,302件 金額579,179千円 | 件数1,185件 金額529,709千円 | 件数1,040件 金額496,037千円 | 件数901件 金額431,980千円 | 件数855件 金額415,623千円 | | | |

| | 項目 | 内容 | 所管課等 | 実績 | | | | 績 | | | |
|----------------|-----------------|--|-----------------------|---|------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|--|--|
| | | | | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | | | |
| 4 養育費の確保の支援 | 1) 養育費の取決め | 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取決めにつき、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 法律相談84人 234件 (内養育費66件) | 法律相談89人 219件 (内養育費59件) | 法律相談130人 304件 (内養育費93件) | 法律相談125人 456件 (内養育費120件) | 法律相談136人 417件 (内養育費107件) | | | |
| | 2) 養育費についての啓発 | 養育費の負担は、児童の親として当然の義務であること等の理解を促進します。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 1回20人 | 1回22人 | 1回30人 | 2回26人 | 2回27人 | | | |
| 5 相談機能や情報提供の充実 | 1) 区役所窓口の充実 | 区役所窓口での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実し、利用の促進を図ります。 | 区福祉保健センター 子ども家庭支援課 | 区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任子ども家庭支援担当職員研修」、「養育費に関する研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進。 | | | | | | | |
| | 2) 相談機能の充実 | ひとり親家庭等の生活全般について、夜間に電話による相談の実施や、情報の提供を行います。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 316人 788件 | 375人 740件 | 326人 702件 | 261人 778件 | 202人 621件 | | | |
| | 3) 支援者の専門性の向上 | 離婚前の悩みについて、電話相談、法律相談、就労相談等で相談に応じます。(実績は母子家庭等就業・自立支援センターでの相談件数) | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 電話相談214件 法律相談57件 | 電話相談223件 法律相談48件 | 電話相談110件 法律相談75件 | 電話相談146件 法律相談99件 | 電話相談191件 法律相談97件 | | | |
| | 4) 支援制度の周知 | ひとり親世帯の相談全般に対応できるように、支援者に研修を実施し、専門性の向上を図ります。 事業を周知するため、広報よこはまや区役所へのチラシの配布、ホームページへの掲載の他、関係者へのPR等を行います。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 5(1)に同じ | | | | | | | |
| 6 子ども自身へのサポート | 1) 子ども悩み事相談 | 日常生活相談において、ひとり親世帯に理解のある相談員が、児童からの様々な相談に応じます。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 5(2)に同じ | | | | | | | |
| | 2) 小学生等への支援(再掲) | 子ども自身からの相談を受ける団体・機関との連携 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 児童相談所や関係部署に自立支援計画を配布し、実態調査の結果や実施事業について情報提供。母子家庭等就業・自立支援センターの夜間電話相談の中で、子ども自身からの相談を受け付ける旨を記載したチラシを配布。 | | | | | | | |
| | | ひとり親家庭の小・中学生を対象に派遣された大学生のボランティアが、子どもとの悩み相談や遊びの相手となったり、学習指導を行ったりします。 | 子ども青少年局 子ども家庭課 | 1(2)に同じ | | | | | | | |

横浜市母子家庭等実態調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的 母子家庭等自立支援計画の策定に資する情報収集のため

(2) 調査期間・方法

平成 24 年 7 月 5 日から平成 24 年 7 月 23 日まで郵送配布・郵送回収により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 22 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭・父子家庭数の 15%を抽出率として、抽出した。

| | 調査票送付数 | 調査票回収数 | 調査票回収率 | 調査対象該当数 | 調査対象該当率 |
|------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 母子家庭 | 2,800 | 1,053 | 37.6% | 780 | 27.9% |
| 父子家庭 | 400 | 109 | 27.3% | 42 | 10.5% |
| 合計 | 3,200 | 1,162 | 36.3% | 822 | 25.7% |

2 結果の概要

<横浜市の母子家庭と父子家庭の状況>

| | | 母子世帯 | 父子世帯 | 全体 | |
|---|--------------|-----------------|-----------------|---------------|-------|
| 1 | 世帯数（推計値） | 24,311 世帯 | 4,566 世帯 | 28,877 世帯 | |
| 2 | 子どもの人数 | 1.61 人 | 1.5 人 | 1.61 人 | |
| 3 | 3人以上子どものいる世帯 | 10.4% | 7.2% | 10.2% | |
| 4 | ひとり親になった理由 | 離別 | 79.0% (77.3%) | 83.3% (59.6%) | 79.2% |
| 5 | 住居の状況 | 賃貸住宅 | 54.3% | 23.9% | 38.6% |
| | | 持ち家 | 23.5% | 61.9% | 25.4% |
| 6 | 平均年間世帯総収入 | 331 万円 (329 万円) | 571 万円 (639 万円) | 344 万円 | |
| 7 | 平均年間就労収入 | 263 万円 (277 万円) | 543 万円 (647 万円) | 279 万円 | |
| 7 | 就業率 | 84.7% (86%) | 90.5% (88.5%) | 85% | |
| 8 | 就業形態 | 正社員 | 41.9% | 76.3% | 43.8% |
| | | パート・アルバイト | 38.6% | 5.3% | 36.8% |

()内は、平成 19 年度前回調査

(1) ひとり親になった理由 (P38)

～父子家庭において離別が 83.3%に増加～

○ 父子家庭は、前回 59.6%から 83.3%へ増加した。母子家庭は 77.3%から 79.0%で変化はない。

(2) 住居の状況 (P40)

～母子家庭では賃貸住宅に居住する世帯が半数以上～

○ 賃貸住宅に居住する父子家庭は 23.9%、母子家庭は 54.3%と高い。持ち家の父子家庭は 61.9%だが、母子家庭では 23.5%と低い。

(3) 子どもの人数の母子家庭と父子家庭の比較 (P36)

～子どもが3人以上いる家庭は、母子家庭が多く、子どもが1人の家庭は、父子家庭の方が多い～

○ 子どもが3人以上いる家庭は、母子家庭では 10.4%、父子家庭では 7.2%で母子家庭の方が多かった。子どもが、一人の家庭は、父子家庭では 59.5%、母子家庭では 51.8%で父子家庭の方が多かった。

(4) 就業支援について

～ひとり親になって働き始めた母子家庭が8割以上と高い～ (P43)

- 仕事をしていなかった人で働き始めた母子家庭は、80.5%であった。また、仕事をしていた人で、ひとり親になっても仕事を続けている人は87.5%であった。

～ひとり親になってからの期間と就業率は、関連しない～ (P44)

- 未就労率は、ひとり親になってから1年未満は13.5%であるが、11年以上は14.1%とほとんど差がない。

～ひとり親になってから取得した資格は、福祉関係が上位3位を占める～ (P64)

- 前は看護師・介護福祉士・ヘルパーであったが、介護福祉士・ホームヘルパー・ケアマネージャーが上位であった。

(5) 学習支援制度の利用意向について (P69)

～所得が低い層ほど学習支援制度を利用したいと希望～

- 200万円以上300万円未満の世帯は、72.2%が希望し、500万円以上の世帯は51.4%が希望した。

(6) 面会について (P70)

～子どもの意向は、面会交流事業の利用率に反映されない～

- 同居していない親と不定期に会っている・会っていないひとり親世帯は86.4%であり、その世帯の子どもの18.5%が同居していない親と会いたいとなっている。
- 子どもと会っていない・不定期に会っている親が、面会交流事業を利用したい率は、全体で14.7%であり、母子家庭で14.9%、父子家庭で10%と低い。また、子どもから会いたいと言われた場合は16.9%、言われない場合も14.2%と、子どもの意向と利用の希望率には、関係がなかった。

(7) 福祉制度の認知状況 (P72)

～ひとり親における就労支援事業の区役所福祉関連窓口・児童相談所・民生委員の認知度は、高いが、就労支援事業の一部の認知度は半数以下である～

- 特に、母子家庭において、母子家庭高等技能訓練促進費の認知度は28.3%であった。

(8) 親の健康について (P86)

～ひとり親の4分の1は、健康状態があまりよくない・よくないと感じている～

- 良いが24.2%、まあよい・普通が49.3%・あまりよくない・よくないが24.4%である。
- 今は働けないが、働きたい人の63.6%の人が自分の問題（健康など）が解決したらと回答した。(P47)

(9) 相談相手について (P94)

～父子家庭は、母子家庭より相談相手が欲しいと思う世帯が多い～

- 相談相手がいる母子家庭は、73.5%、父子家庭は、47.6%であった。相談相手が欲しい母子家庭は、前回17.4%から14.7%であり、父子家庭は、23.1%から26.2%であった。

(10) 地域の集まりや交流会、サークル活動等について (P95・96)

～地域の集まりや交流会、サークル活動等に参加希望は、やや父子家庭が多い～

- 参加している父子家庭は21.4%であり、母子家庭の16.2%より高く、また一人親同士・子ども同士の交流できるイベントやサークルに参加してみたい父子家庭は、40.5%と母子家庭の27.6%より高い。

横浜市母子家庭等実態調査

調査結果 報告書

平成 25 年 2 月

横浜市こども青少年局こども家庭課

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| 1. 調査概要 | 35 |
| 2. 調査結果 | 36 |
| (1) 回答者の属性 | 36 |
| (2) 就学前児童の保育について | 41 |
| (3) 就業について | 42 |
| (4) 資格や技能について | 64 |
| (5) 子どもについて | 68 |
| (6) 福祉関係の制度等について | 72 |
| (7) 現在の生活状況について | 86 |
| (8) その他意見や希望等について | 99 |
| 3. 資料編 | 100 |
| (1) アンケート調査票 | 100 |

1. 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、市内のひとり親家庭の生活実態や福祉行政に関する意見等を把握し、母子家庭及び父子家庭等への総合的な支援策を定める「母子家庭等自立支援計画」の策定に資する情報を収集することを目的とする。

(2) 調査対象

住民基本台帳から、市内在住のひとり親家庭（配偶者のいない母親または父親と20歳未満の子どもからなる世帯で、同居の家族がいる場合も含む）と判断される世帯を、無作為に母子家庭2,800件、父子家庭400件抽出し対象とした。

(3) 調査期間・方法

平成24年7月5日から平成24年7月23日までを調査期間とし、郵送配布・郵送回収により調査を実施した。なお、前回調査は平成20年8月22日から平成20年9月10日までを調査期間とし、同様の方法で実施した。

(4) 回収状況

本調査の回収状況は下表のとおり。

図表1 回収状況

| | 調査票 送付数 | 調査票 回収数 | 調査票 回収率 | 調査対象 該当数 ^{※1} | 調査対象 該当率 ^{※2} |
|------|------------|------------|------------|---------------------------|---------------------------|
| 母子家庭 | 2,800 | 1,053 | 37.6% | 780 | 27.9% |
| 父子家庭 | 400 | 109 | 27.3% | 42 | 10.5% |
| 合計 | 3,200 | 1,162 | 36.3% | 822 | 25.7% |

※1…本調査では、住民基本台帳から「父または母と20歳未満の子どもと同居する世帯」を抽出し調査対象としたが、中には単身赴任や出稼ぎ、子どもの就学等のため一時的に別居している場合も含まれるため、これらを除外した「ひとり親家庭」の数。

※2…調査対象該当率＝調査対象該当数÷調査票送付数

2. 調査結果

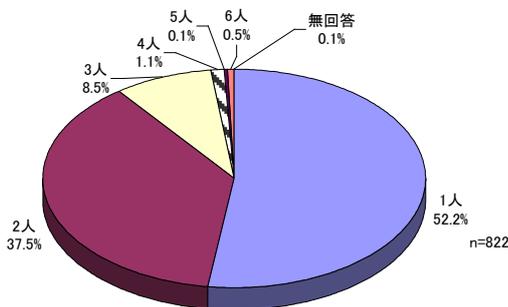
(1) 回答者の属性

① 子どもの人数 (問1)

はじめに、回答者の属性について概観します。まず、ひとり親家庭の子どもの人数については、「1人」が過半数の52.2% (429人)、「2人」が37.5% (308人)、「3人」が8.5% (70人)、「4人」が1.1% (9人)、「5人」が0.1% (1人)、「6人」が0.5% (4人)となっています。

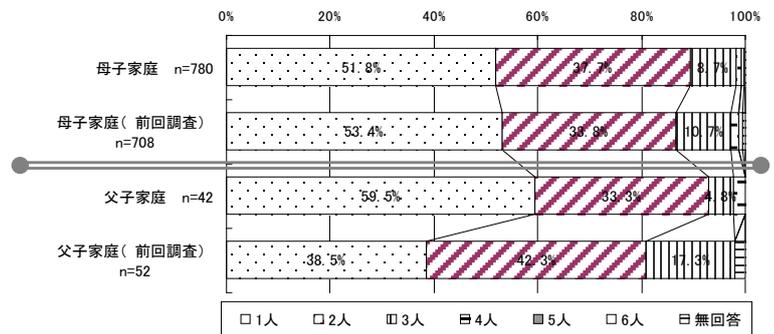
また、母子・父子家庭別及び、前回調査との比較で子どもの人数の分布をみると、今回調査では、父子家庭で子どもが「1人」の方の割合が多くなっていることがわかります。なお、母子家庭の子ども数は平均1.61人なのに対し、父子家庭では1.50人でした。

図表 1-①-1 子どもの人数



図表 1-①-2 子どもの人数

(母子・父子家庭別、前回調査との比較)

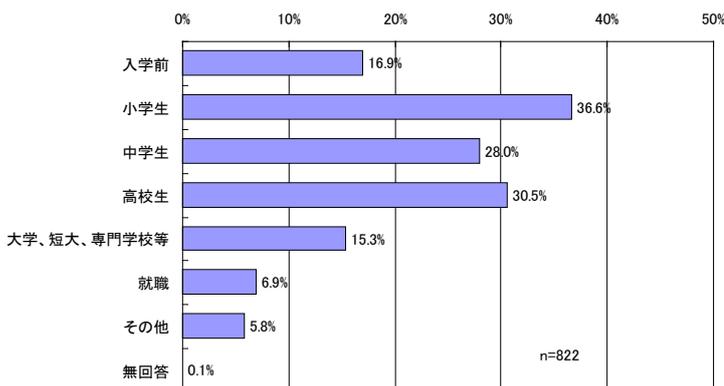


② 子どもの就学・就業状況 (問1)

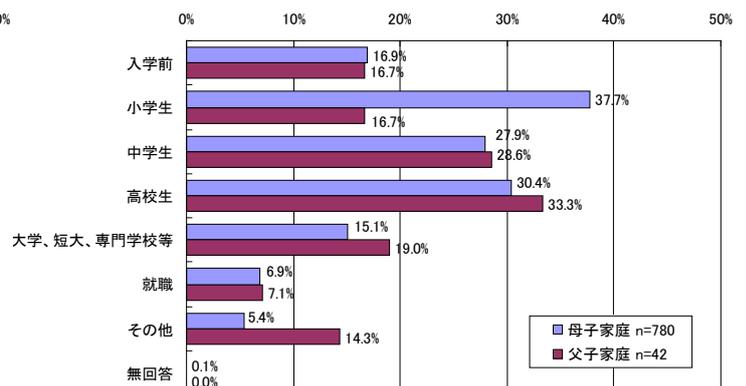
次いで子どもの就学・就業状況をみると、「未就学」の子どもがいる世帯が16.9% (139人)、「小学生」の子どもがいる世帯が36.6% (301人)、「中学生」28.0% (230人)、「高校生」30.5% (251人)、「大学、短大、専門学校等」が15.3% (126人)となっています。また、「就職」している子どもがいるという世帯も6.9% (57人) いました。

子どもの就学・就業状況を母子・父子家庭別に比較すると、母子家庭では「小学生」の子どもがいる世帯が37.7%と最も多くなっています。一方、父子家庭では母子家庭に比べ、「高校生」の子どもや、「大学、短大、専門学校等」に通っている子どもがいる世帯の割合が若干高いことがわかります。

図表 1-②-1 子どもの就学・就業状況

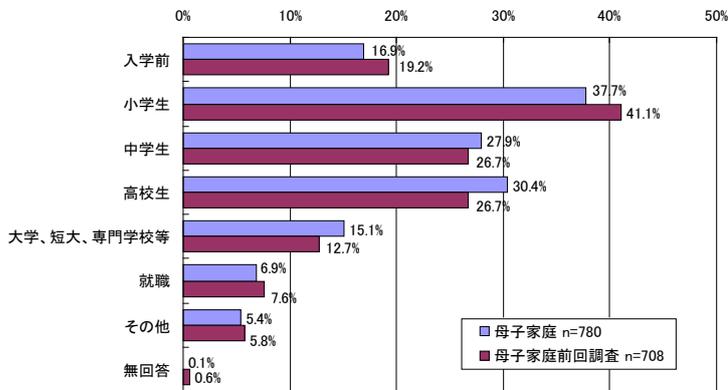


図表 1-②-2 子どもの就学・就業状況
(母子・父子家庭別)

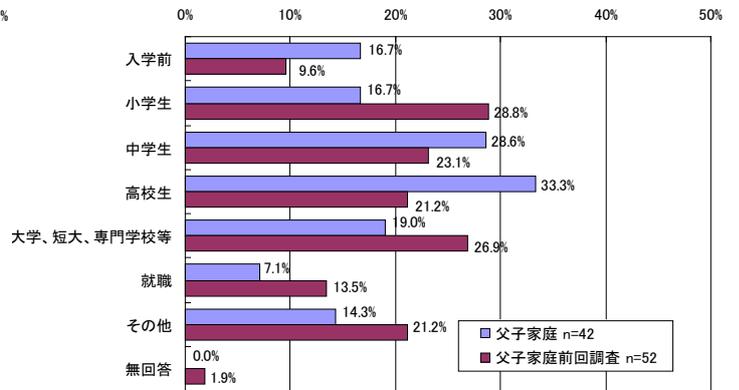


前回調査の結果との比較は、それぞれ次のようになっています。

図表 1-②-3 子どもの就学・就業状況
(母子家庭、前回調査との比較)



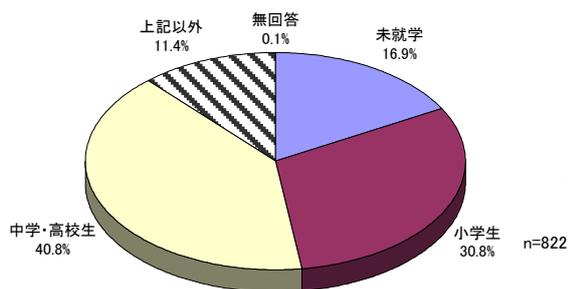
図表 1-②-4 子どもの就学・就業状況
(父子家庭、前回調査との比較)



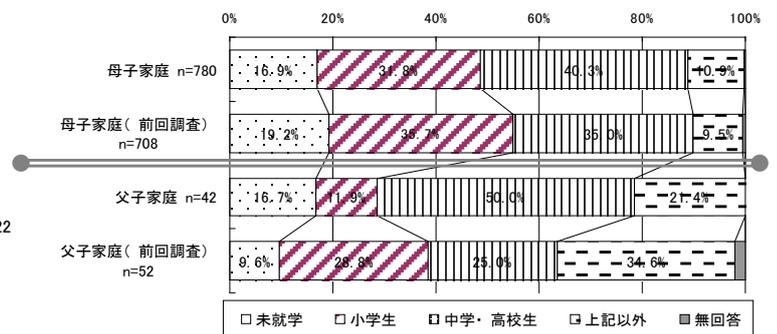
子どもが1人の場合はその子の、複数いる場合は末の子の就学・就業状況についてみると、「未就学」が16.9% (139人)、「小学生」が30.8% (253人)、「中学・高校生」が40.8% (335人)となっています。

なお、末子の就学・就業状況の、母子・父子家庭別及び前回調査結果は図表1-②-6のとおりです。末子の状況に限って見ても、母子家庭では「小学生」の子どもの割合が高く、父子家庭では比較的年齢が高い子どもの割合が高いことがわかります。

図表 1-②-5 子ども(末子)の就学・就業状況



図表 1-②-6 子ども(末子)の就学・就業状況
(母子・父子家庭別、前回調査との比較)



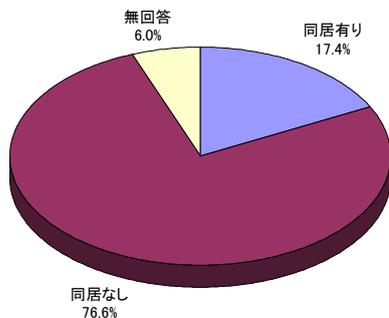
※「上記以外」とは、「大学・短大・専門学校等」「就職」「その他」の計

③ 家族や親族との同居（問1）

回答者の父母や兄弟姉妹など、家族や親族との同居の状況をみると、全体の約5分の1（17.4%：143人）が同居していると回答しています。

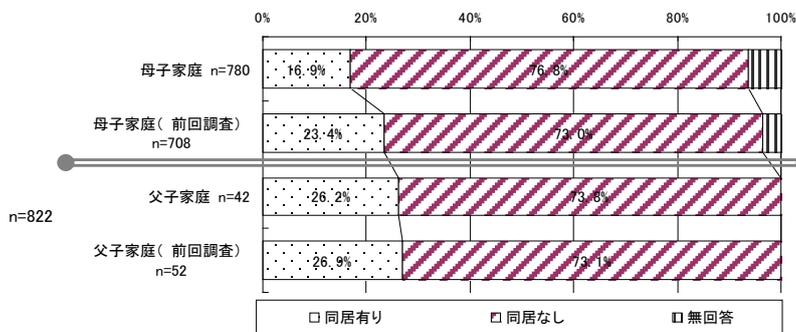
同居する家族や親族の有無を母子・父子家庭別にみると、父子家庭では同居者がいる世帯が若干多いことがわかります。

図表 1-③-1 家族親族との同居



図表 1-③-2 家族親族との同居

（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

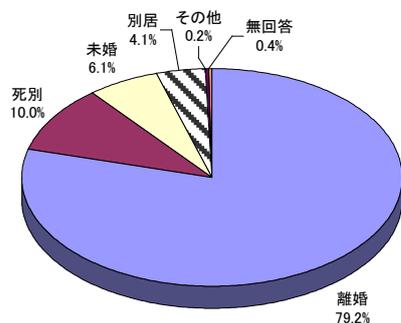


④ ひとり親家庭になった理由（問3）

ひとり親家庭になった理由については、「離婚」が最も多く全体の約8割（79.2%：651人）であり、次いで「死別（10.0%：82人）」、「未婚（6.1%：50人）」、「別居（4.1%：34人）」の順となっています。

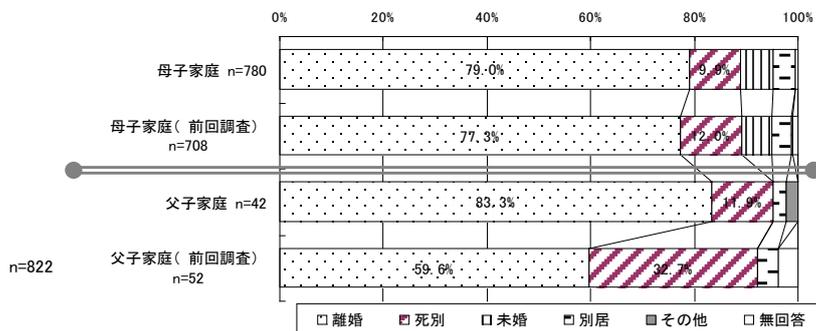
母子・父子家庭別及び前回調査との比較については図表 1-④-2 のとおりです。今回の調査では、父子家庭において前回調査に比べ「離婚」の割合が高くなっていることがわかります。

図表 1-④-1 ひとり親家庭になった理由



図表 1-④-2 ひとり親家庭になった理由

（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

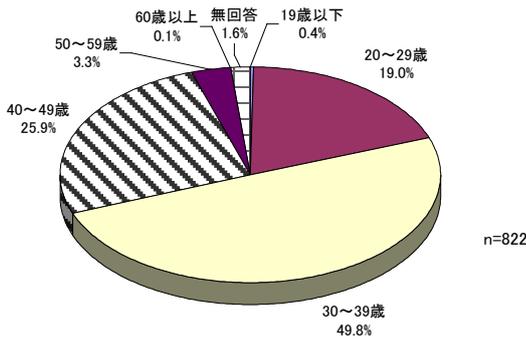


⑤ ひとり親家庭になったときの年齢（問4）

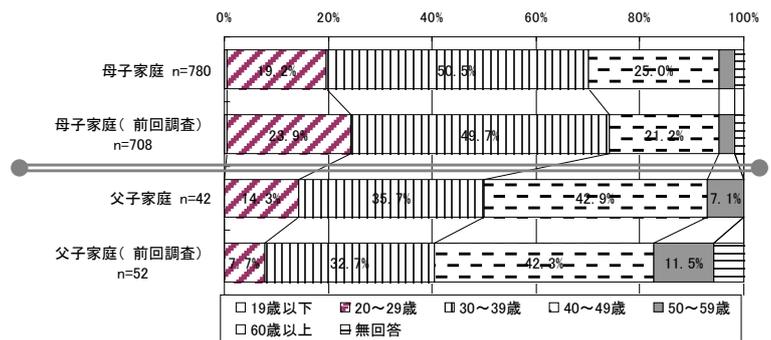
ひとり親家庭になったときの年齢をみると、「30～39歳」が49.8%（409人）と最も多く、半数近くとなっています。続いて、「40～49歳」が25.9%（213人）、「20～29歳」が19.0%（156人）となっています。なお、平均年齢は35.7歳でした。

ひとり親家庭になったときの年齢を母子・父子家庭別にみると、母子家庭では、父子家庭に比べてひとり親家庭になったときの年齢が低いことがわかります。なお、今回調査の平均年齢は、母子家庭では35.5歳、父子家庭は39.6歳でした。

図表 1-⑤-1 ひとり親家庭になったときの年齢



図表 1-⑤-2 ひとり親家庭になったときの年齢
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

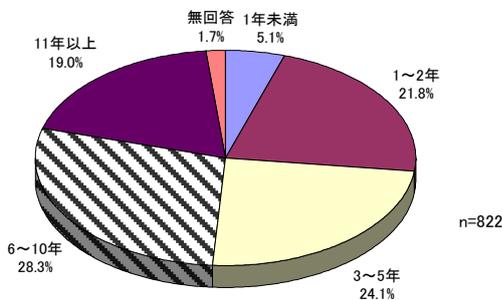


⑥ ひとり親家庭になってからの期間（問4）

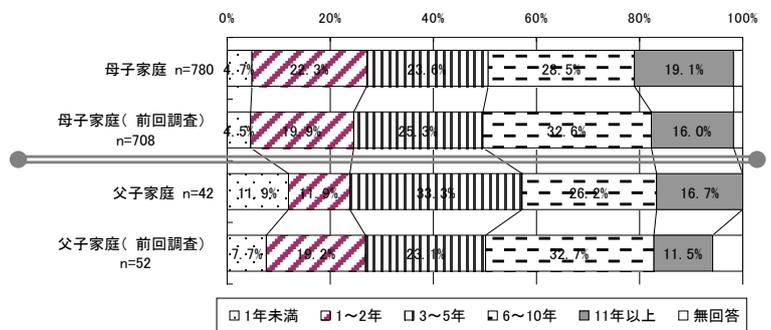
ひとり親家庭になってからの期間については、「1年未満」が全体の5.1%（42人）、「1年～2年」が21.8%（179人）、「3年～5年」が24.1%（198人）、「6年～10年」が28.3%（233人）、「11年以上」が19.0%（156人）でした。

母子・父子家庭別の結果及び前回調査との比較は、図表 1-⑥-2 のとおりです。

図表 1-⑥-1 ひとり親家庭になってからの期間



図表 1-⑥-2 ひとり親家庭になってからの期間
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

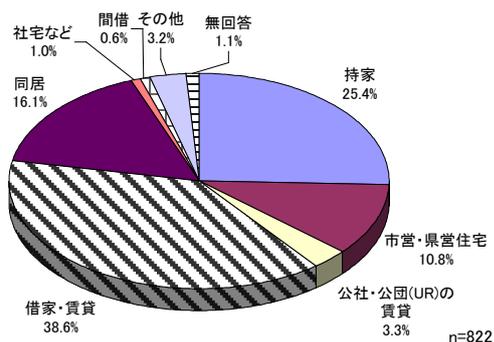


⑦ 住居の状況（問5）

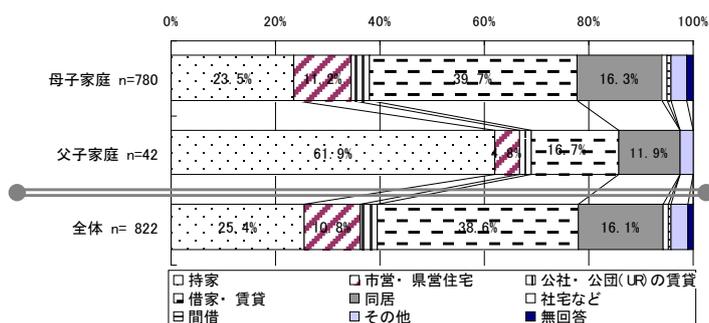
住居の状況については、「借家・賃貸」が38.6%（317人）と最も多く、次いで「持家」が25.4%（209人）、親族等との「同居」が16.1%（132人）、「市営・県営」や「公社・公団」などの公営住宅が14.1%（116人）の順となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭において「市営・県営住宅」や「借家・賃貸」「同居」の割合が高く、父子家庭では「持家」の割合が高いことがわかります。なお、前回調査と今回調査では回答の選択肢が異なるため直接的な比較はできませんが、母子家庭において市営・県営住宅や借家の割合が高く、父子家庭では持ち家の割合が高いという傾向は同様にみられます。

図表 1-⑦-1 住居の状況



図表 1-⑦-2 住居の状況（母子・父子家庭別）



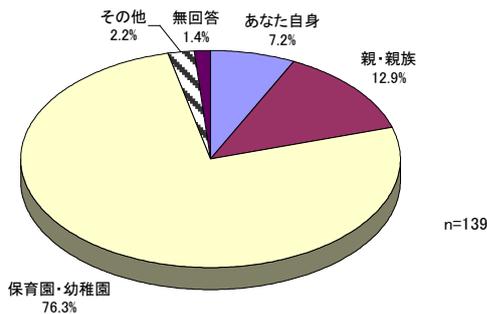
(2) 就学前児童の保育について

① 保育の担当者 (問2)

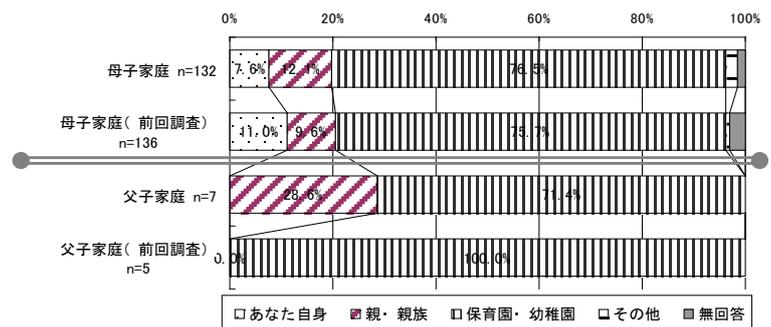
就学前児童がいる世帯 (139 人) に対し保育状況についてたずねたところ、「保育園・幼稚園」が保育を担当していると回答した人が最も多く、全体の約 3/4 (76.3% : 106 人) でした。

母子・父子家庭別及び前回調査との比較については図表 2-①-2 のとおりです。なお、父子家庭で未就学の子どもがいる世帯は 7 世帯でしたが、いずれも「親・親族」または「保育園・幼稚園」が保育を担当しているという回答となっています。

図表 2-①-1 就学前児童の保育状況



図表 2-①-2 就学前児童の保育状況
(母子・父子家庭別、前回調査との比較)



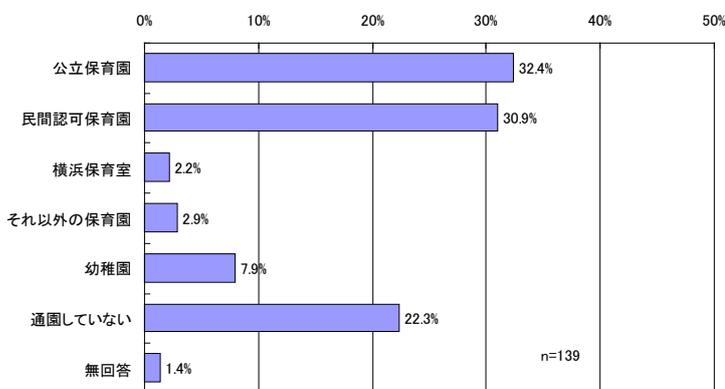
※「保育園・幼稚園」は、「公立保育園」、「民間認可保育園」、「横浜保育室」、「それ以外の保育園」の回答の合計

② 保育園・幼稚園への通園状況 (問2)

就学前児童がいる世帯 (139 人) に対し通園状況についてたずねたところ、「公立保育園」が最も多く 32.4% (45 人)、次いで「民間認可保育園」が 30.9% (43 人) となっています。また、「幼稚園に通園」は 7.9% (11 人) でした。

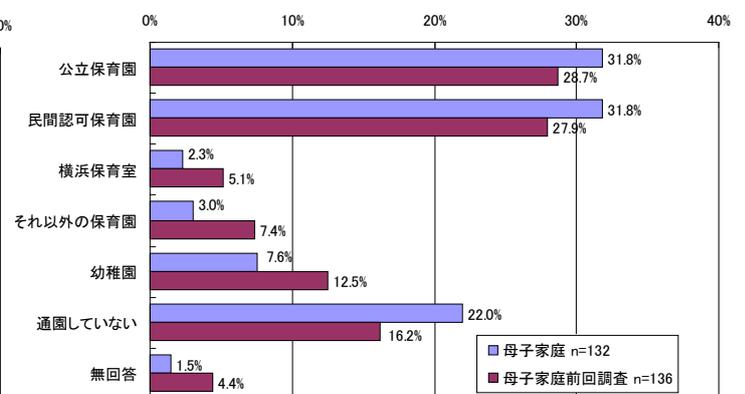
母子家庭について、前回調査と比較すると「公立保育園」「民間認可保育園」の割合が若干増え、「幼稚園」などの割合が若干減っていることがわかります。

図表 2-②-1 保育園幼稚園への通園状況



図表 2-②-2 保育園幼稚園への通園状況

(母子家庭、前回調査との比較)



※なお、父子家庭については、該当者が 7 人と少ないためにグラフは省略していますが、「公立保育園 (3 人)」「民間認可保育園 (1 人)」「幼稚園 (1 人)」「通園していない (2 人)」という回答となっています。

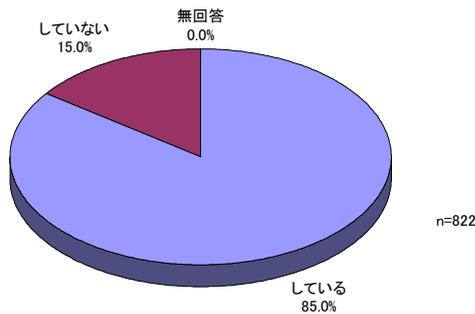
(3) 就業について

① 就業の有無 (問7)

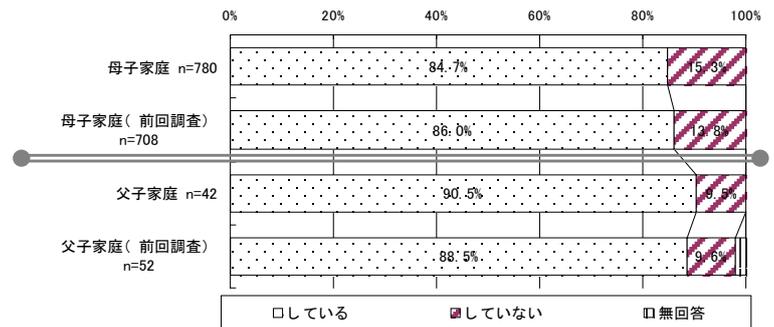
対象者全員に対し、現在収入をとまなう仕事をしているかどうかをたずねたところ、全体の 85.0% (699 人) が仕事をしていると回答しています。

母子・父子家庭別にみると、母子・父子家庭で仕事をしている割合にほとんど差異がないことがわかります。なお、このような結果は、前回調査についても同様にみられます。

図表 3-①-1 収入をとまなう仕事をしているか



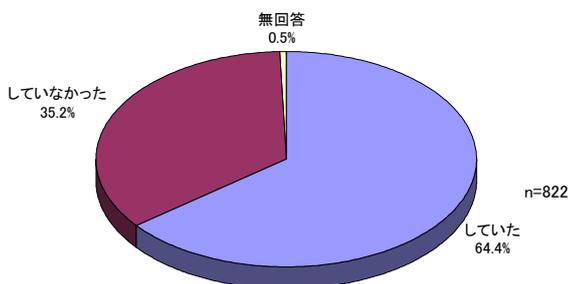
図表 3-①-2 収入をとまなう仕事をしているか
(母子・父子家庭別、前回調査との比較)



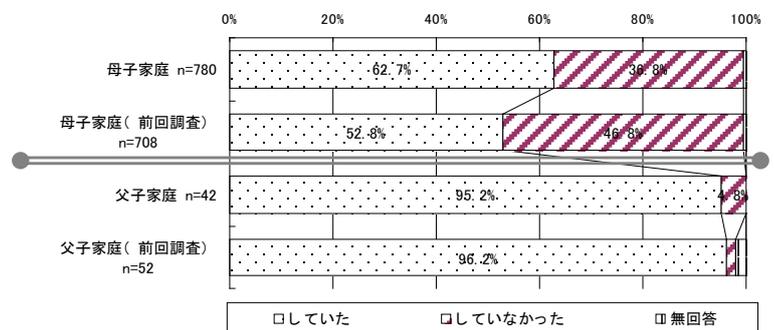
一方、ひとり親家庭になる前に仕事をしていたかどうかについては、64.4% (529 人) がしていたと回答しています。現在仕事をしている人は先にみたとおり 85.0% ですから、少なくとも 20.6% がひとり親家庭になった後に仕事を始めていることがわかります。

ただし、母子・父子家庭別にみると、父子家庭では以前から仕事をしている人の割合が高いことがわかります。このような結果は前回調査でも同様ですが、母子家庭について、今回の調査では以前から仕事をしている人の割合が若干高いことがわかります。

図表 3-①-3 ひとり親家庭になる前に、
収入をとまなう仕事をしていたか



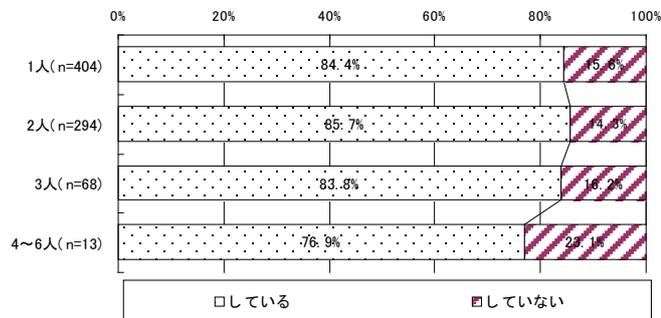
図表 3-①-4 ひとり親家庭になる前に、
収入をとまなう仕事をしていたか
(母子・父子家庭別、前回調査との比較)



以下、母子家庭の就業状況について、回答者の属性や世帯の状況との関係から把握します。

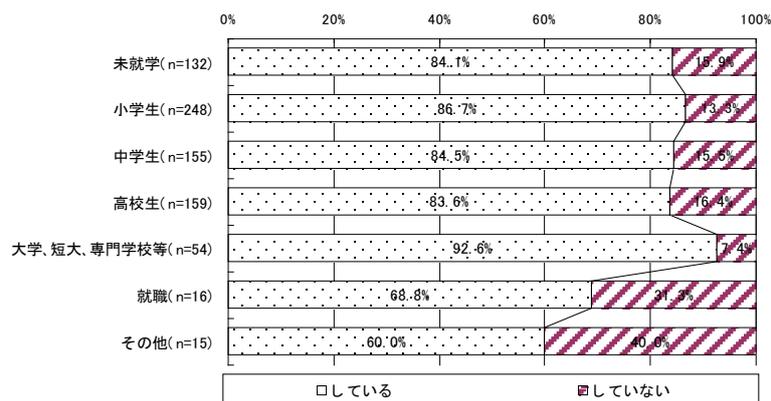
まず、子どもの人数と現在の就業の有無との関係を見ると、子どもの人数が「1～3人」の世帯に比べて、「4～6人」の世帯では仕事をしていない割合が若干高いことがわかります。

図表 3-①-5 子どもの人数と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



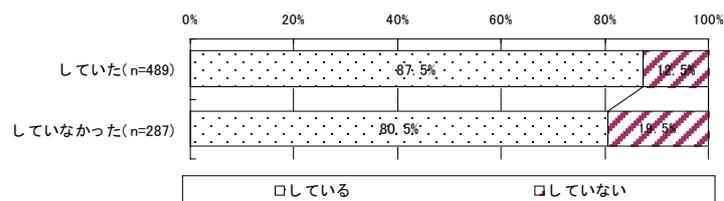
次いで、子ども（末子）の就学・就業状況と現在の就業の有無との関係を見ると、末子が「就職」「その他」以外の方については、仕事をしている人の割合がいずれも80%以上となっています。

図表 3-①-6 子ども（末子）の就学・就業状況と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



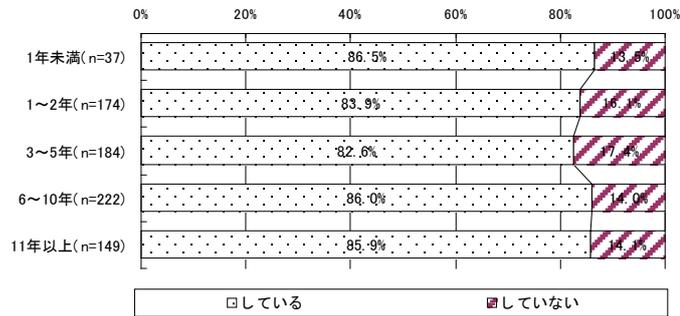
また、現在の就業の有無と、ひとり親になる前に仕事をしていただどうかの関係を見ると、仕事をしていなかった人では、現在も仕事をしていない割合が若干高くなっています。

図表 3-①-7 ひとり親になる前の就業の有無と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



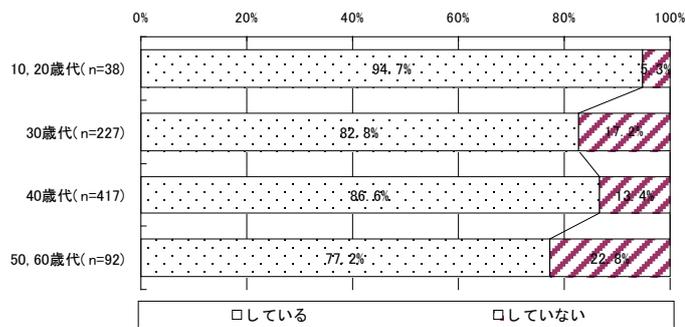
ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係を見ると、ひとり親になってからの期間によってそれほど大きな違いがないことがわかります。

図表 3-①-8 ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係（母子家庭）



同様に、現在の年齢と現在の就業の有無との関係を見ると、「10, 20歳代」で仕事をしている人の割合が比較的高くなっています。

図表 3-①-9 現在の年齢と現在の就業の有無との関係（母子家庭）

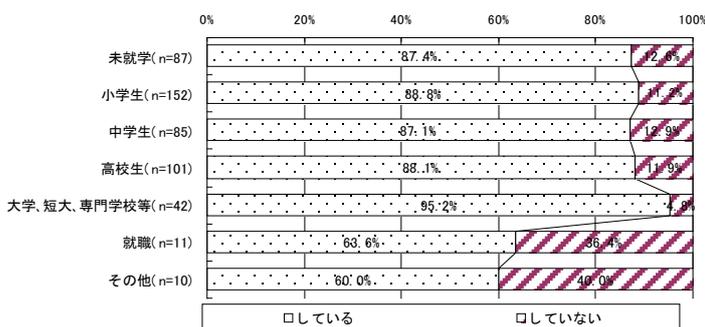


※なお、10歳代は1名、60歳代は3名でした。

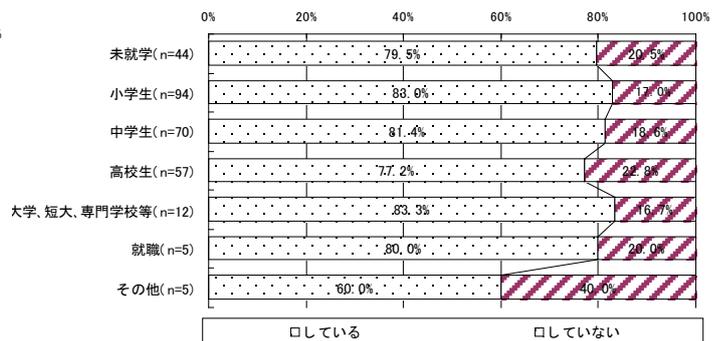
つづいて、ひとり親家庭になる前の就業の有無別に、子ども（末子）の就業・就学状況と現在の就業の有無との関係を見ました。

ひとり親家庭になる前に仕事をしてきた人では、「就職」の場合を除いて9割近い人が仕事をしているのに対し、仕事をしていなかった人では、子ども（末子）の状況に関わらずその割合が比較的低くなっていることがわかります。

図表 3-①-10 ひとり親になる前の就業の有無別 子ども（末子）の状況と現在の就業の有無との関係（母子家庭、仕事をしていた）



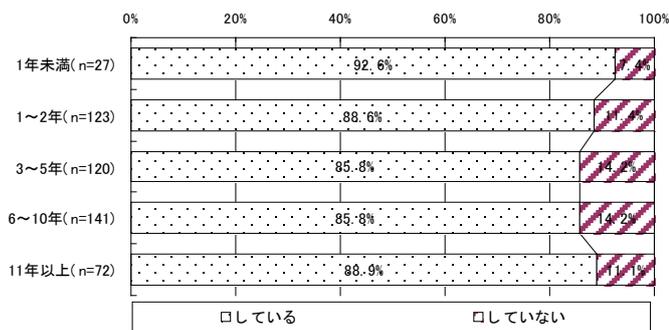
図表 3-①-11 ひとり親になる前の就業の有無別 子ども（末子）の状況と現在の就業の有無との関係（母子家庭、仕事をしなかった）



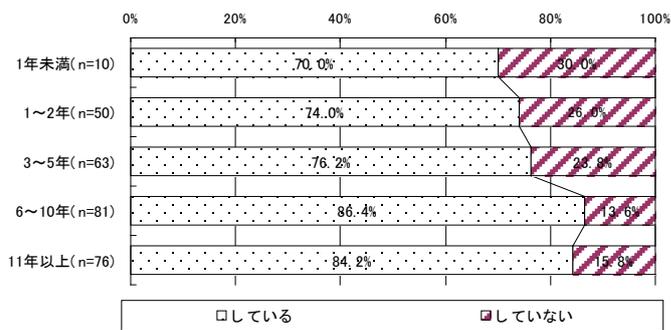
さらに、ひとり親家庭になる前の就業の有無別に、ひとり親家庭になってからの期間と現在の就業の有無との関係を見ました。

ひとり親家庭になる前に仕事をしてきた人では、ひとり親家庭になってからの期間が「1年未満」でも仕事をしている人の割合が若干高くなっています。一方、ひとり親家庭になる前に仕事をしていなかった人については、「1年未満」の人は現在30.0%の人が仕事しておらず、「1～2年」「3～5年」の人についてもその割合が比較的高いことがみてとれます。

図表 3-①-12 ひとり親になる前の就業の有無別
ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係（母子家庭、仕事をしてきた）

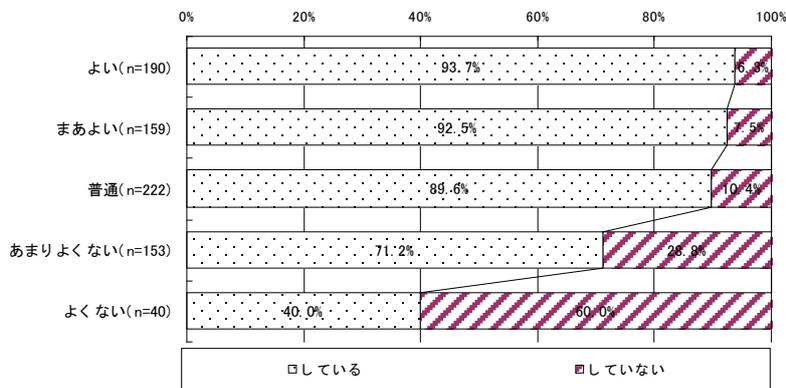


図表 3-①-13 ひとり親になる前の就業の有無別
ひとり親になってからの期間と現在の就業の有無との関係（母子家庭、仕事をしていなかった）



最後に、健康状態と就業の有無との関係を見ると、全体の約85%が仕事をしている状況のなかで、健康状態が「あまりよくない」人では28.8%が、「よくない」人では60.0%が現在働いていない（働くことができていない）ことが把握されます。

図表 3-①-14 健康状態と現在の就業の有無との関係（母子家庭）

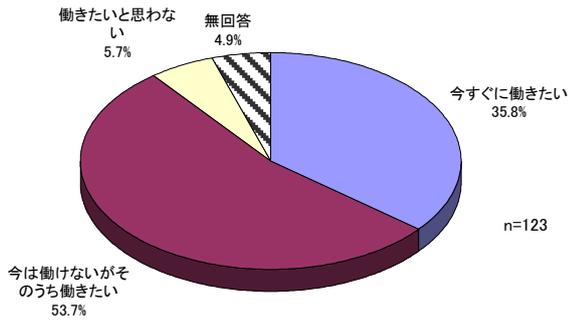


② 就業意欲の有無（問 17）

現在仕事をしていない人（123 人）に、働きたいと思っているかどうかをたずねたところ、35.8%（44 人）が「今すぐに働きたい」、53.7%（66 人）が「今は働けないがそのうち働きたい」と回答しており、ほとんどの人がいずれ働きたいと考えています。

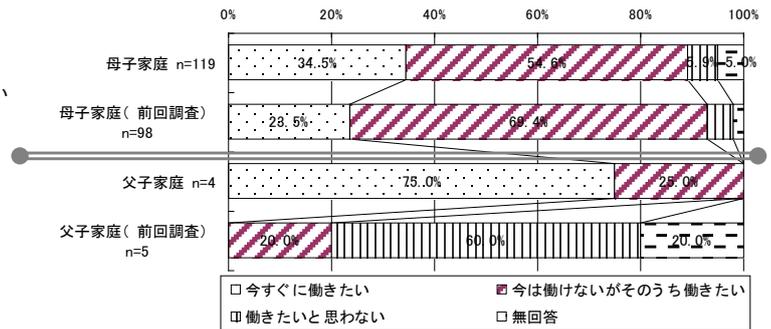
前回調査と比較すると、母子家庭では「今すぐに働きたい」の割合が若干増えています。父子家庭についても、該当者が少ないため注意が必要ですが、「今すぐに働きたい」の割合が高くなっています。

図表 3-②-1 働きたいと思っているか



図表 3-②-2 働きたいと思っているか

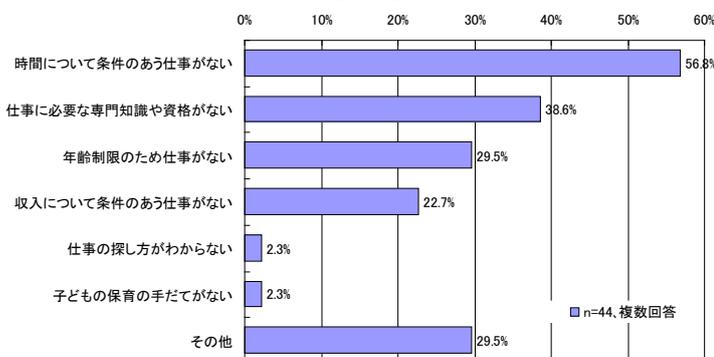
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



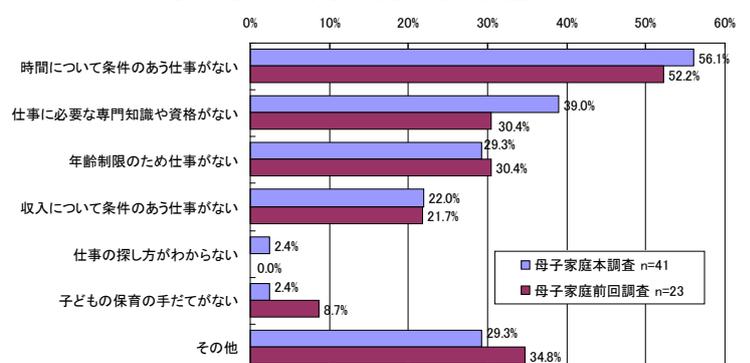
次いで、現在仕事をしておらず、また「今すぐに働きたい」と思っている人（44 人）に、今すぐに働きたいと思っているのに、なぜ働いていないのかをたずねたところ、「時間について条件のあう仕事がない」が 56.8%（25 人）と最も多く、「仕事に必要な専門知識や資格がない」が 38.6%（17 人）と続いています。なお、「その他」の回答には「病氣中である」「求職活動中である」などがよせられました。

母子家庭について、前回調査と比較すると、「時間について条件のあう仕事がない」が最も多いのは同様の傾向となっていますが、「仕事に必要な専門知識や資格がない」の割合が若干上昇しています。

図表 3-②-3 今すぐに働きたいと思っているが、働いていない理由



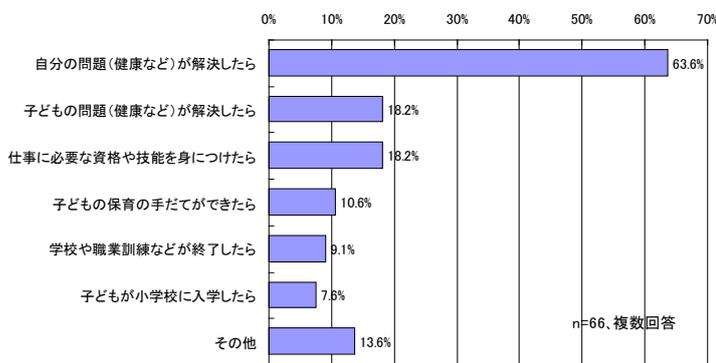
図表 3-②-4 今すぐに働きたいと思っているが、働いていない理由（母子家庭、前回調査との比較）



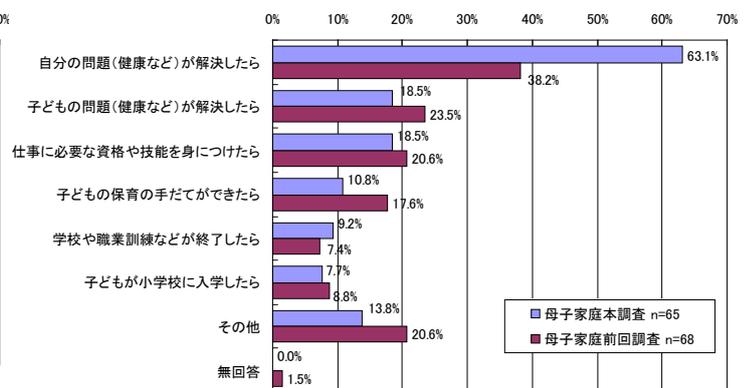
また、現在仕事をしておらず、「今は働けないがそのうち働きたい」と回答した人（66人）に、どのような状況になれば働きたいと思うかをたずねたところ、「自分の問題（健康など）が解決したら」と答える人が最も多く63.6%（42人）でした。次いで「子どもの問題（健康など）が解決したら」「仕事に必要な資格や技能を身につけたら」が18.2%（12人）となっています。「その他」の内容としては、「親の介護と仕事が両立できるようになったら」などが挙げられています。なお、66人中父子家庭の人は1名であり、回答は「自分の問題（健康など）が解決したら」でした。

母子家庭について、前回調査と比較すると、「自分の問題（健康など）が解決したら」が最も多いのは前回と同様となっていますが、その割合が多くなっていることがわかります。

図表 3-②-5 今は働けないが、どのような状況になれば働けるようになるか



図表 3-②-6 今は働けないが、どのような状況になれば働けるようになるか
(母子家庭、前回調査との比較)

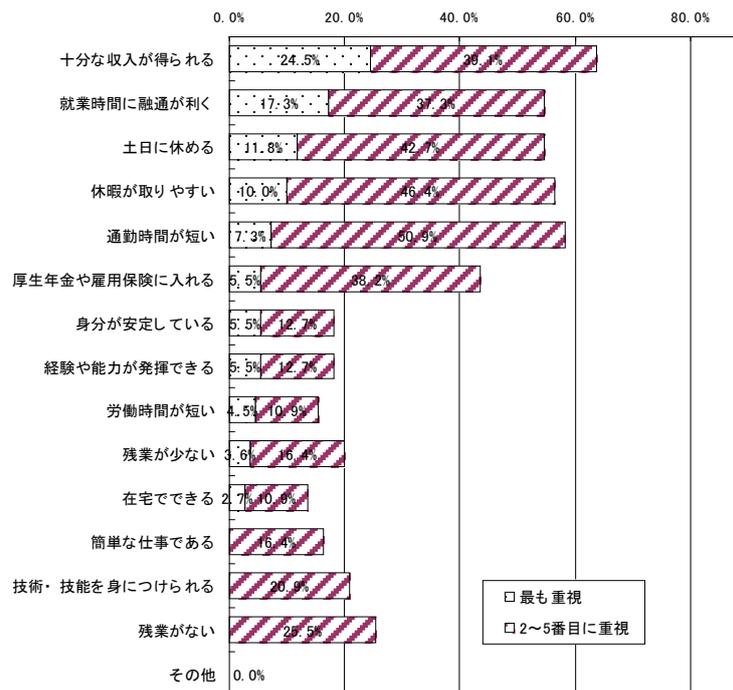


③ 就業の際重視すること（問 18）

「今すぐに働きたい」または「今は働けないがそのうち働きたい」と回答した人（計 110 人）に、今後仕事に就く場合に重視することは何かをたずねたところ、最も重視する点として、「十分な収入が得られる」、「就業時間に融通がきく」などが上位にあげられています。また、5 番目に重視することまでを含めた、全体的な重視点については、最も重視するもので上位に入ったもの以外に、「通勤時間が短い」、「休暇が取りやすい」、「土日に休める」などに多くの意見が集まっています。

なお、父子家庭で回答した人は 4 人でしたが、最も重視する点として、「十分な収入が得られる」、「厚生年金や雇用保険に入れる」、「労働時間が短い」、「残業が少ない」がそれぞれ挙げられています。

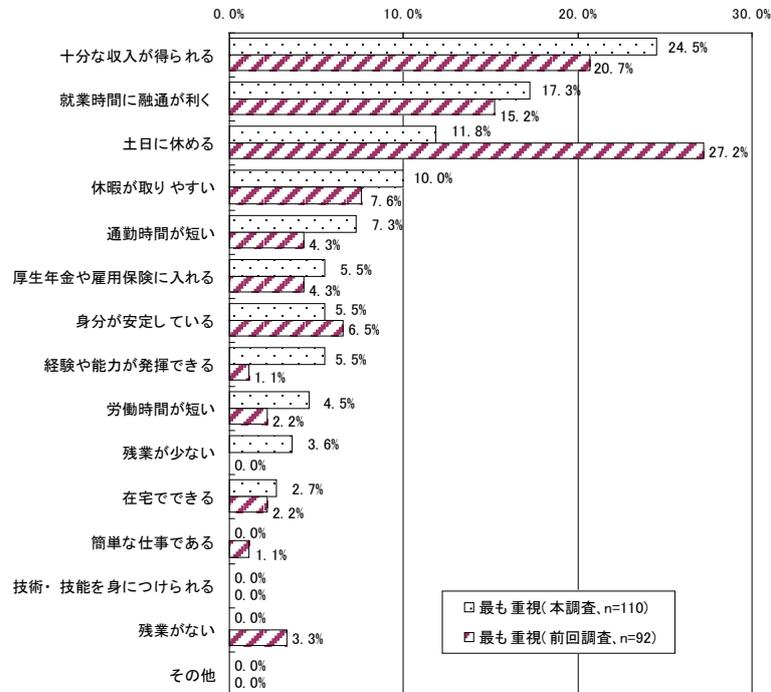
図表 3-③-1 就業の際に重視すること



「最も重視する点」「1～5 番目に重視する点（合計）」のそれぞれについて、前回調査との比較は図表 3-③-2、図表 3-③-3 のとおりです。最も重視する点については、「土日に休める」の回答が減少していることがわかります。

1～5 番目に重視する点の合計の比較については、前回調査では「通勤時間が短い」が最も上位となっていました、今回調査では「十分な収入が得られる」が最も上位に挙げられています。

図表 3-③-2 就業の際に最も重視すること（前回調査との比較）



図表 3-③-3 就業の際に重視すること（1～5 番目の合計、前回調査との比較）

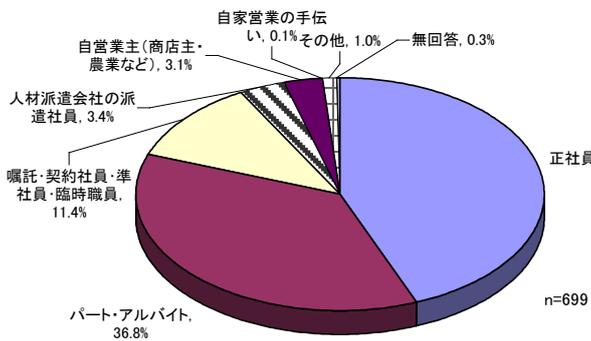


④ 就業形態（問8）

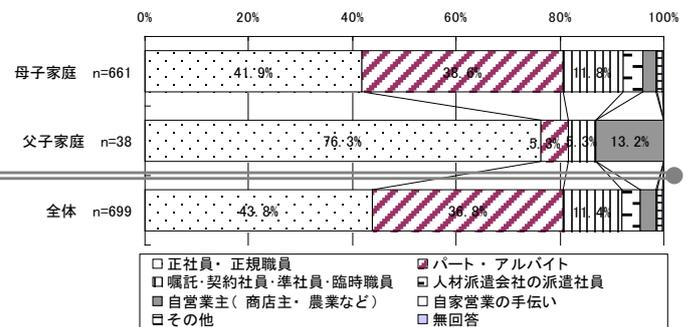
現在仕事をしている人（699人）に、就業形態をたずねたところ、「正社員・正規職員」が最も多く43.8%（306人）、次いで「パート・アルバイト（36.8%：257人）」、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員（11.4%：80人）」という順になっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では特に「正社員・正規職員」の割合が高いことがわかります（76.3%）。また、父子家庭では「自営業主（商店主・農業など）」が次いで多くなっています。なお、前回調査と今回調査では回答の選択肢が異なるため直接的な比較はできませんが、父子家庭において正社員・正規職員ならびに自営業主（商店主・農業など）の割合が比較的高いという傾向は同様に見られます。

図表 3-④-1 現在の仕事の就業形態

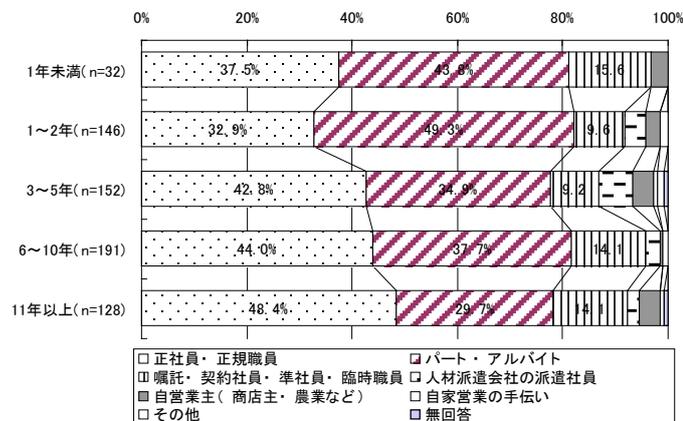


図表 3-④-2 現在の仕事の就業形態
(母子・父子家庭別)



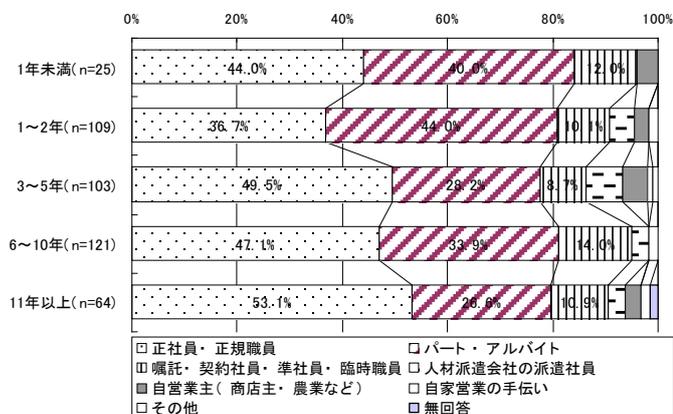
また、母子家庭について、ひとり親家庭になってからの期間との関係を見ると、ひとり親家庭になってからの期間が「1年未満」や「1～2年」では「正社員・正規職員」の割合が低くなっており、「パート・アルバイト」の割合が比較的高くなっています。

図表 3-④-3 ひとり親家庭になってからの期間と現在の仕事の就業形態との関係（母子家庭）

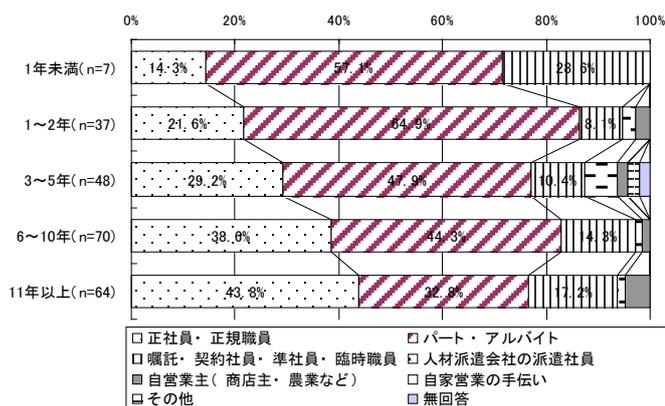


さらに、ひとり親になる前の就業の有無別に、ひとり親家庭になってからの期間と現在の就業形態との関係を見ると、もともと仕事をしていた人のほうが正社員・正規社員の人割合が高いことがわかりますが、そのなかでも、ひとり親家庭になってからの期間が比較的短い人については、正社員・正規社員の割合が低いことがわかります。

図表 3-④-4 ひとり親になる前の就業の有無別ひとり親になってからの期間と現在の仕事の就業形態との関係（母子家庭、仕事をしていた）

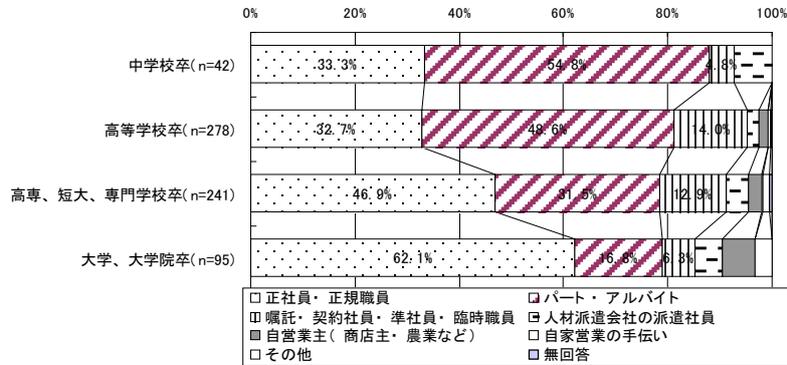


図表 3-④-5 ひとり親になる前の就業の有無別ひとり親になってからの期間と現在の仕事の就業形態との関係（母子家庭、仕事をしていたなかった）



母子家庭について、最終学歴と就業形態との関係を見たところ、「大学・大学院卒」では「正社員・正規職員」の割合が比較的高いのに対し、「中学校卒」「高等学校卒」では「パート・アルバイト」の割合が高くなっていることがわかります。

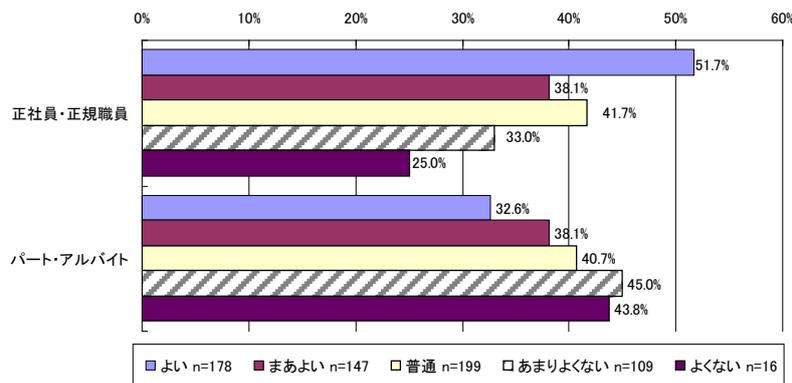
図表 3-④-6 学歴と現在の就業形態との関係（母子家庭）



また、健康状態と就業形態（「正社員・正規職員」、「パート・アルバイト」）との関係についてみると、健康状態が「よい」人では5割以上が「正社員・正規社員」で働いているのに対して、「あまりよくない」人ではその割合は33.0%、「よくない」人では25.0%にとどまっています。

他方で、「パート・アルバイト」の割合は健康状態が比較的良好でない人で割合が高くなっていることが把握されます。

図表 3-④-7 健康状態と現在の仕事の就業形態（「正社員・正規職員」、「パート・アルバイト」）との関係（母子家庭）

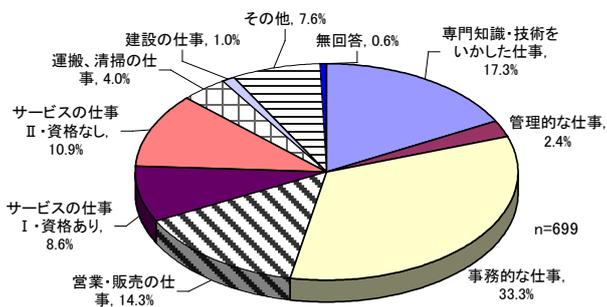


⑤ 職種（問9）

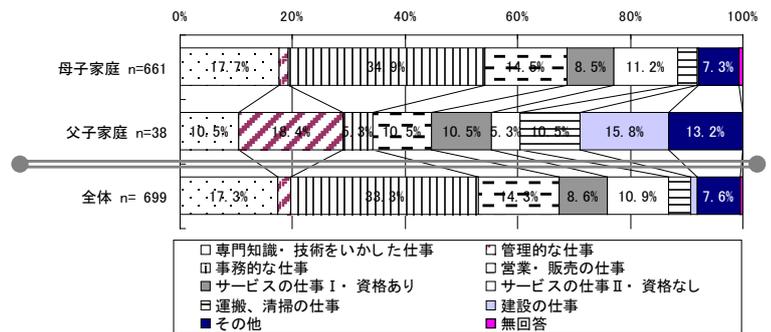
現在仕事をしている人(699人)に職種についてたずねたところ、「事務的な仕事」が最も多く33.3% (233人)、次いで「専門知識・技術をいかした仕事(17.3%：121人)」、「サービスの仕事(「資格あり」「資格なし」計19.5%：136人)」、「営業・販売の仕事(14.3%：100人)」の順となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「専門知識・技術をいかした仕事」「事務的な仕事」「営業・販売の仕事」の割合が比較的高く、父子家庭では「管理的な仕事」「運輸、清掃の仕事」や「建設の仕事」の割合が高いことがわかります。なお、前回調査と今回調査では回答の選択肢が異なるため直接的な比較はできませんが、母子家庭において「事務的な仕事」の割合が高く、父子家庭において「管理的な仕事」の割合が高いという傾向は同様にみられます。

図表 3-⑤-1 現在の仕事の種類

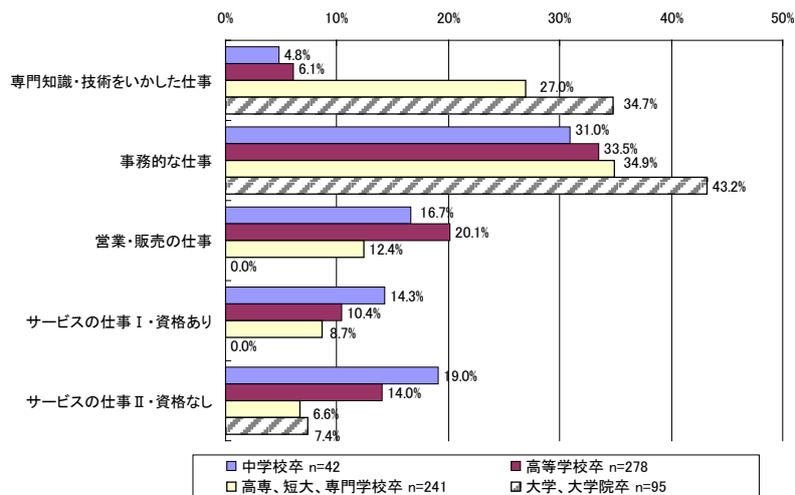


図表 3-⑤-2 現在の仕事の種類（母子・父子家庭別）



また、母子家庭について、最終学歴と職種との関係についてみると、学歴が相対的に高い者のほうが「専門知識・技術をいかした仕事」や「事務的な仕事」についている割合が高いことがわかります。

図表 3-⑤-3 学歴と現在の仕事の種類との関係（母子家庭）

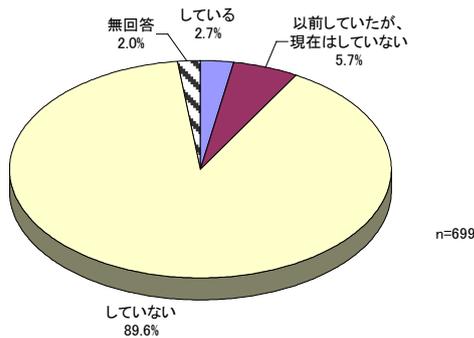


⑥ 在宅ワークの経験（問 10）

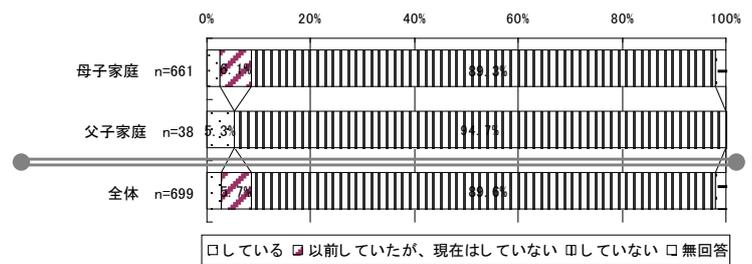
現在仕事をしている人（699 人）に在宅ワークをしているかどうかをたずねたところ、「している」は 2.7%（19 人）、「以前していたが、現在はしていない」は 5.7%（40 人）、「していない」は 89.6%（626 人）となっています。

母子・父子家庭別にみると、「以前していたが、現在はしていない」の割合は、母子家庭で父子家庭に比べ高くなっていることがわかります。

図表 3-⑥-1 在宅ワークの経験の有無



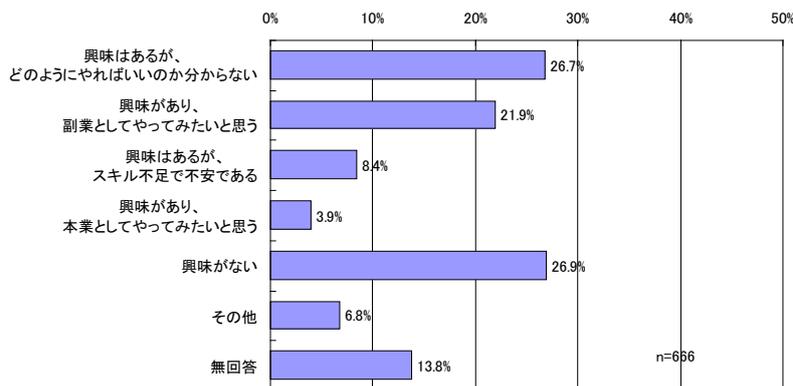
図表 3-⑥-2 在宅ワークの経験の有無
（母子・父子家庭別）



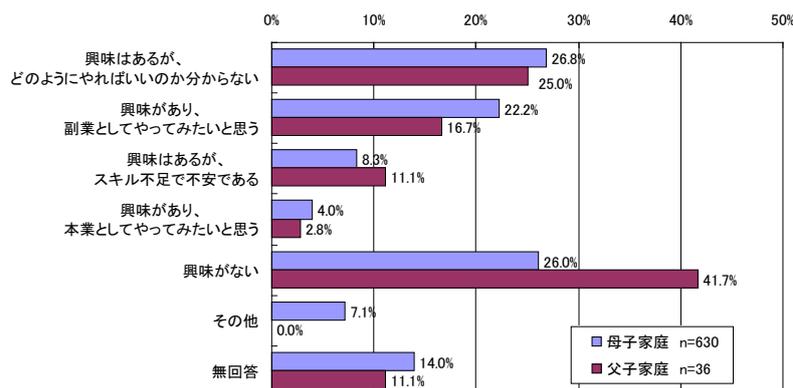
現在在宅ワークを現在していない人（666 人）に、在宅就業に対する興味等をたずねたところ、「興味がない」が 26.9%（179 人）と最も多くなっていますが、「興味はあるが、どのようにやればいいのか分からない」が 26.7%（178 人）、「興味があり、副業としてやってみたいと思う」が 21.9%（146 人）と、興味を持っている方の割合も比較的高いことがわかります。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭の方が「興味がない」の割合が低く、父子家庭の方と比べ在宅ワークに興味を持っている方の割合が高いことがわかります。

図表 3-⑥-3 在宅就業に対する興味



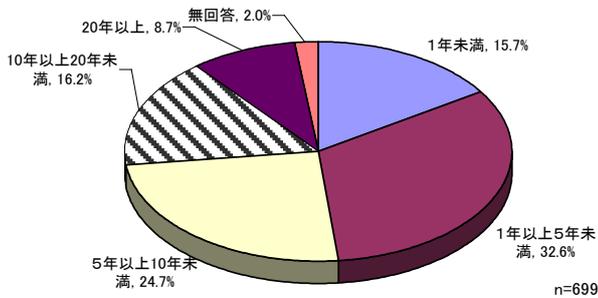
図表 3-⑥-4 在宅就業に対する興味（母子・父子家庭別）



⑦ 勤続年数（問 11）

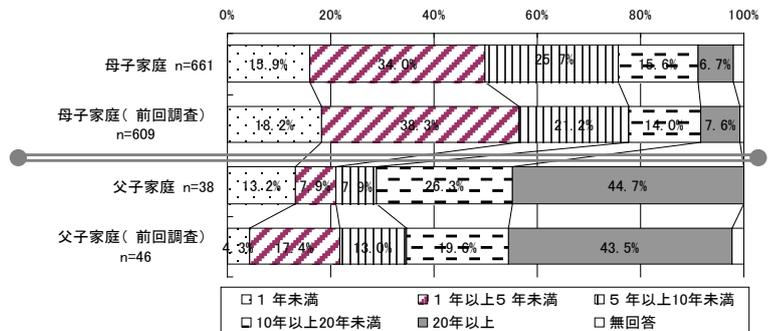
現在仕事をしている人（699人）に、現在の仕事を始めてからの期間をたずねたところ、「1年以上5年未満」が32.6%（228人）と最も多く、次いで「5年以上10年未満（24.7%：173人）」、「10年以上20年未満（16.2%：113人）」、「1年未満（15.7%：110人）」、「20年以上（8.7%：61人）」となっています。また、母子・父子家庭別及び前回調査の結果は図表3-⑦-2のとおりです。

図表 3-⑦-1 勤続年数



図表 3-⑦-2 勤続年数

（母子・父子家庭別、前回調査との比較）

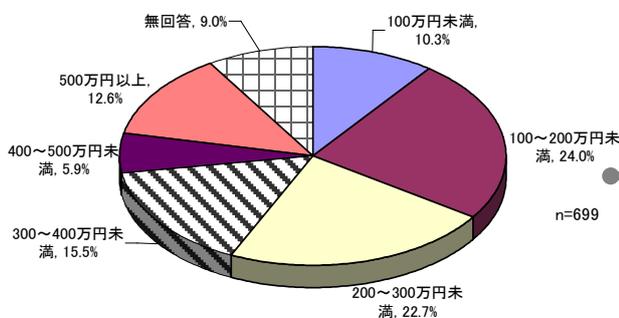


⑧ 年収（問 12）

現在仕事をしている人（699人）に、年収額（税込み、賞与込）をたずねたところ、「100万円以上200万円未満」が24.0%（168人）と最も多く、次いで「200万円以上300万円未満（22.7%：159人）」となっています。500万円以上の収入を得ている人が12.6%（88人）いる一方で、「100万円未満」と回答した人も10.3%（72人）いました。なお最高額は1,700万円、平均は279万円でした。

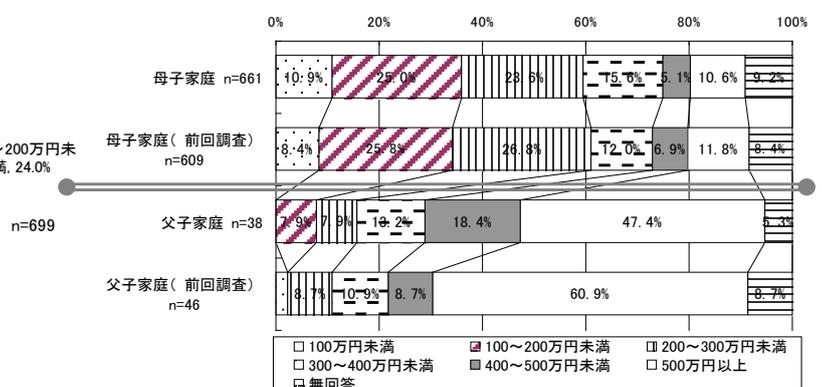
母子・父子家庭別にみると、大きな違いがあることがわかります。父子家庭において「500万円以上」の人が47.4%となっており、平均は母子家庭で263万円、父子家庭では543万円となっています。なお、最高額は母子家庭で1,700万円、父子家庭で1,600万円でした。前回調査との比較からは、特に父子家庭において年収が多い人の割合が減少していることがわかります。平均で比べると、母子家庭では277万円から263万円に、父子家庭では647万円から543万円に減少しています。

図表 3-⑧-1 現在の年収額



図表 3-⑧-2 現在の年収額

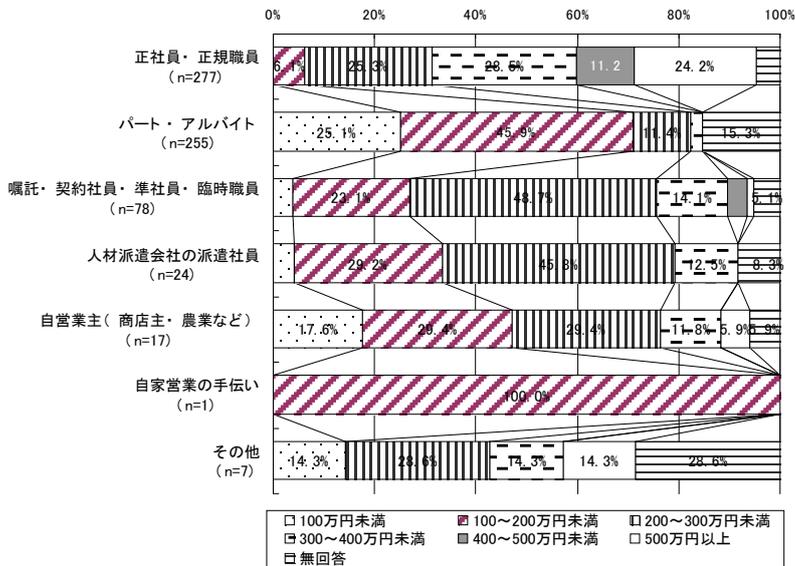
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



母子家庭について、就業形態と年収との関係を見たところ、「正社員・正規社員」では「500万円以上」が約25%いるのに対して、例えば「パート・アルバイト」では「100～200万円未満」が割合として最も多くなっており、大きな違いがあることがみてとれます。

平均値の比較からは、「正社員・正規社員」が386.4万円、「その他」が329.8万円、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」が229.0万円と続いています。なお、「パート・アルバイト」の平均は133.5万円となっています。

図表 3-⑧-3 現在の仕事の就業形態と
年収額との関係（母子家庭）



図表 3-⑧-4 現在の仕事の就業形態別
平均年収（母子家庭）

| 就業形態 | 平均値 | 度数 |
|------------------|-------|-----|
| 正社員・正規職員 | 386.4 | 264 |
| パート・アルバイト | 133.5 | 216 |
| 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 | 229.0 | 74 |
| 人材派遣会社の派遣社員 | 211.5 | 22 |
| 自営業主(商店主・農業など) | 196.9 | 16 |
| 自家営業の手伝い | * | 1 |
| その他 | 329.8 | 5 |
| 無回答 | 310.0 | 2 |
| 合計 | 263.4 | 600 |

※平均年収について、該当する度数が1の場合には、値を非掲載とした

さらに、職種と年収との関係、最終学歴と年収との関係をみると、職種については「管理的な仕事」、「専門知識・技術をいかした仕事」、「事務的な仕事」のほうが相対的に年収が高いことが確認できます。また、学歴別にみた場合には、学歴が相対的に高い者のほうが年収が高い状況にあることがみてとれます。

図表 3-⑧-5 現在の仕事の種類別平均年収（母子家庭）

| 職種 | 平均値 | 度数 |
|--|-------|-----|
| 専門知識・技術をいかした仕事(教員、研究者、技術者、看護師、はり師、保育士など) | 378.7 | 108 |
| 管理的な仕事(企業・団体の課長、部長など) | 549.0 | 10 |
| 事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など) | 281.5 | 215 |
| 営業・販売の仕事(スーパー・デパート店員、セールス、外交員など) | 191.5 | 88 |
| サービスの仕事Ⅰ・資格あり(理・美容師、ホームヘルパーなど) | 230.5 | 46 |
| サービスの仕事Ⅱ・資格なし(飲食店員、家政婦、ビル等管理人など) | 147.0 | 65 |
| 運搬、清掃の仕事(配達員、建物清掃員、ハウスクリーニング職など) | 160.2 | 22 |
| 建設の仕事(大工、とび職、配管・電気従事者など) | * | 1 |
| その他 | 216.0 | 41 |
| 無回答 | 306.5 | 4 |
| 合計 | 263.4 | 600 |

※平均年収について、該当する度数が1の場合には、値を非掲載とした

図表 3-⑧-6 最終学歴別平均年収（母子家庭）

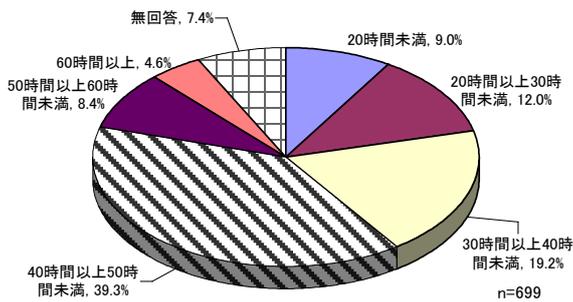
| 最終学歴 | 平均値 | 度数 |
|-------------|-------|-----|
| 中学校卒 | 173.8 | 37 |
| 高等学校卒 | 221.9 | 248 |
| 高専、短大、専門学校卒 | 280.7 | 220 |
| 大学、大学院卒 | 377.1 | 91 |
| 無回答 | 130.0 | 4 |
| 合計 | 263.4 | 600 |

⑨ 平均就業時間（問 12）

現在仕事をしている人（699 人）に、一週間あたりの平均就業時間についてたずねたところ、「40 時間以上 50 時間未満」との回答が最も多く 39.3%（275 人）でした。次いで「30 時間以上 40 時間未満（19.2%：134 人）」、「20 時間以上 30 時間未満（12.0%：84 人）」の順になっています。なお、対象者全員の平均は 36.9 時間でした。

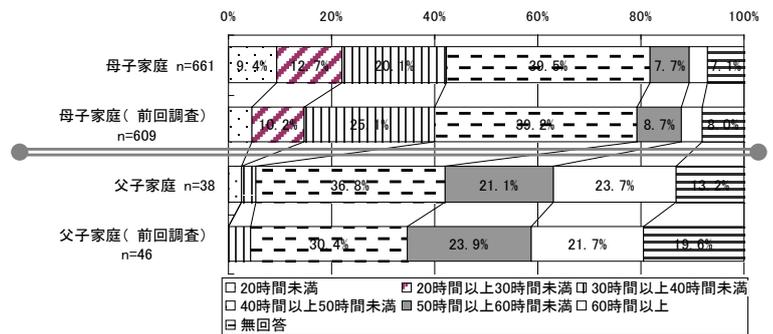
母子・父子家庭別にみると、父子家庭の人のほうが就業時間が長いことがわかります。平均就業時間は母子家庭が 36.2 時間、父子家庭が 50.3 時間となっています。なお、前回調査との比較からは、母子・父子家庭ともに就業時間が比較的短い人の割合が若干増えていることがわかります。

図表 3-⑨-1 一週間あたりの平均就業時間



図表 3-⑨-2 一週間あたりの平均就業時間

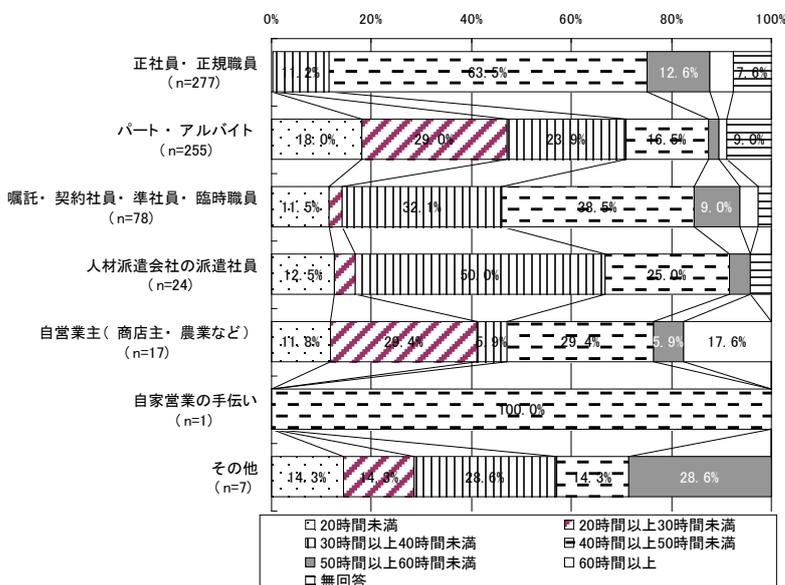
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



母子家庭について、就業形態と就業時間との関係をみたところ、「正社員・正規社員」では「40 時間以上 50 時間未満」が 63.5%と最も多くなっています。

平均値で比較すると、「自家営業の手伝い（1 人）」の方を除き、「正社員・正規職員」が 43.7 時間で最も長く、次いで「自営業主（商店主・農業など）」が 37.2 時間となっています。

図表 3-⑨-3 現在の仕事の就業形態と就業時間との関係（母子家庭）



図表 3-⑨-4 現在の仕事の就業形態別平均就業時間（母子家庭）

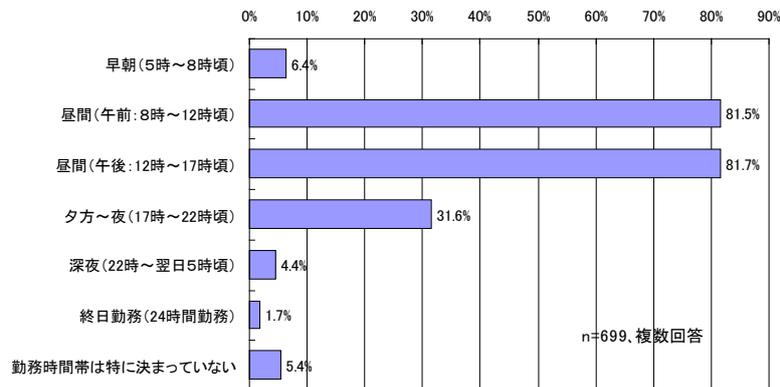
| 就業形態 | 平均値 |
|-------------------------|------|
| 正社員・正規職員 (n=256) | 43.7 |
| パート・アルバイト (n=232) | 28.2 |
| 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 (n=76) | 36.4 |
| 人材派遣会社の派遣社員 (n=23) | 34.0 |
| 自営業主（商店主・農業など） (n=17) | 37.2 |
| 自家営業の手伝い (n=1) | 48.0 |
| その他 (n=7) | 32.7 |

⑩ 勤務時間帯（問 13）

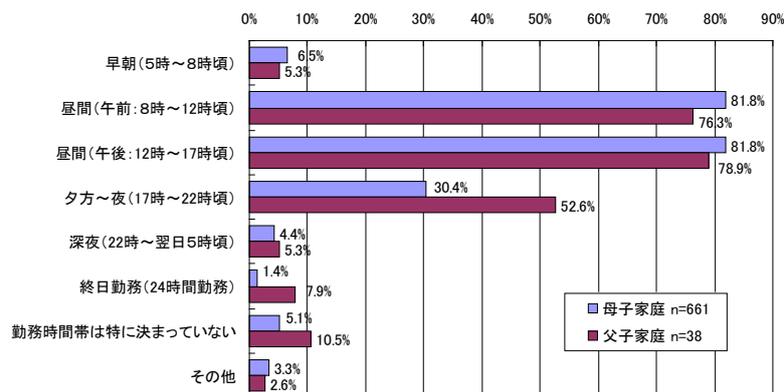
現在仕事をしている人（699 人）に、勤務時間帯についてたずねたところ、約 8 割の人が「昼間（午前 8 時～17 時頃）」と回答し、次いで「夕方～夜（17 時～22 時頃）」が 31.6%となっています。

母子・父子家庭別に比べると、「昼間」の割合が高いのは同様ですが、父子家庭で「夕方～夜（17 時～22 時頃）」、「終日勤務（24 時間勤務）」、「勤務時間は特に決まっていない」の割合が若干高くなっています。

図表 3-⑩-1 仕事の勤務時間帯



図表 3-⑩-2 仕事の勤務時間帯（母子・父子家庭別）

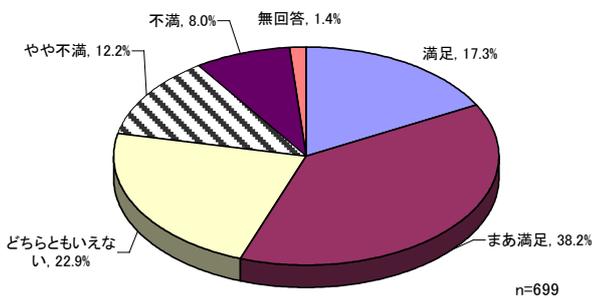


⑪ 現在の仕事に対する満足度（問 14）

現在仕事をしている人（699 人）に、仕事・職場に対する満足度についてたずねたところ、「まあ満足」が最も多く 38.2%（267 人）、次いで「どちらともいえない」が 22.9%（160 人）でした。「不満」と「やや不満」の回答を合わせると 20.2%（141 人）であり、全体の約 1/5 の人が何らかの不満を持っていることがわかります。

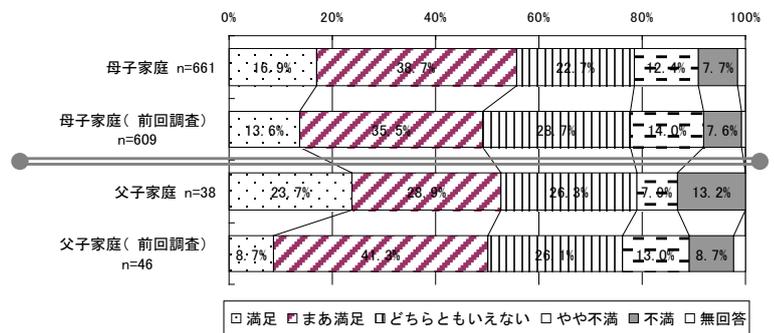
母子・父子家庭別では、父子家庭において「満足」の割合が若干高くなっている一方、父子家庭では「不満」の割合も高くなっていることがわかります。前回調査との比較からは、仕事に対する満足度が高い人の割合（「満足」「まあ満足」の合計）が母子家庭では 49.1%から 55.6%に、父子家庭では 50.0%から 52.6%に若干増えていることがわかります。

図表 3-⑪-1 現在の仕事に対する満足度



図表 3-⑪-2 現在の仕事に対する満足度

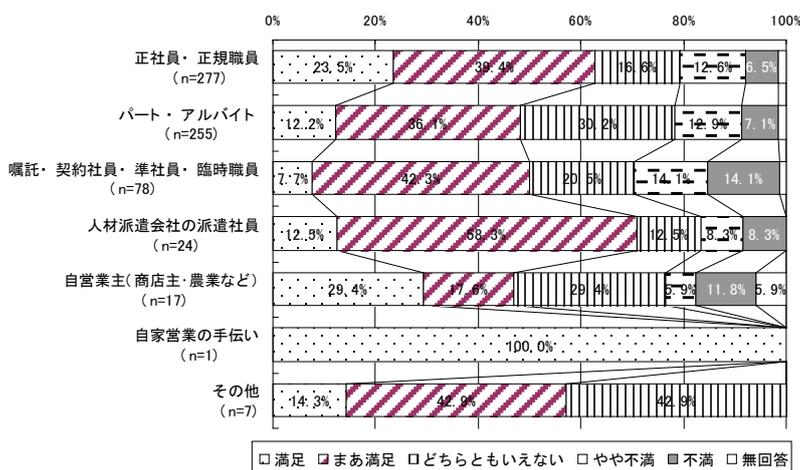
（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



母子家庭について、就業形態と仕事・職場に対する満足度との関係を見ると、「正社員・正規社員」では「満足」と「まあ満足」を足し合わせた値が 62.9%と半数以上あり、「パート・アルバイト」や「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」に比べて満足度が高いことがわかります。

仕事・職場に対する満足度について、「満足」を 5 点～「不満」を 1 点として満足度のスコアを作り、平均値を求めたところ、最も満足度の平均値が高いのは「自家営業の手伝い（1 人）」の方を除き、「その他」が 3.71、「正社員・正規職員」が「3.62」であり、「パート・アルバイト」や「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」の満足度は比較的低いことがみてとれます。

図表 3-⑪-3 現在の仕事の就業形態と



図表 3-⑪-4 現在の仕事の就業形態別

仕事に対する満足度との関係（母子家庭）
仕事の満足度（母子家庭）

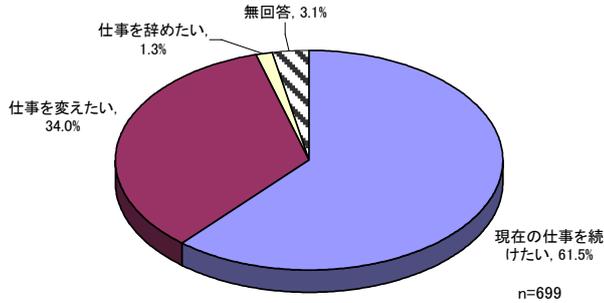
| 就業形態 | 平均値 |
|-------------------------|------|
| 正社員・正規職員 (n=273) | 3.62 |
| パート・アルバイト (n=251) | 3.34 |
| 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 (n=77) | 3.16 |
| 人材派遣会社の派遣社員 (n=24) | 3.58 |
| 自営業主(商店主・農業など) (n=16) | 3.50 |
| 自家営業の手伝い (n=1) | 5.00 |
| その他 (n=7) | 3.71 |

⑫ 転職希望（問 15）

現在仕事をしている人（699人）に、今後転職をしたいかどうかについてたずねたところ、半数以上（61.5%：430人）は「現在の仕事を続けたい」と回答しています。

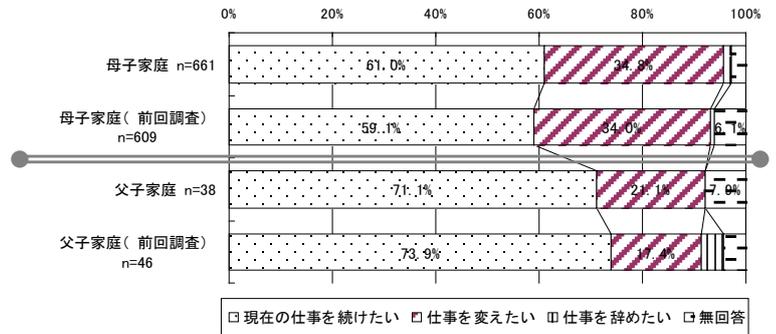
母子・父子家庭別にみると、母子家庭のほうが転職希望が強いことがわかります。

図表 3-⑫-1 転職希望



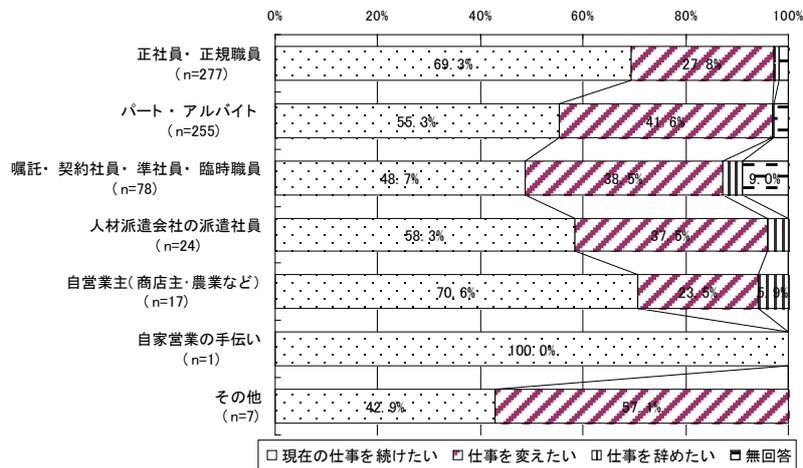
図表 3-⑫-2 転職希望

（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



母子家庭について、就業形態別に転職希望との関係を見ると、最も転職希望が高いのは「その他」で57.1%、「パート・アルバイト」で41.6%となっています。そのほか、「正社員・正規職員」では27.8%となっています。

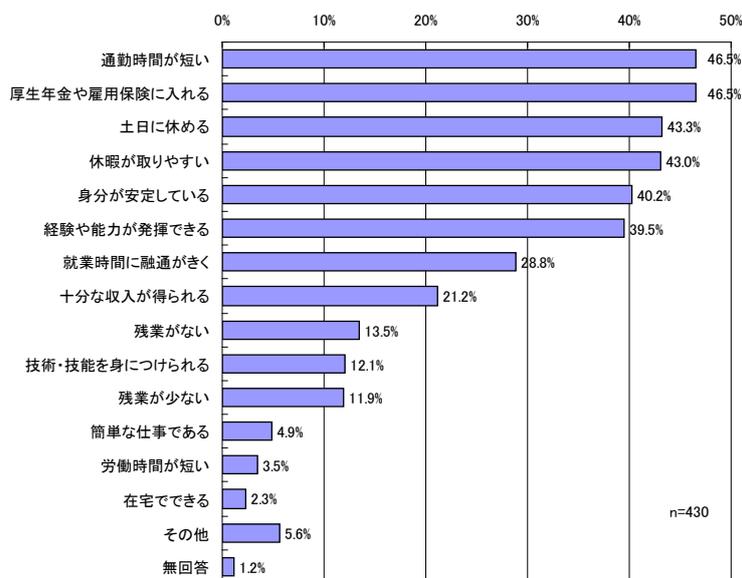
図表 3-⑫-3 現在の仕事の就業形態と転職希望との関係（母子家庭）



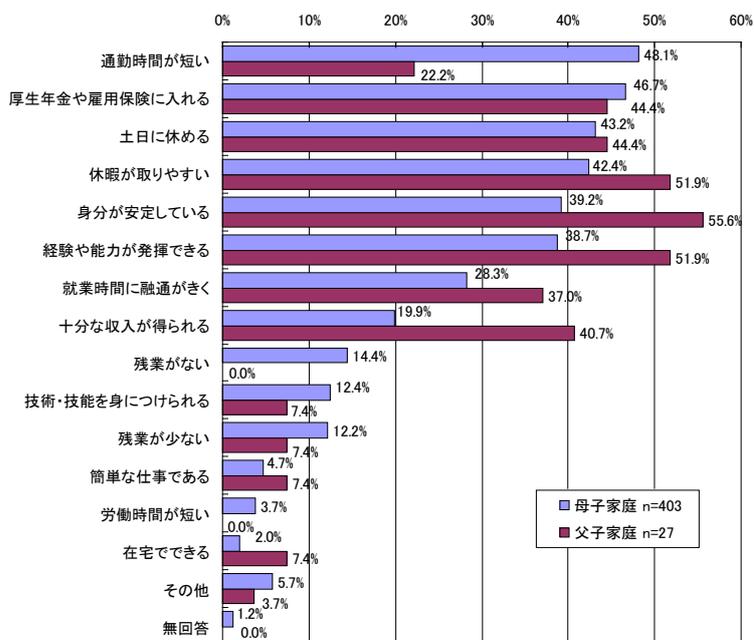
現在の仕事を続けたいと考えている人（430人）に、現在の仕事・職場のよいところをたずねたところ、「厚生年金や雇用保険に入れる（46.5%：200人）」「通勤時間が短い（46.5%：200人）」などに多くの回答が集まっています。

母子・父子家庭別の回答結果は図表 3-⑫-5 のとおりです。父子家庭では、「身分が安定している」「経験や能力が発揮できる」「十分な収入が得られる」といった項目が高くなっていることがわかります。一方、母子家庭では、「通勤時間が短い」「残業がない」などが高くなっています。

図表 3-⑫-4 現在の仕事・職場のよいところ（仕事を続けたい人）

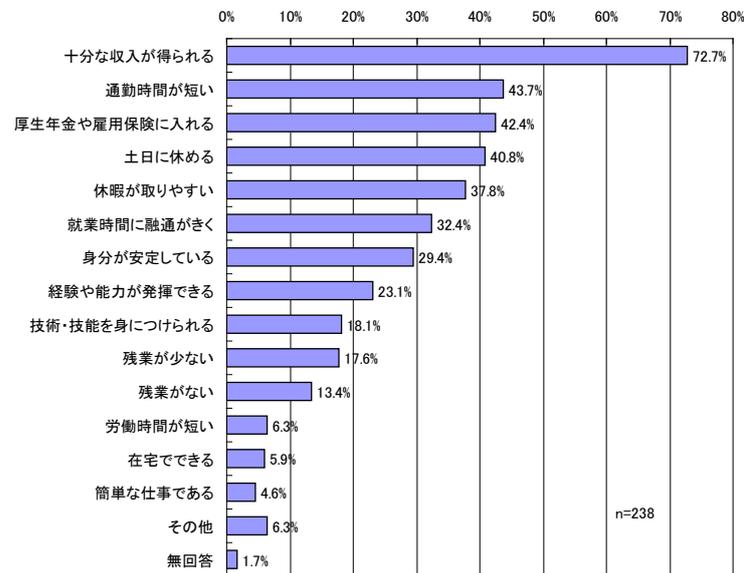


図表 3-⑫-5 現在の仕事・職場のよいところ（母子・父子家庭別、仕事を続けたい人）

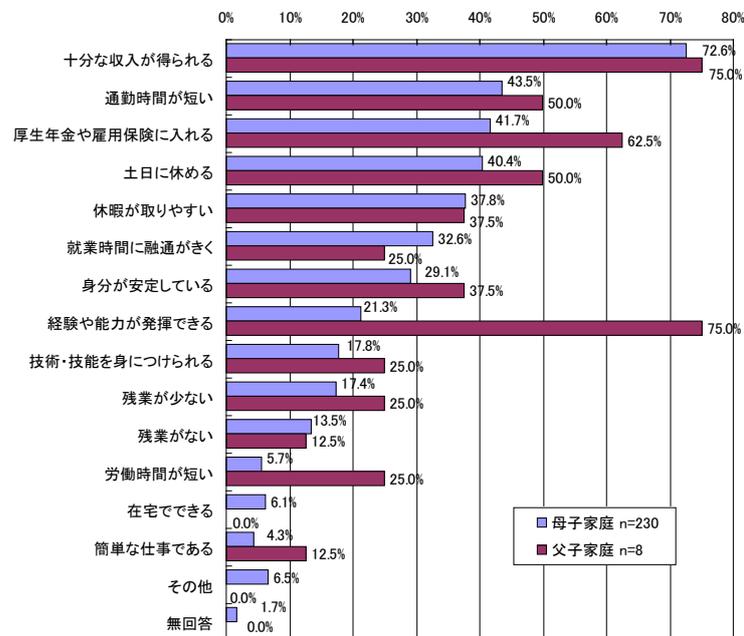


つづいて、仕事を变えたいと考えている人（238人）に、新しい仕事・職場を選ぶ際に重視することは何かをたずねたところ、「十分な収入が得られる」が72.7%（173人）と最も多くなっています。母子・父子家庭別にみると、父子家庭については（回答者の人数が少ないために注意が必要ですが）、「経験や能力が発揮できる」に対する回答が特に高くなっています。

図表 3-⑫-6 新しい仕事・職場を選ぶ際に重視すること（仕事を变えたい人）



図表 3-⑫-7 新しい仕事・職場を選ぶ際に重視すること（母子・父子家庭別、仕事を变えたい人）



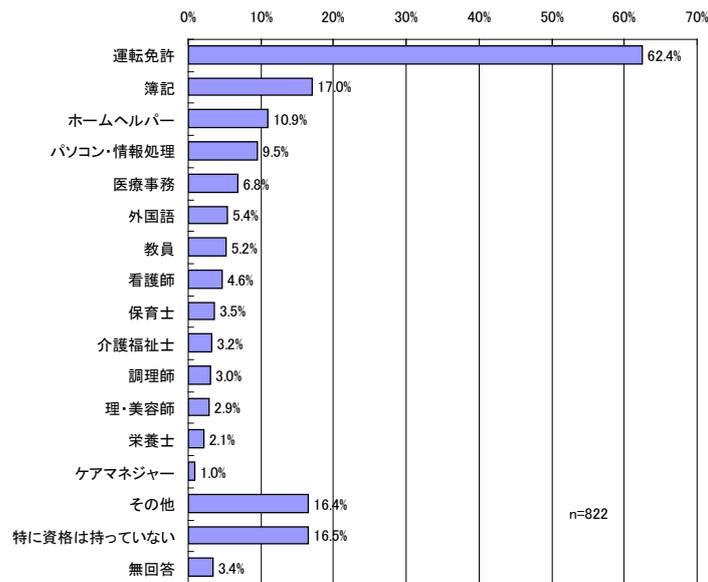
(4) 資格や技能について

① 資格の取得状況 (問 19)

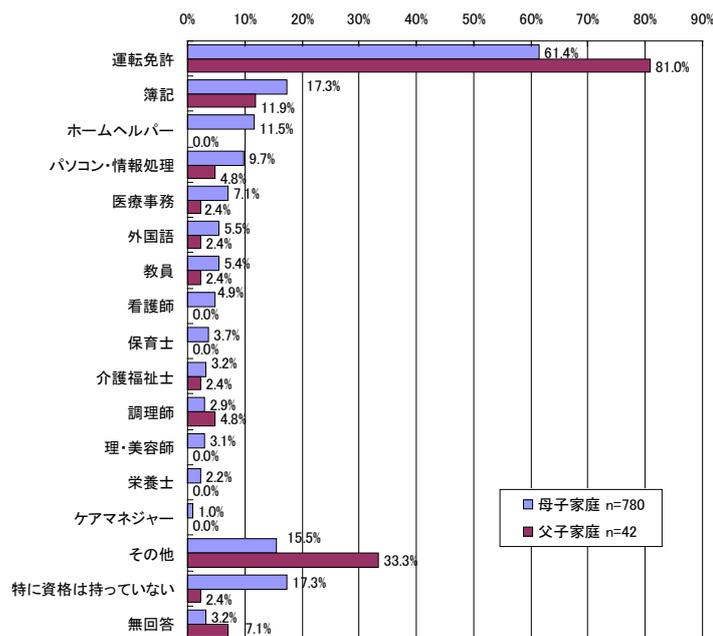
調査対象者全員に現在持っている資格についてたずねたところ、「運転免許証」が最も多く 62.4% (513 人)、次いで「簿記 (17.0% : 140 人)」、「ホームヘルパー (10.9% : 90 人)」の順となっています。特に資格を持っていない人は 16.5% (136 人) でした。

保有している資格について、母子・父子家庭別の結果は図表 4-①-2 のようになっています。母子家庭では父子家庭に比べ「ホームヘルパー」や「簿記」などが高くなっており、一方で「運転免許」などは父子家庭のほうが高くなっています。

図表 4-①-1 現在保有している資格



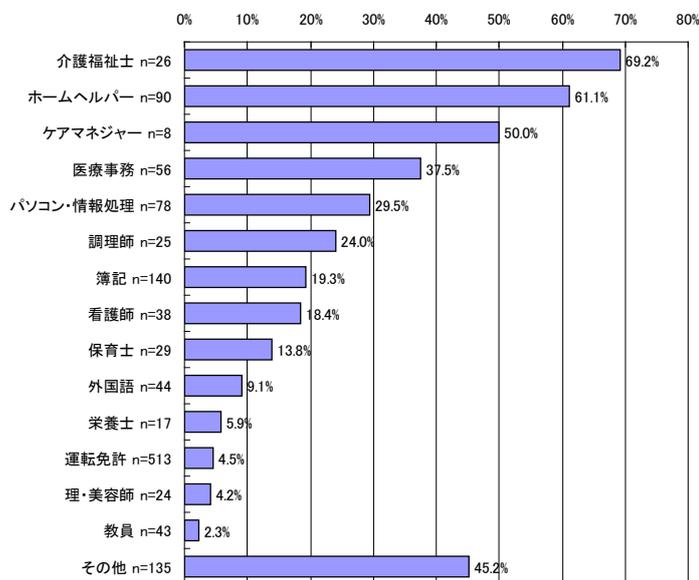
図表 4-①-2 現在保有している資格 (母子・父子家庭別)



現在保有している資格のうち、ひとり親家庭になってから取得したものについては、「介護福祉士（69.2%）」「ホームヘルパー（61.1%）」、「ケアマネジャー（50.0%）」、「医療事務（37.5%）」、「パソコン・情報処理（29.5%）」などが比較的多くなっています。

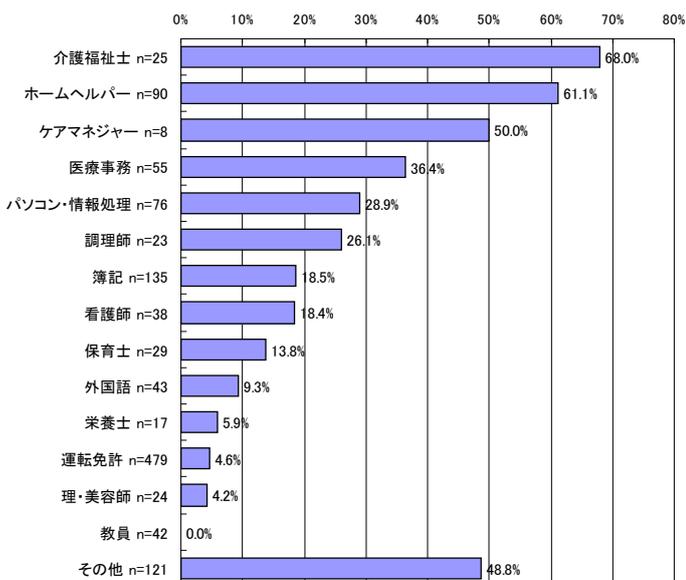
ひとり親家庭になってから取得した資格について、母子・父子家庭別の回答結果は図表 4-①-4、図表 4-①-5 のとおりです。

図表 4-①-3 ひとり親家庭になってから取得した資格について

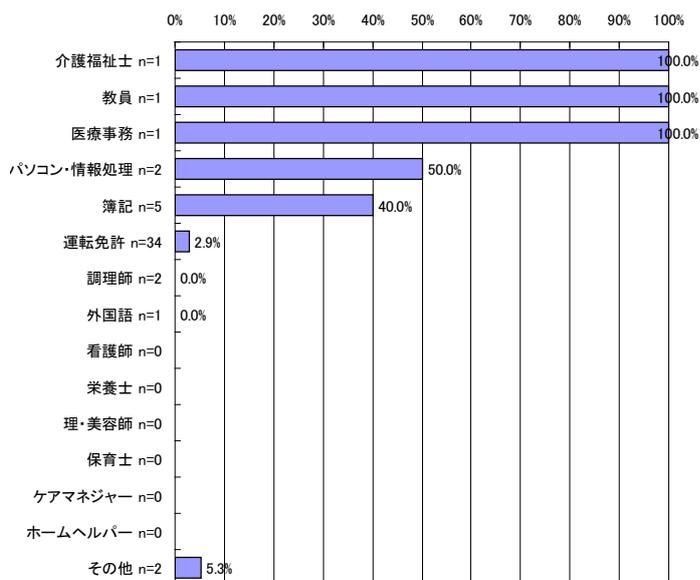


※割合を計算するにあたっての母数は、それぞれの資格保有者数となっています。例えば、「介護福祉士」については、26人が現在資格を保有しており、そのうちの69.2%（18人）がひとり親になってから資格を取得しているということです。

図表 4-①-4 ひとり親家庭になってから取得した資格について（母子家庭）



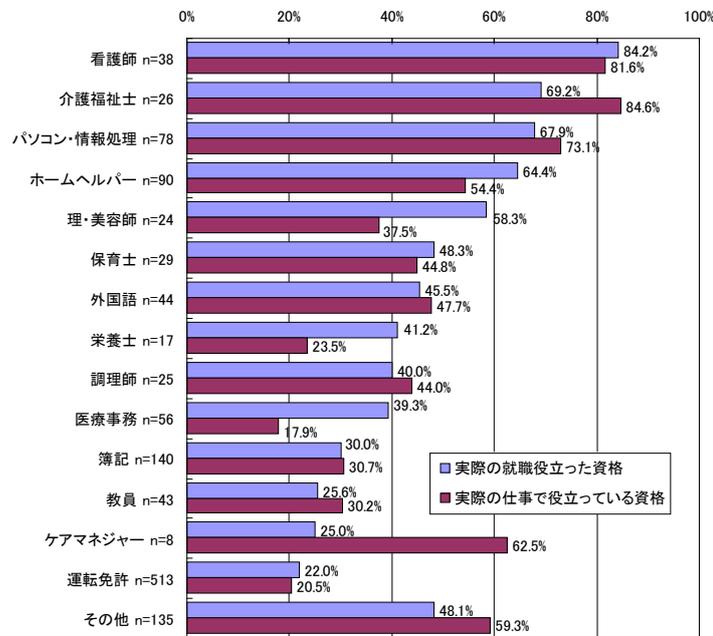
図表 4-①-5 ひとり親家庭になってから取得した資格について（父子家庭）



持っている資格のうち実際に就職の際役に立っているものをたずねたところ、「看護師（84.2%）」、「介護福祉士（69.2%）」、「パソコン・情報処理（67.9%）」、「ホームヘルパー（64.4%）」などが比較的高くなっています。さらに、これらの資格は実際の仕事で役に立っている割合も高いことがわかります。

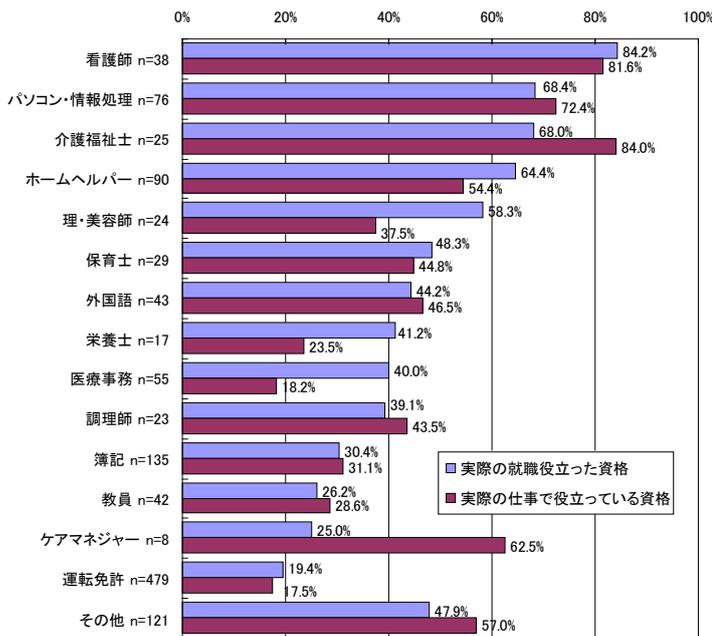
就職の際や現在の仕事で役に立っている資格について、母子・父子家庭別にみると図表 4-①-7、図表 4-①-8 のようになっています。

図表 4-①-6 就職の際や現在の仕事で役に立っている資格

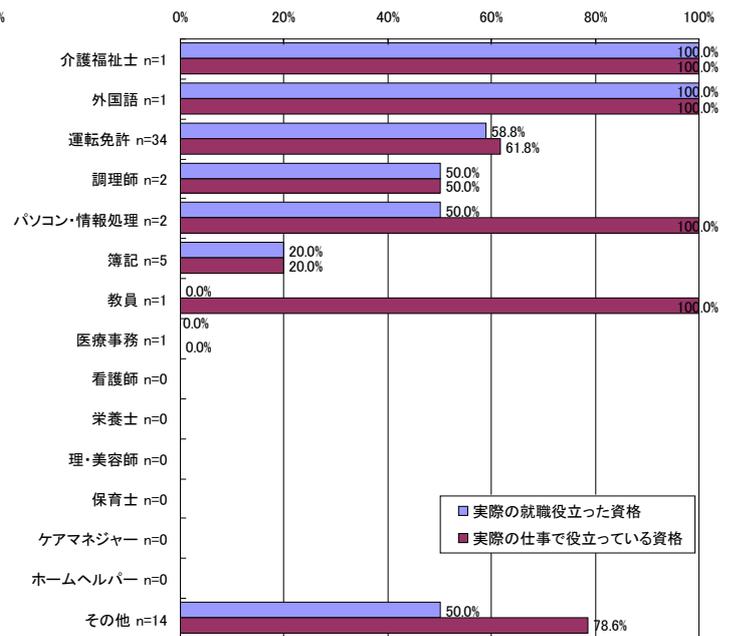


※割合を計算するにあたっての母数は、それぞれの資格保有者数となっています。

図表 4-①-7 就職の際や現在の仕事で役に立っている資格（母子家庭）



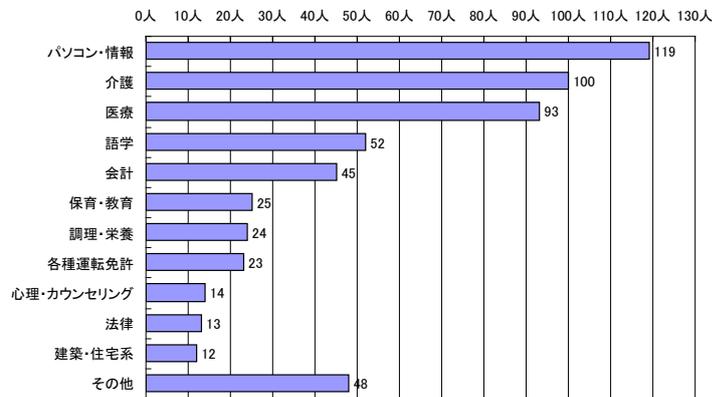
図表 4-①-8 就職の際や現在の仕事で役に立っている資格（父子家庭）



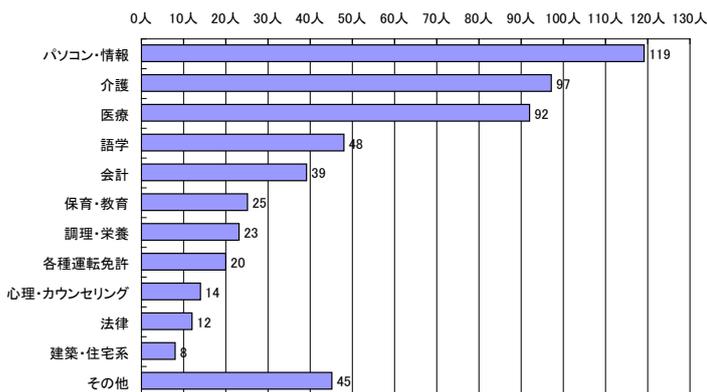
② これから身につけたい資格・技能・知識（問 20）

これから身につけたいと考えている資格・技能・知識について、自由に記入していただいたところ、パソコン検定などパソコン・情報処理関係が119人、ホームヘルパーやケアマネジャーなど介護関係が100人、看護師、医療事務など医療関係が93人、英語などの語学関係は52人が回答しています。母子・父子家庭別の回答結果は図表4-②-2、図表4-②-3のとおりです。

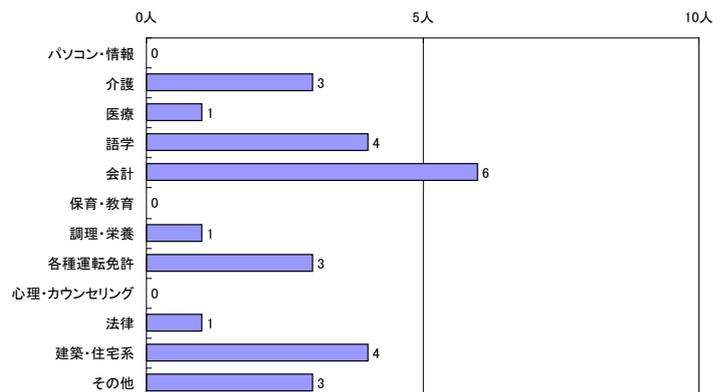
図表 4-②-1 これから身につけたい資格・技能・知識



図表 4-②-2 これから身につけたい資格・技能・知識（母子家庭）



図表 4-②-3 これから身につけたい資格・技能・知識（父子家庭）

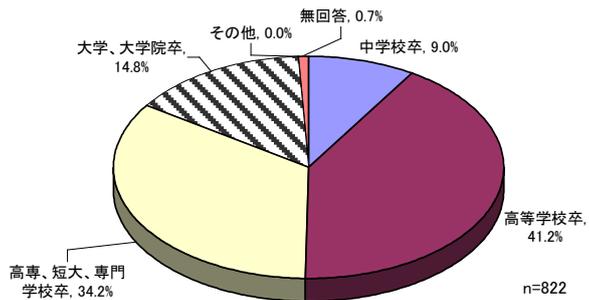


③ 最終学歴（問21）

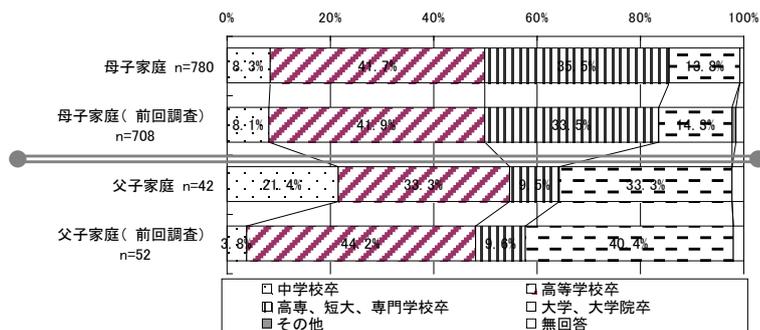
最終学歴については、「高等学校卒」が最も多く41.2%（339人）、次いで「高専、短大、専門学校卒（34.2%、281人）」、「大学、大学院卒（14.8%、122人）」、「中学校卒（9.0%、74人）」となっています。

母子・父子家庭別にみると、いずれにおいても「高等学校卒」が多いことは同様ですが、母子家庭では「高専、短大、専門学校卒」の割合が比較的高く、父子家庭では「大学、大学院卒」の割合が高いことがわかります。なお、この傾向は、前回調査でも同様であることがわかりますが、今回調査においては、父子家庭について「中学校卒」の割合が高いことがわかります。

図表 4-③-1 最終学歴



図表 4-③-2 最終学歴（母子・父子家庭別）



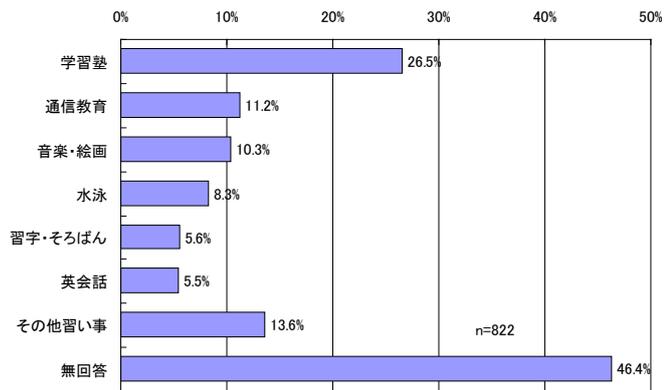
(5) 子どもについて

① 子どもの習い事（問 22）

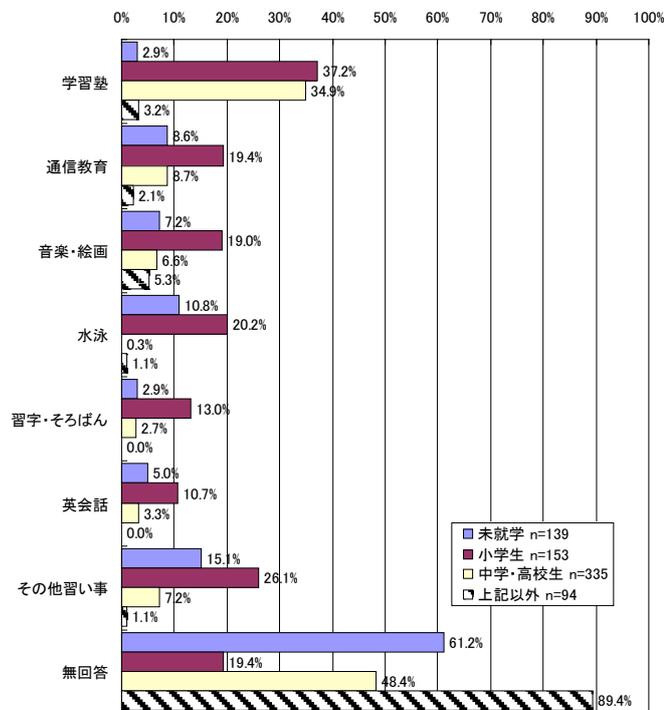
子どもがどのような習い事をしているかどうかたずねたところ、「学習塾」が 26.5%（218 人）、「その他習い事」が 13.6%（112 人）、「通信教育」が 11.2%となっています。なお、「無回答」が 46.4%（381 人）となっていますが、このなかには習い事をしていない人が多く含まれるものと想定されます。

子ども（末子）の状況別にみると、「学習塾」については、小学生の子どもがいる家庭、中学・高校生のいる家庭においてそれぞれ 3 割以上の方がしていると回答していることがわかります。また、学習塾以外の習い事については、それぞれ小学生の子どもがいる家庭においてしているとの回答割合が高くなっていることがわかります。

図表 5-①-1 子どもの習い事



図表 5-①-2 子どもの習い事（子ども（末子）の状況別）

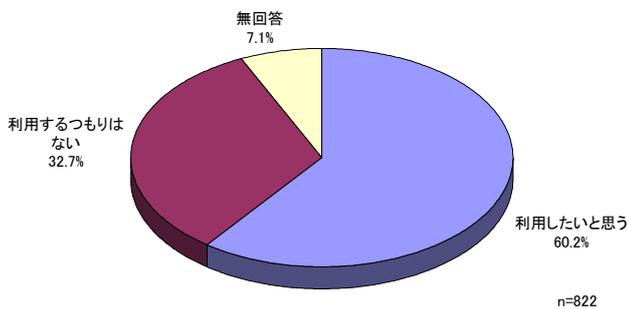


② 学習支援制度の利用意向（問 23）

学生ボランティア等による、中学生や高校生を対象とした無料の学習支援制度（学習の手助けなど）があった場合に利用したいと思うかたずねたところ、「利用したいと思う」は 60.2%（495 人）となっています。

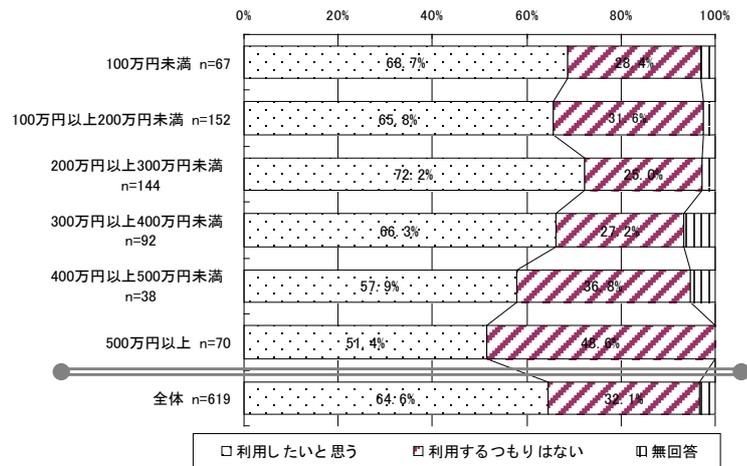
高校生以下の子どもがいる家庭について、就業による年収と学習支援制度の利用意向との関係を見ると、年収が高い層に比べ、年収が低い層の家庭ほど「利用したいと思う」の割合が高いことがわかります。なお、高校生以下の子どもがいる家庭全体（n=619）の回答としては、「利用したいと思う」は 64.6%（400 人）でした。

図表 5-②-1 学習支援制度の利用意向



図表 5-②-2 学習支援制度の利用意向

（高校生以下の子どもがいる家庭、年収別）

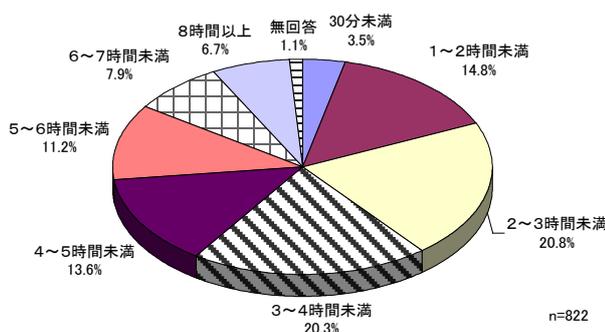


③ 平日子どもと過ごす時間（問 24）

平日子どもと過ごす時間の長さについてたずねたところ、「2～3 時間未満」が 20.8%（171 人）と最も多く、以下、「3～4 時間未満」が 20.3%（167 人）、「1～2 時間未満」が 14.8%（122 人）となっています。

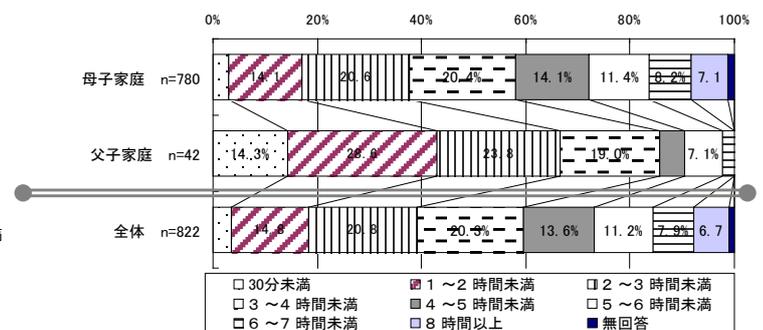
母子家庭・父子家庭別の回答をみると、父子家庭の方が、平日子どもと過ごす時間が短い人の割合が多いことがわかります。

図表 5-③-1 平日子どもと過ごす時間



図表 5-③-2 平日子どもと過ごす時間

（母子・父子家庭別）

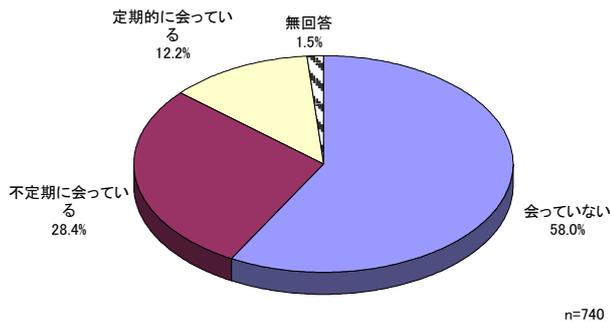


④ ひとり親になってからの子どもと親の面会（問 25）

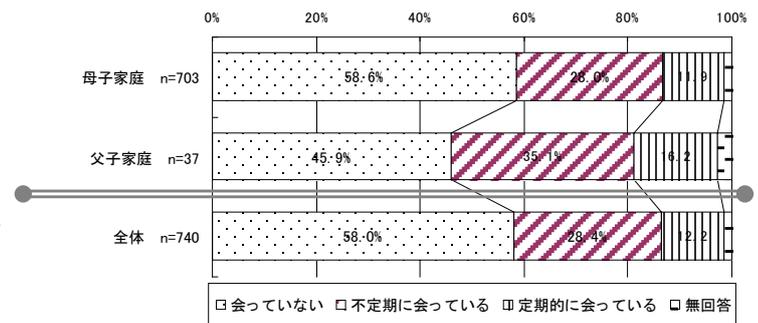
離婚等によりひとり親になった方や未婚の方に、ひとり親になった後に子どもがもう一方の親と会っているかどうかをたずねたところ、「会っていない」が 58.0%（429 人）、「不定期に会っている」が 28.4%（210 人）、「定期的に会っている」が 12.2%（90 人）となっています。

母子家庭・父子家庭別にみると、父子家庭の方が「会っている」との回答の割合が高いことがわかります。

図表 5-④-1 ひとり親になってからの子どもと親の面会



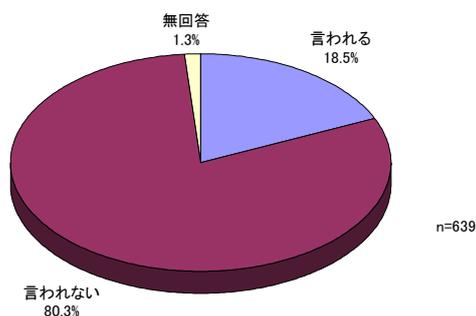
図表 5-④-2 ひとり親になってからの子どもと親の面会（母子・父子家庭別）



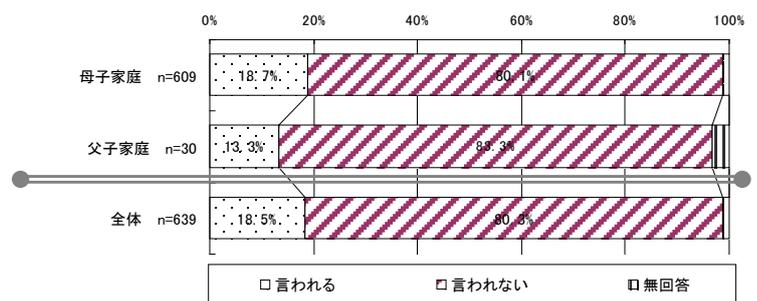
また、「会っていない」「不定期に会っている」方について、もう一方の親から子どもに会わせてほしいと言われるかどうかたずねたところ、「言われる」は 18.5%（118 人）となっています。

母子家庭・父子家庭別にみると、母子家庭の方が「言われる」との回答割合が若干高いことがわかります。

図表 5-④-3 子供に会わせてほしいと言われるか



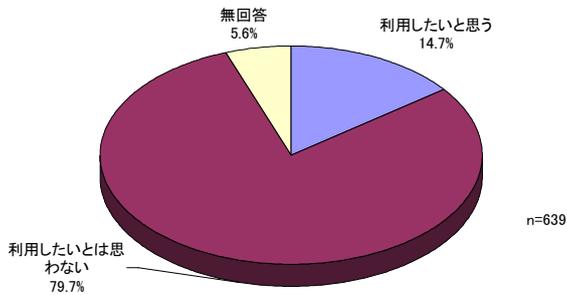
図表 5-④-4 子供に会わせてほしいと言われるか（母子・父子家庭別）



さらに、「会っていない」「不定期に会っている」方について、父親と母親との間では子どもと会う調整が困難な場合に、第三者が間に入って調整を行ったり支援を行ったりする仕組みがあったら利用したいと思うかたずねたところ、「利用したいと思う」は14.7%（94人）となっています。

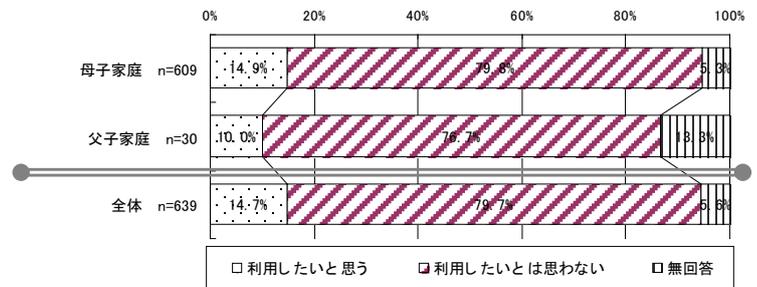
母子家庭・父子家庭別にみると、母子家庭の方が「利用したいと思う」との回答割合が若干高いことがわかります。

図表 5-④-5 面会の支援制度の利用意向



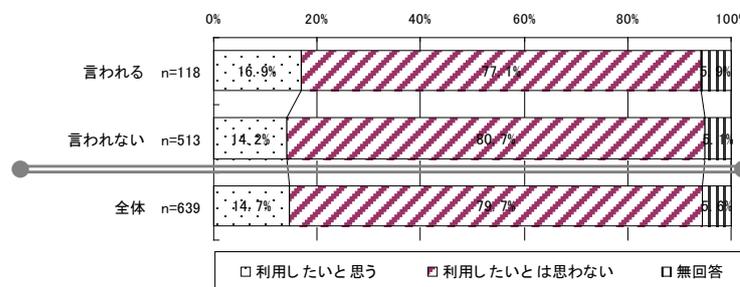
図表 5-④-6 面会の支援制度の利用意向

(母子家庭・父子家庭別)



また、もう一方の親に会いたいと言われるかどうか別に回答結果をみると、会いたいと言われている方と言われていない方とで、面会を支援する仕組みを「利用したいと思う」との回答にはそれほど違いがないことがわかります。

図表 5-④-7 面会の支援制度の利用意向（子どもに会わせてほしいと言われるか別）

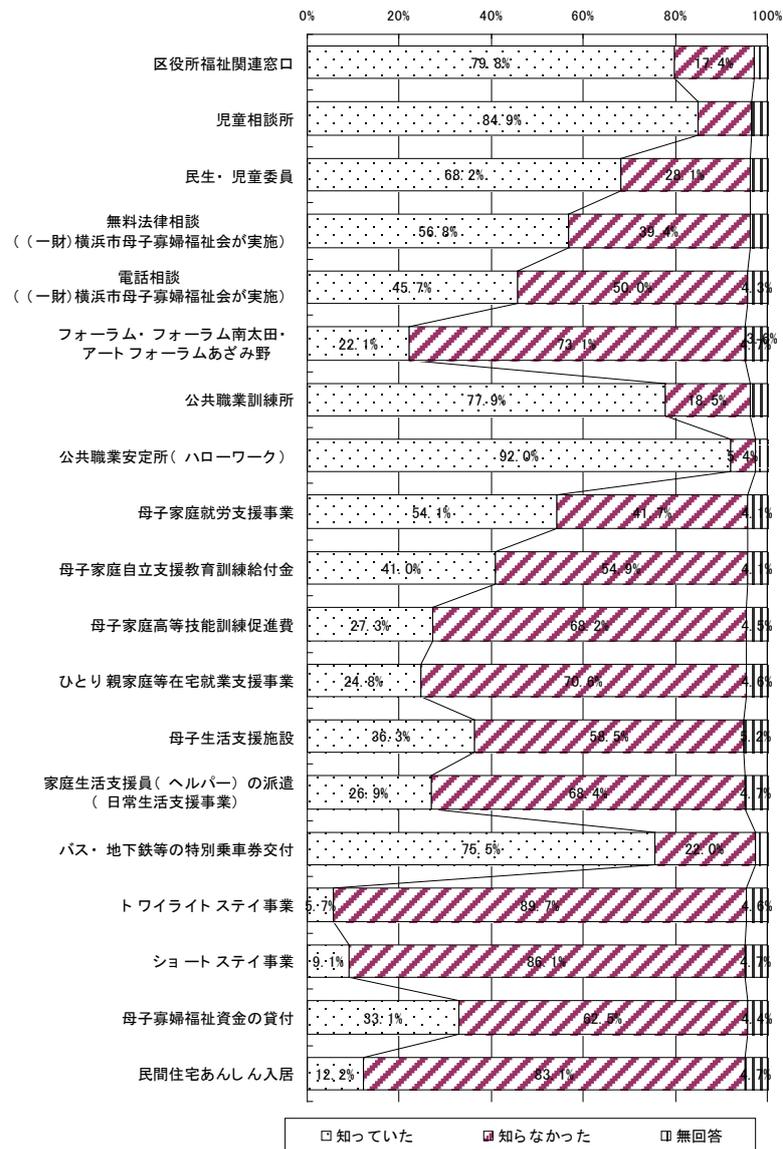


(6) 福祉関係の制度等について

① 福祉制度の認知状況 (問 26)

調査対象者全員に福祉制度の認知の状況についてたずねたところ、「知っていた」との回答は、「公職安定所（ハローワーク）」や「児童相談所」、「区役所福祉関連窓口」、「公共職業訓練所」、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」については比較的高くなっていますが、「トワイライトステイ事業」、「ショートステイ事業」、「民間住宅あんしん入居」などでは低くなっています。

図表 6-①-1 各種制度・サービスに対する認知状況

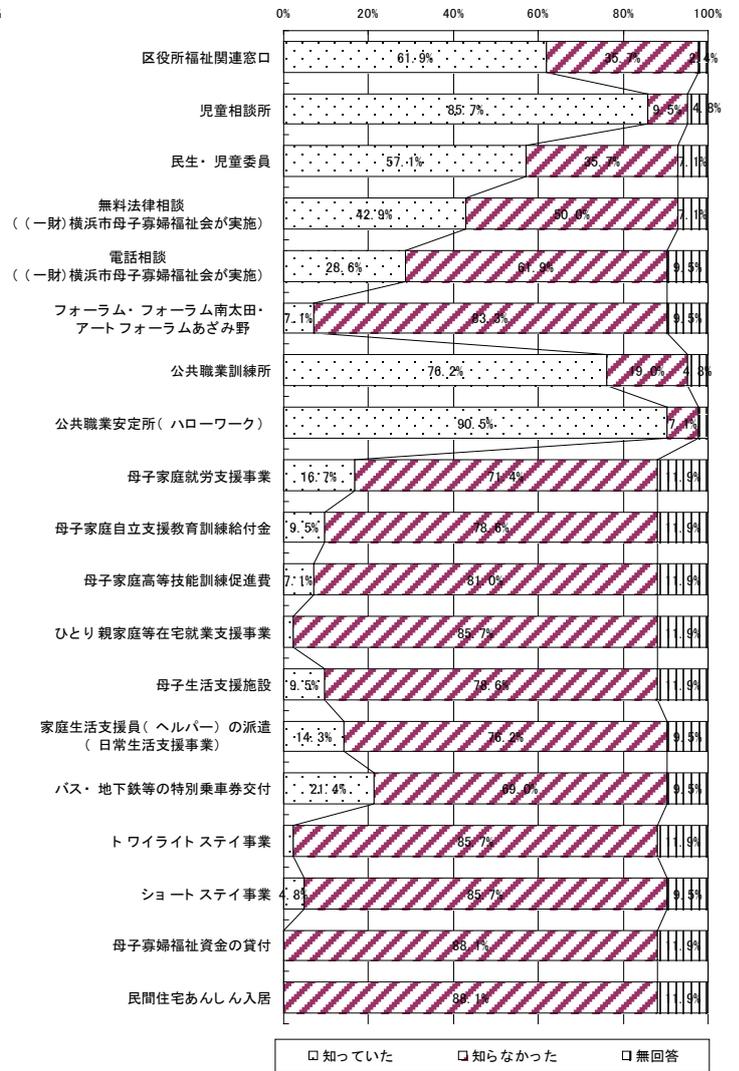


母子家庭・父子家庭別の回答結果は以下の通りです。

図表 6-①-2 各種制度・サービスに対する認知
(母子家庭)



図表 6-①-3 各種制度・サービスに対する認知
(父子家庭)

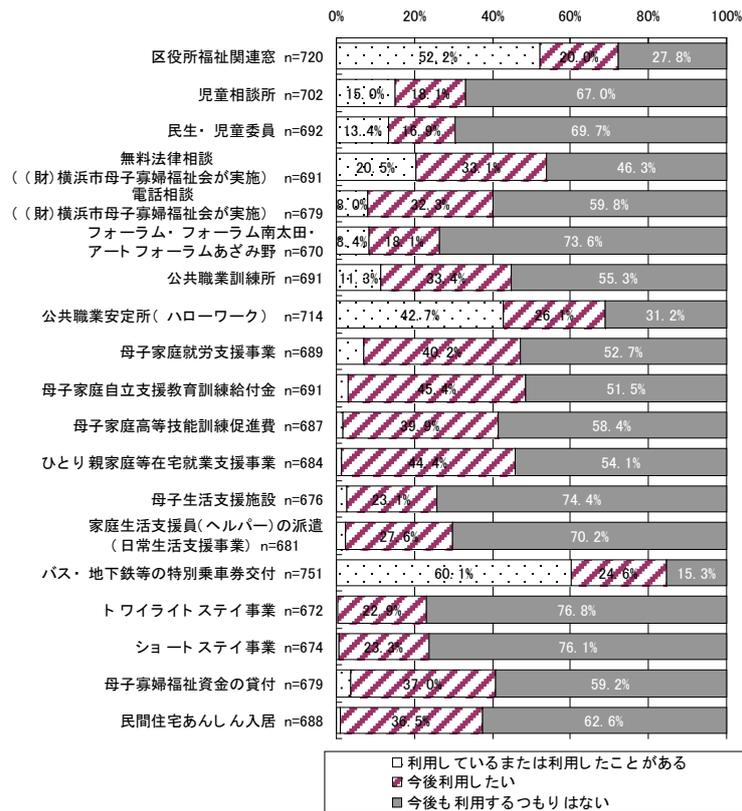


② 福祉制度の利用状況（問 26）

調査対象者全員に福祉制度の利用状況についてたずねたところ、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」、「区役所福祉関連窓口」、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「無料法律相談」などで利用率が高いですが、その他の制度・サービスでは 20%以下の利用率となっています。

また、今後利用したい制度・サービスとしては、「母子家庭自立支援教育訓練給付金」、「ひとり親家庭等在宅就業支援事業」、「母子家庭就労支援事業」、「母子家庭高等技術訓練促進費」などに比較的多くの回答がよせられています。

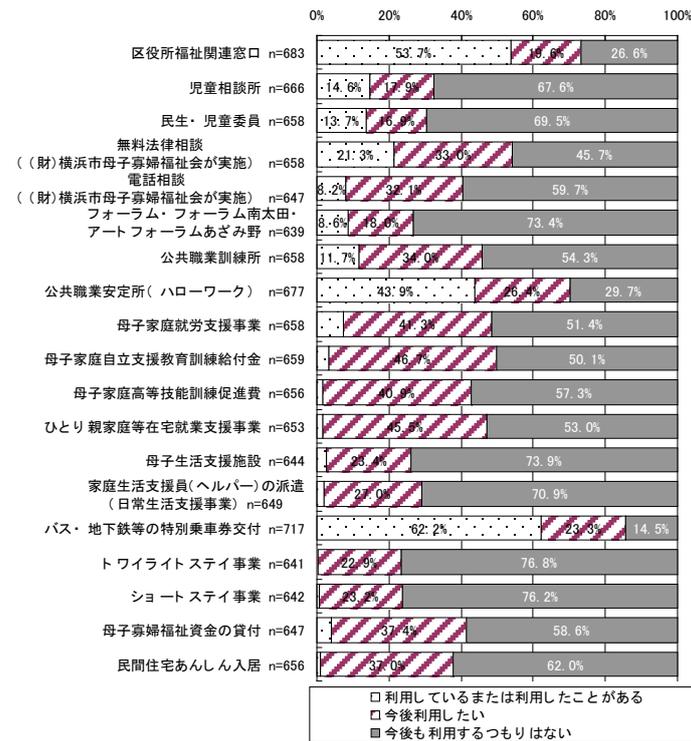
図表 6-②-1 各種制度・サービスの利用状況



※本設問については、無回答を除外したかたちで集計を行っています。

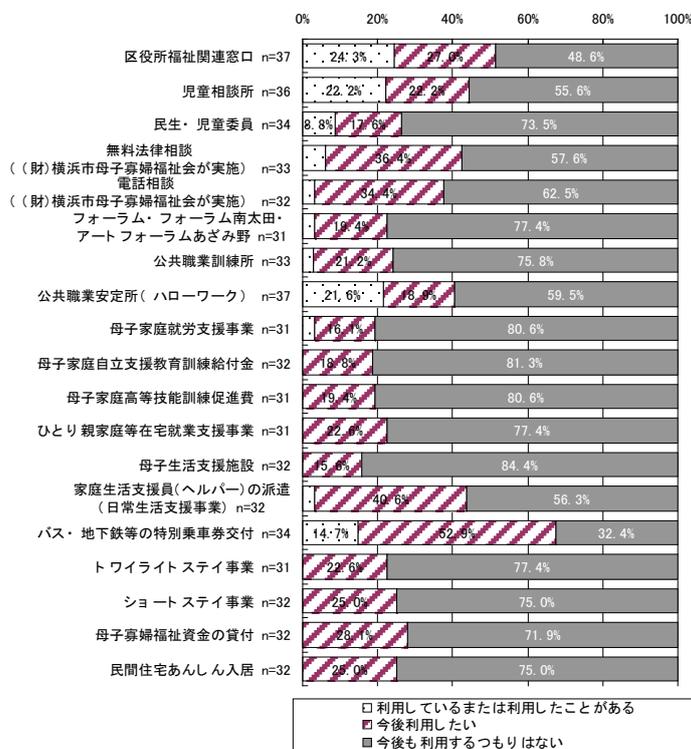
母子・父子家庭別の回答結果は以下のとおりです。

図表 6-②-2 各種制度・サービスの利用状況（母子家庭）



※本設問については、無回答を除外したかたちで集計を行っています。

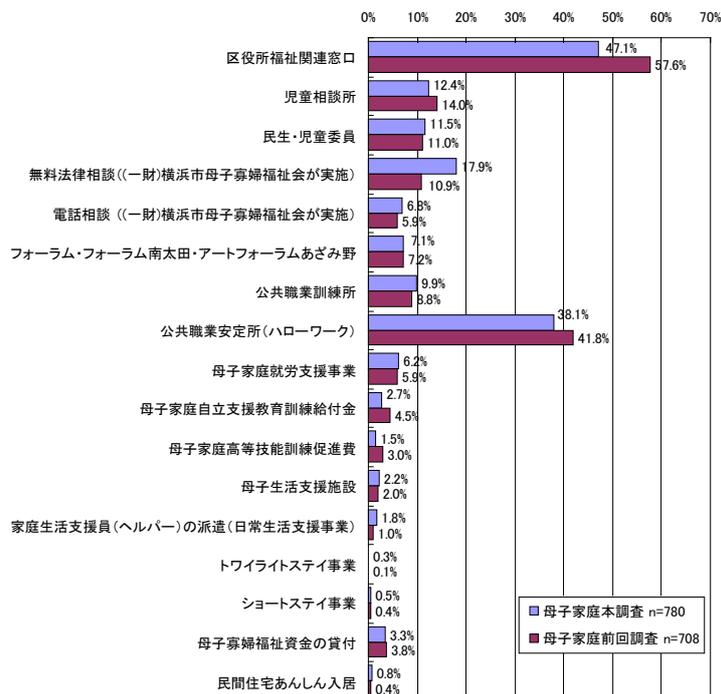
図表 6-②-3 各種制度・サービスの利用状況（父子家庭）



※本設問については、無回答を除外したかたちで集計を行っています。

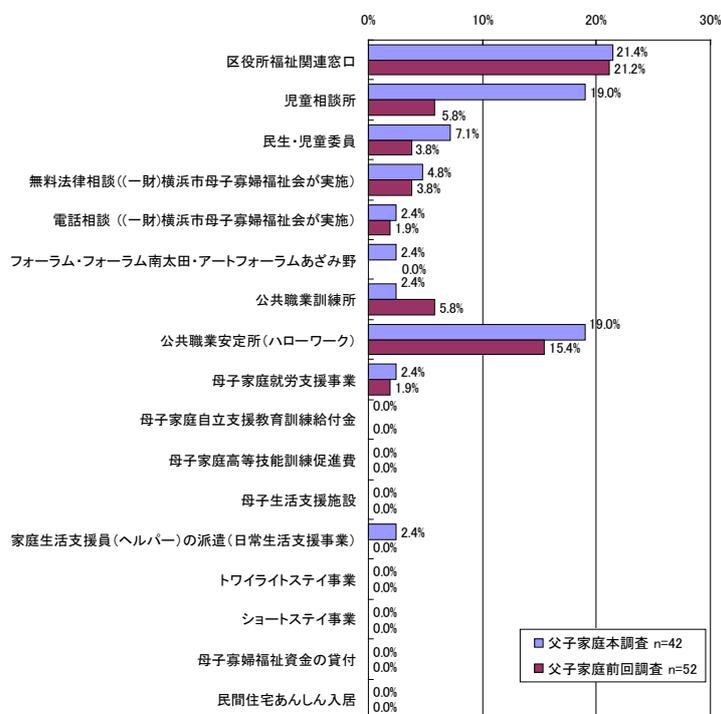
利用したことがある福祉制度について、前回調査との比較は以下のとおりです。なお、各種制度・サービスについて、前回調査と共通の項目（比較可能なもの）のみを掲載しています。

図表 6-②-4 各種制度・サービスの利用状況（母子家庭、前回調査との比較）



※ここで掲載している集計値は、無回答を含めて割合を求めたものです

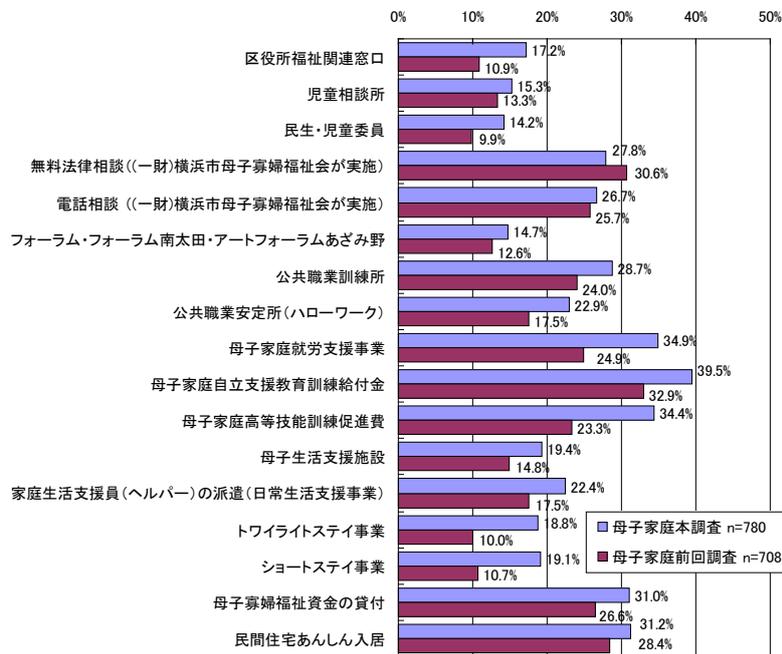
図表 6-②-5 各種制度・サービスの利用状況（父子家庭、前回調査との比較）



※ここで掲載している集計値は、無回答を含めて割合を求めたものです

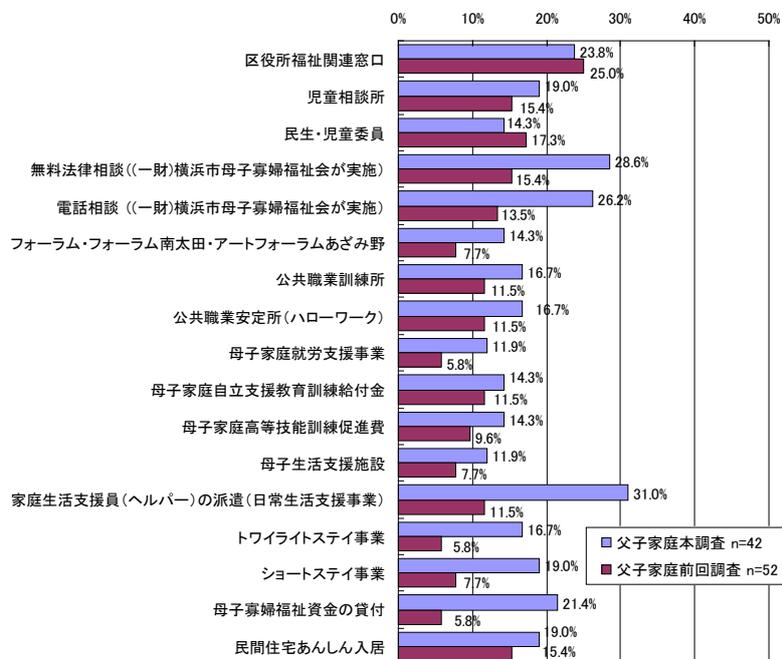
今後利用したい福祉制度について、前回調査との比較は以下のとおりです。それぞれの制度・サービスについて、「利用したい」と考える方の割合が多くなっている傾向が見て取れます。なお、各種制度・サービスについて、前回調査と共通の項目のみを掲載しています。

図表 6-②-6 今後利用したい福祉制度（母子家庭、前回調査との比較）



※ここで掲載している集計値は、無回答を含めて割合を求めたものです

図表 6-②-7 今後利用したい福祉制度（父子家庭、前回調査との比較）

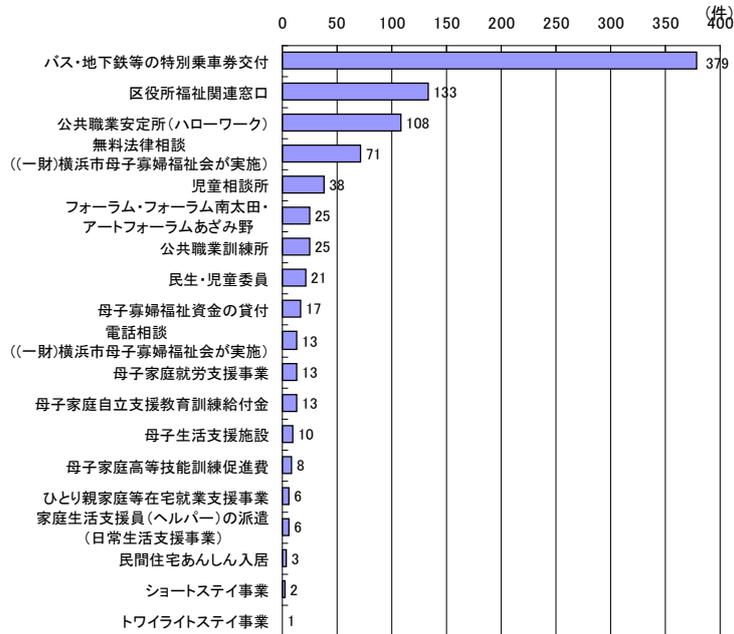


※ここで掲載している集計値は、無回答を含めて割合を求めたものです

現在利用している、または過去に利用したことがある福祉制度のうち、特に役に立ったものについて3つまでたずねたところ、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が379件と最も多く、次いで「区役所福祉関連窓口」が133件となっています。

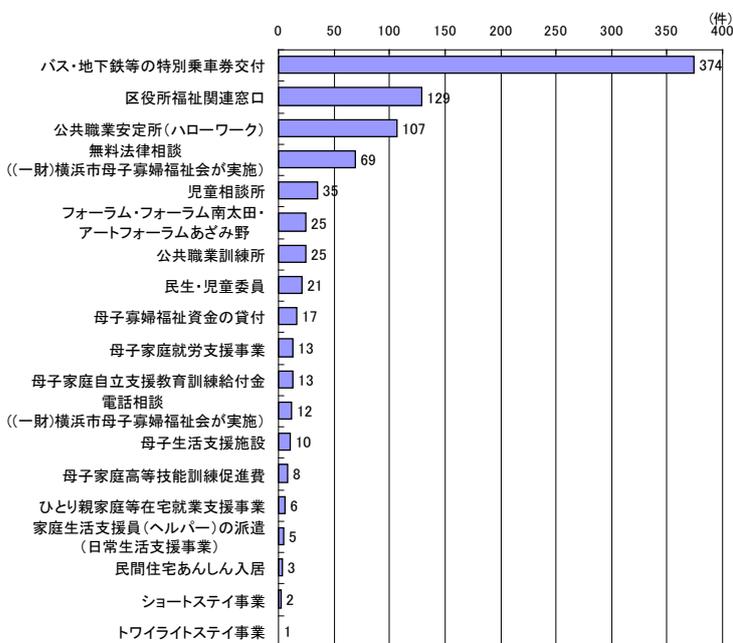
同結果を母子・父子家庭別にみると、図表6-②-9、図表6-②-10のようになっています。

図表 6-②-8 特に役に立った福祉制度



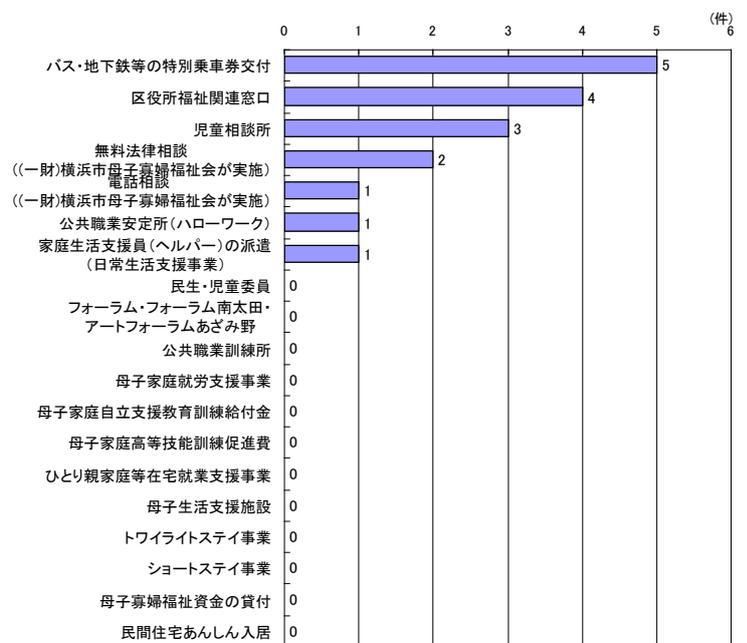
図表 6-②-9 特に役に立った福祉制度

(母子家庭)



図表 6-②-10 特に役に立った福祉制度

(父子家庭)



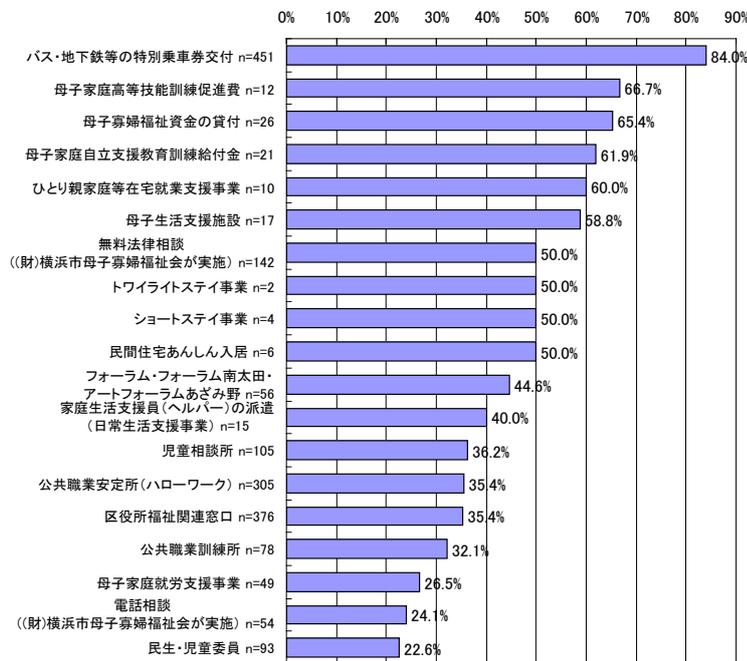
特に役に立った制度についてその理由をたずねたところ、回答の多かった「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」については、「経済的に助かっている」などの理由が多く聞かれ、「区役所福祉関連窓口」については、「いろいろな制度や支援、手続きについて教えてもらえた」などの理由が聞かれました。

図表 6-②-11 特に役に立ったと考える理由について

| 役に立った制度 | 回答者数 | 役に立った理由の代表例 |
|-----------------------------|------|--|
| バス・地下鉄等の特別乗車券交付 | 331 | ○経済的に助かっている ○子どもの通学に役立つ、自身の通勤や職業訓練に役立つ ○バス、地下鉄をよく使う地域に住んでいるので助かる |
| 区役所福祉関連窓口 | 112 | ○いろいろな制度や支援、手続きについて教えてもらえた ○親身に相談に乗ってもらえた |
| 公共職業安定所（ハローワーク） | 88 | ○就職、仕事を探す際に便利だった ○マザーズハローワークが特に良かった |
| 無料法律相談 | 54 | ○離婚のことについて相談できた |
| 児童相談所 | 34 | ○子どもの障害のことなどについて相談できた |
| フォーラム・フォーラム南太田・アートフォーラムあざみ野 | 22 | ○セミナー、講座に参加することができ、役に立った ○いろいろなことを相談することができた |
| 公共職業訓練所 | 22 | ○パソコン、資格の勉強をすることができた ○就職・転職に役立った |
| 民生・児童委員 | 17 | ○各種手続きや離婚のことなど手助けしてもらえた |
| 母子寡婦福祉資金の貸付 | 14 | ○子どもの高校・大学等進学の時などに助かった |
| 電話相談 | 10 | ○子育てや離婚のことなど悩みを聞いてもらえた |
| 母子家庭就労支援事業 | 11 | ○就職活動を具体的にサポートしてもらえた |
| 母子家庭自立支援教育訓練給付金 | 12 | ○制度のおかげで資格を取得することができた |
| 母子生活支援施設 | 9 | ○緊急時に身を寄せることができた |
| 母子家庭高等技能訓練促進費 | 7 | ○資格取得のための修業と生活の両立ができた |
| ひとり親家庭等在宅就業支援事業 | 3 | ○パソコンの知識などいろいろな知識が身についた |
| 家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣 | 5 | ○子どもの世話などで助かった |
| 民間住宅あんしん入居 | 3 | ○保証人なしでの入居時など助かった |
| ショートステイ事業 | 2 | ○病気の時など助かった |

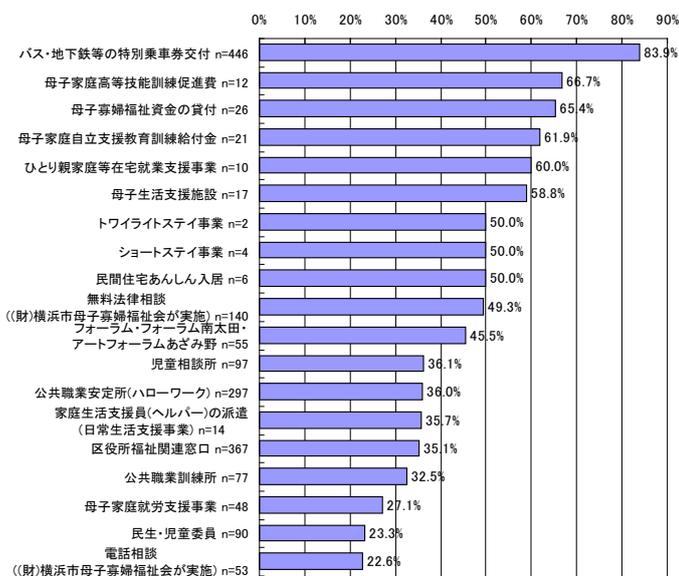
現在利用している、または過去に利用したことがある福祉制度のうち、特に役に立った制度について、利用者数に占める割合を求めたところ、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が84.0%、「母子家庭高等技能訓練促進費」が66.7%、「母子寡婦福祉資金の貸付」が65.4%と評価が高くなっています。同結果を母子・父子家庭別にみると、図表6-②-13、図表6-②-14のようになっています。

図表 6-②-12 特に役に立った福祉制度

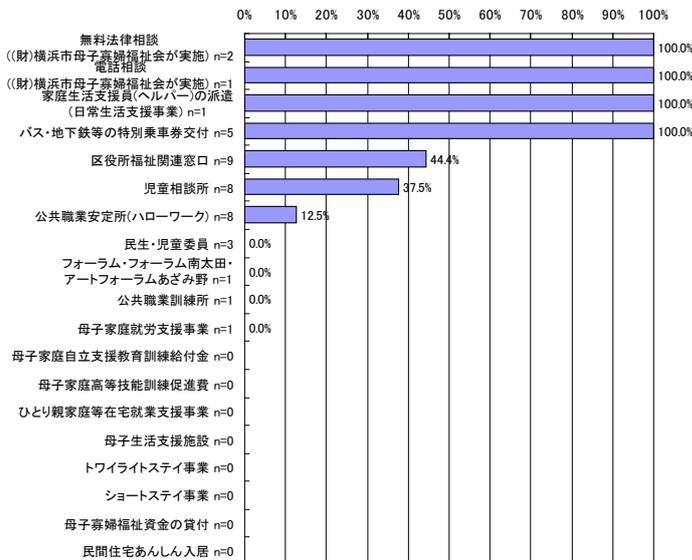


※割合を計算するにあたっての母数は、それぞれの制度利用者数となっています。

図表 6-②-13 特に役に立った福祉制度 (母子家庭)



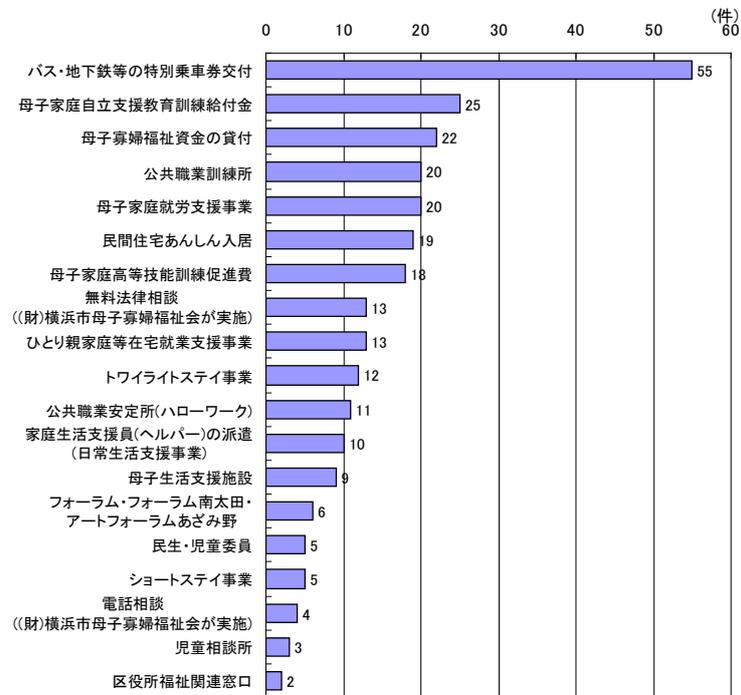
図表 6-②-14 特に役に立った福祉制度 (父子家庭)



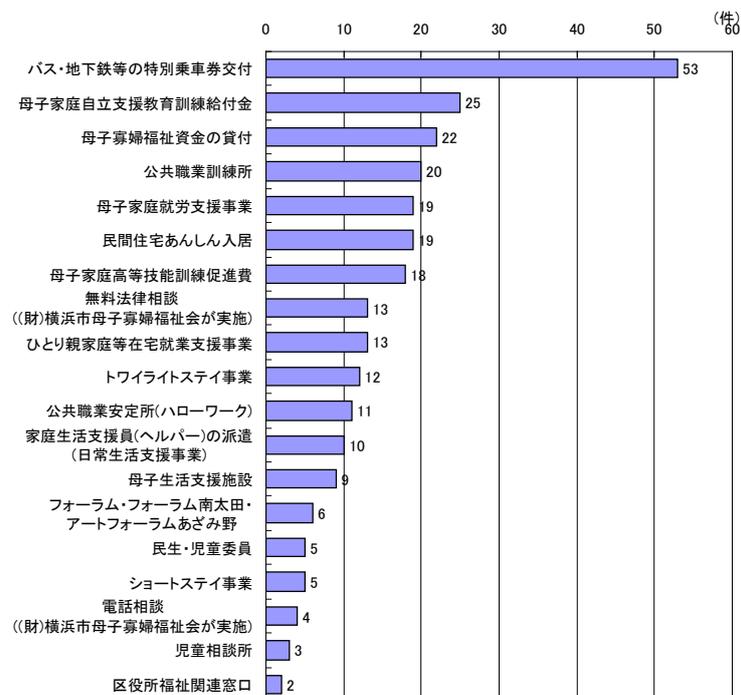
次いで、利用しなかったが実際に利用できなかった福祉制度についてたずねたところ、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が最も多く、55人の人が回答しました。

母子家庭のみの結果は図表 6-②-16 のとおりです。なお、父子家庭については、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が2件、「母子家庭就労支援事業」が1件でした。

図表 6-②-15 利用しなかったが利用できなかった福祉制度



図表 6-②-16 利用しなかったが利用できなかった福祉制度 (母子家庭)



利用したかったが利用できなかった福祉制度について、なぜ利用できなかったのかその理由をたずねたところ、それぞれの制度について「条件が合わない」「時間が合わない」といった回答に加え、「制度があることを知らなかった」という回答が多くみられました。

図表 6-②-17 利用できなかった理由について

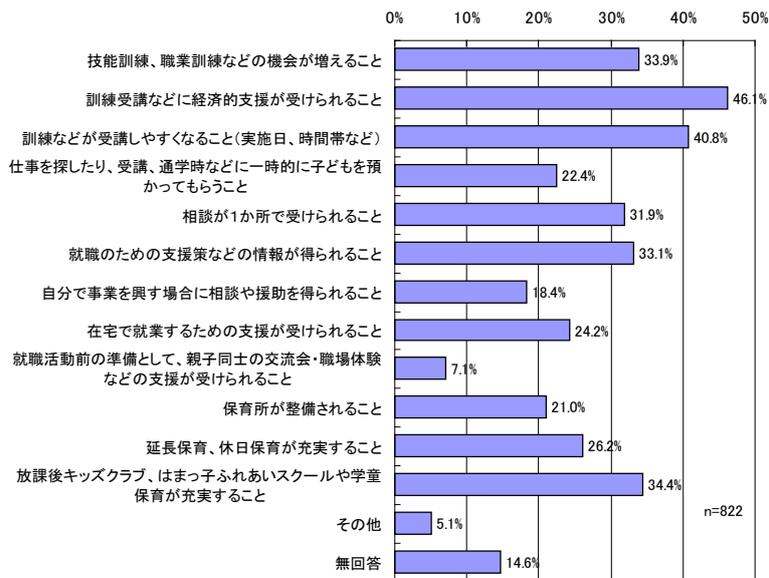
| 利用したかったが実際に利用できなかった制度 | 回答者数 | 利用できなかった理由の代表例 |
|-----------------------------|------|---|
| バス・地下鉄等の特別乗車券交付 | 51 | ○収入制限のため利用できなかった |
| 母子家庭自立支援教育訓練給付金 | 22 | ○できるだけ早く就業したかったため ○学びたい職種に関する支援制度がなかった |
| 母子寡婦福祉資金の貸付 | 18 | ○所得等の条件で利用できなかった |
| 公共職業訓練所 | 19 | ○時間が合わなかったから ○年齢など制限があったから |
| 母子家庭就労支援事業 | 19 | ○制度について知らなかった、条件に合わなかった |
| 民間住宅あんしん入居 | 16 | ○制度について知らなかった |
| 母子家庭高等技能訓練促進費 | 16 | ○制度について知らなかった |
| 無料法律相談 | 12 | ○曜日や時間が合わなかった ○制度について知らなかった |
| ひとり親家庭等在宅就業支援事業 | 12 | ○制度について知らなかった |
| トワイライトステイ事業 | 11 | ○制度について知らなかった |
| 公共職業安定所（ハローワーク） | 8 | ○なかなか自分に合う仕事がなく、利用しづらかった |
| 家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣 | 9 | ○制度について知らなかった |
| 母子生活支援施設 | 8 | ○空きがないと言われてしまったから |
| フォーラム・フォーラム南太田・アートフォーラムあざみ野 | 5 | ○場所が自宅から遠く不便だったから |
| 民生・児童委員 | 4 | ○地元の人なので、敬遠してしまう |
| ショートステイ事業 | 5 | ○制度について知らなかった |
| 電話相談 | 4 | ○制度について知らなかった |
| 児童相談所 | 2 | ○なかなか相談に行きにくい |
| 区役所福祉関連窓口 | 1 | ○窓口が開いている時間に都合がつかなかった |

③ 就職や仕事のために必要な支援（問27）

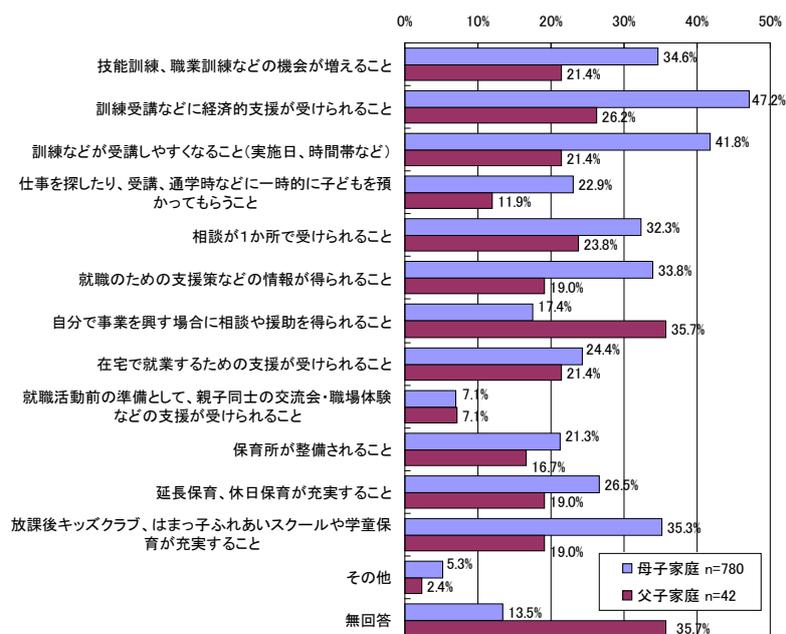
よりよい就職や仕事のため、必要と思われる支援についてたずねたところ、「訓練受講などに経済的支援が受けられること（46.1%：379人）」、「訓練などが受講しやすくなること（実施日・時間帯など）（40.8%：335人）」などに多く回答がよせられています。

母子・父子家庭別にみると、全体的に父子家庭よりも母子家庭のほうが多くの支援を必要としていることがわかります。ただし、「自分で事業を興す場合に相談や援助を受けられること」は、父子家庭のほうが多くの回答が集まっています。

図表 6-③-1 就職や仕事のために必要な支援

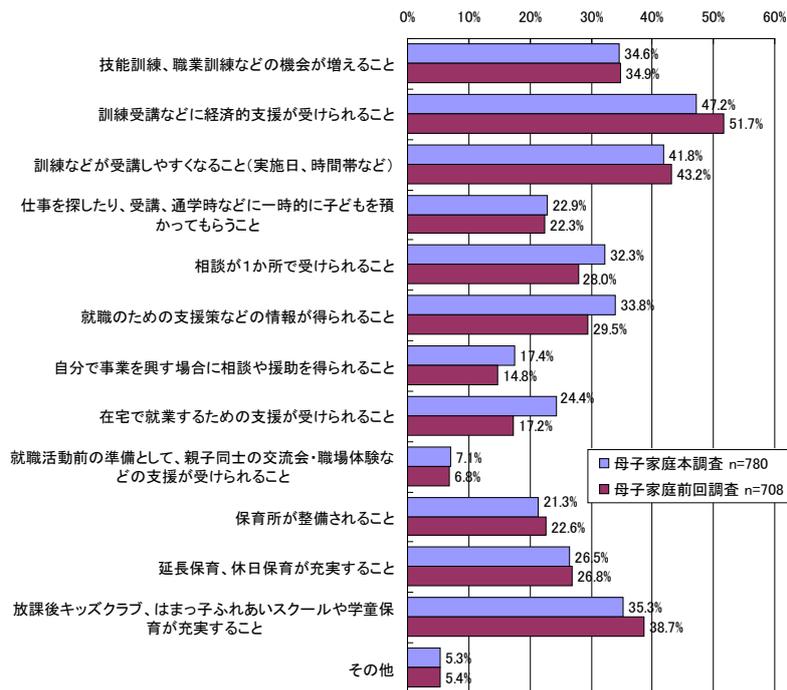


図表 6-③-2 就職や仕事のために必要な支援（母子・父子家庭別）

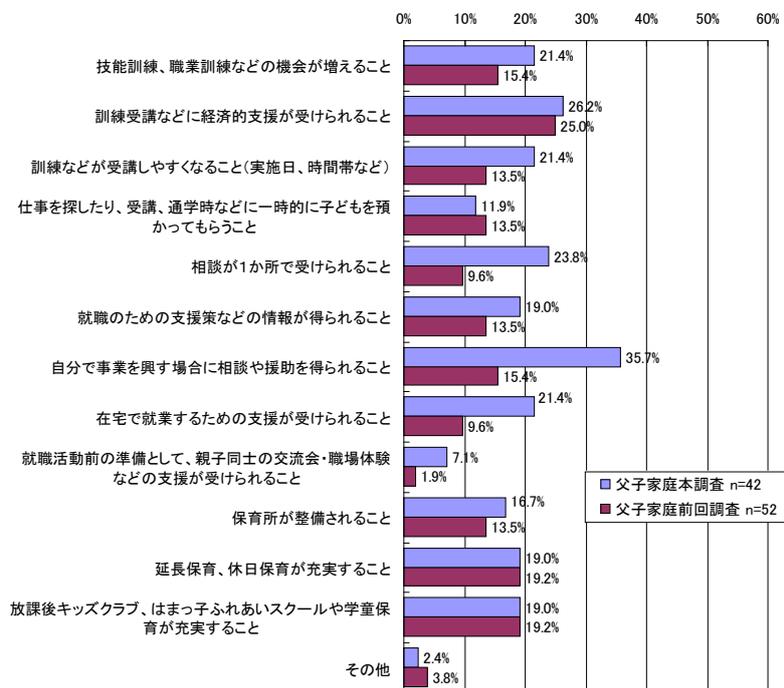


前回調査との比較は、母子家庭・父子家庭それぞれ以下のとおりです。

図表 6-③-3 就職や仕事のために必要な支援（母子家庭、前回調査との比較）

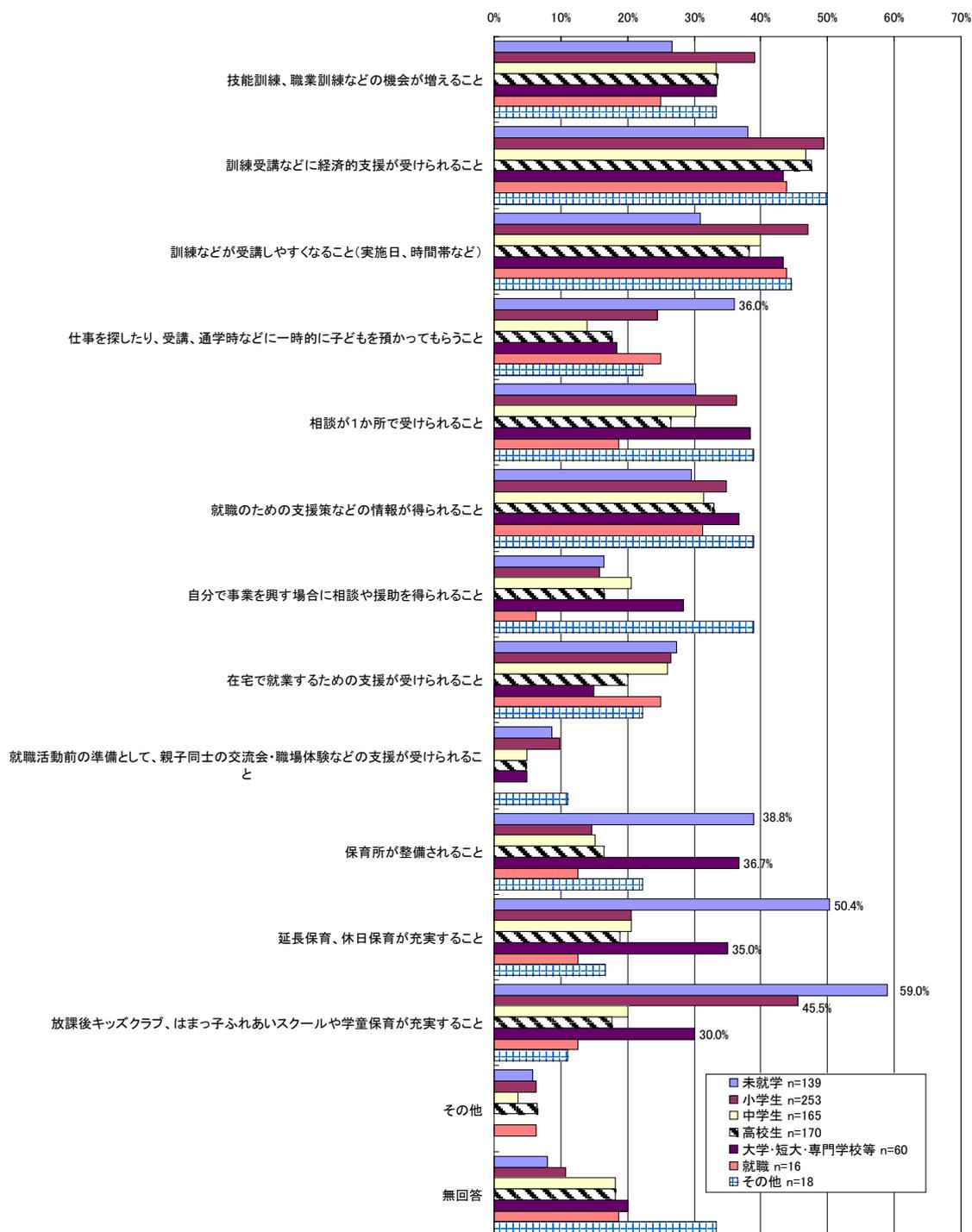


図表 6-③-4 就職や仕事のために必要な支援（父子家庭、前回調査との比較）



子ども（末子）の就学・就業状況別に仕事や就職のために必要な支援についてみたところ、「仕事を探したり、受講、通学時などに一時的に子どもを預かってもらうこと」「保育所が整備されること」「延長保育、休日保育が充実すること」「放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールや学童保育が充実すること」といった、子どもの保育に関する項目には、「未就学」の子どもを持つ親からの回答の割合が特に高くなっています。

図表 6-③-5 就職や仕事のために必要な支援（子どもの就学・就業状況別）



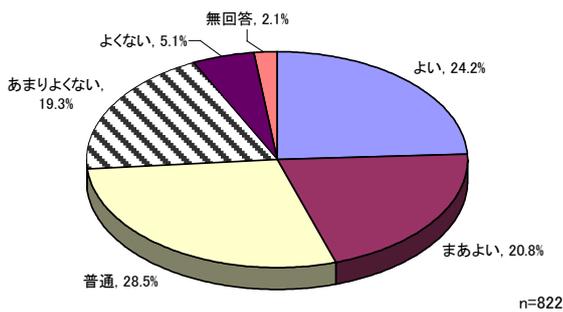
(7) 現在の生活状況について

① 健康状態 (問 28)

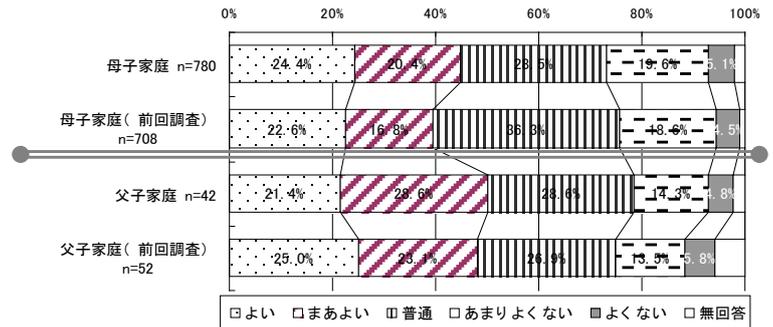
現在の健康状態についてたずねたところ、「よい」及び「まあよい」と体調がよいと感じている人は全体の45.0% (370人)、「普通」が28.5% (234人)、「あまりよくない」及び「よくない」が24.4% (201人)で、全体の約1/4の人が健康状態がすぐれないと答えています。

母子・父子家庭別、前回調査との比較については図表7-①-2のとおりです。前回調査に比べ、「よい」「まあよい」の割合が母子・父子家庭ともに若干増えていることがみとれます。

図表 7-①-1 現在の健康状態



図表 7-①-2 現在の健康状態
(母子・父子家庭別、前回調査との比較)

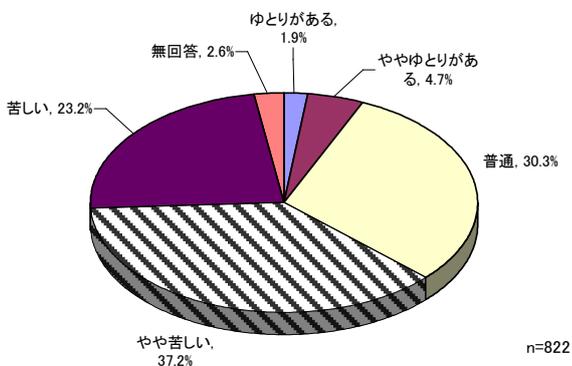


② 現在の暮らしについて (問 29)

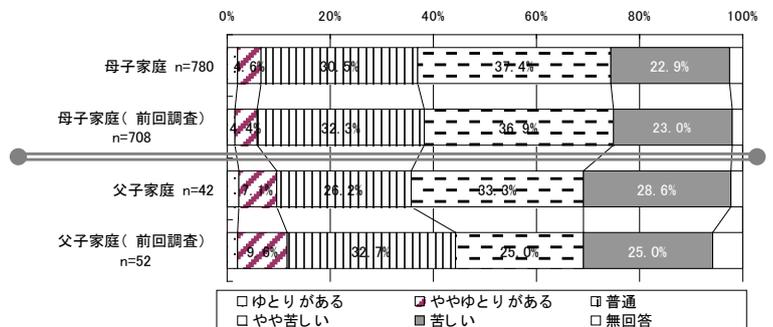
現在の暮らしについてどのように感じているかをたずねたところ、「ゆとりがある」もしくは「ややゆとりがある」と回答したのは全体の6.6% (55人)であり、6割以上の人が「やや苦しい」または「苦しい」と感じています (60.4% : 497人)。

母子・父子家庭別及び、前回調査との比較については図表7-②-2のとおりです。父子家庭について、「苦しい」「やや苦しい」と回答した人の割合が若干増えていることがわかります。

図表 7-②-1 現在の暮らしについて

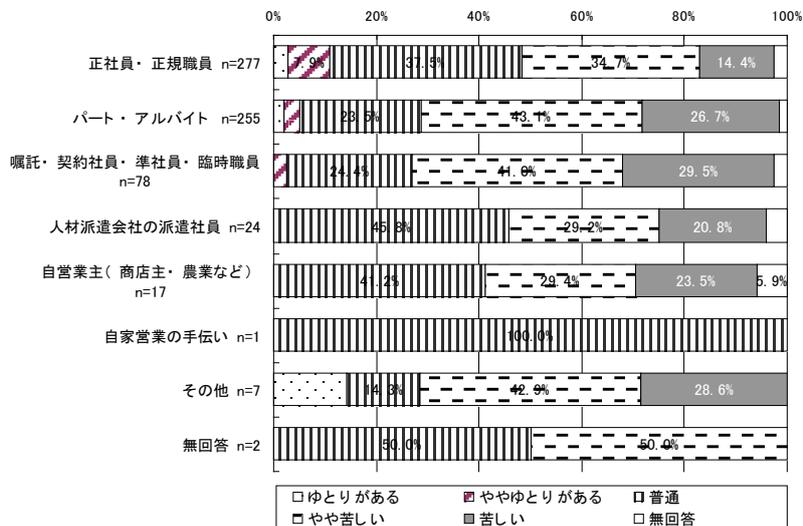


図表 7-②-2 現在の暮らしについて (母子・父子家庭別)



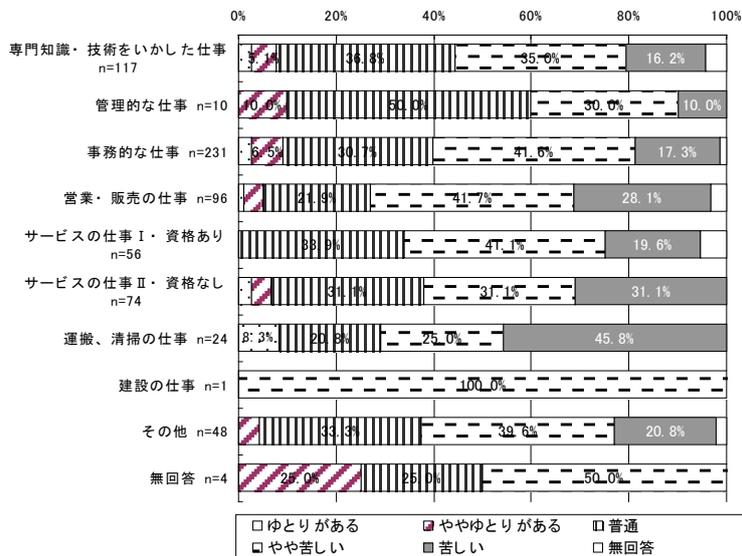
母子家庭について、現在の仕事の就業形態と暮らしぶりとの関係についてみたところ、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」で「苦しい」「やや苦しい」の割合が70.5%と比較的高くなっています。また、「パート・アルバイト」でも69.8%の人が「苦しい」「やや苦しい」と回答しています。

図表 7-②-3 就業形態と現在の暮らしについて（母子家庭）



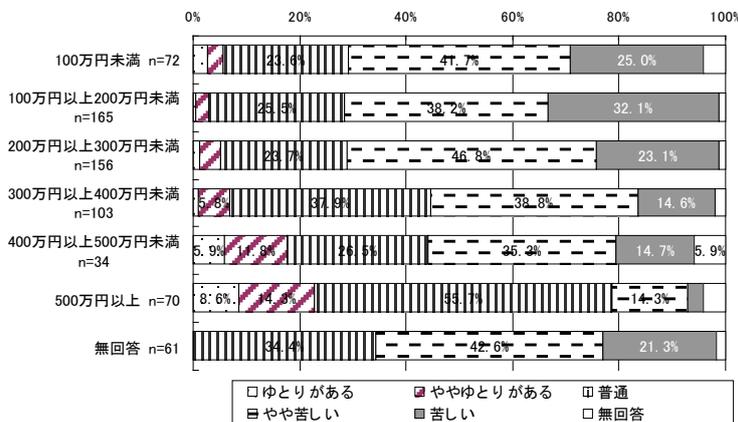
母子家庭について、職種と暮らしぶりとの関係を見ると、「専門知識・技術をいかした仕事」や「管理的な仕事」では、「苦しい」「やや苦しい」の割合が比較的低くなっています。

図表 7-②-4 業種と現在の暮らしについて（母子家庭）



母子家庭について、仕事による年収と暮らしぶりとの関係をみたところ、「100万円以上 200万円未満」で最も「苦しい」「やや苦しい」の割合が高くなっていますが（70.3%）、全体的な傾向として、年収が高いほど「苦しい」「やや苦しい」の割合が少なくなっていることがわかります。「500万円以上」については、「ゆとりがある」「ややゆとりがある」の割合が 22.9%となっており、他と比べて高くなっています。

図表 7-②-5 年収と現在の暮らしについて（母子家庭）

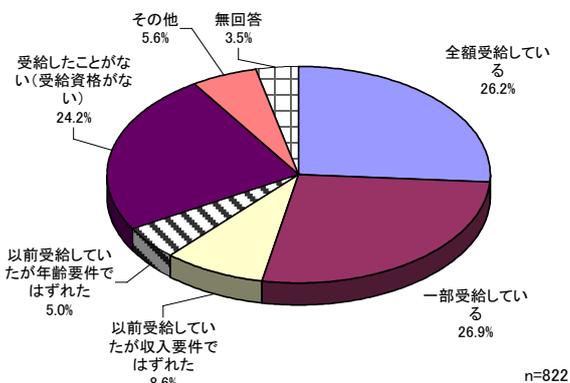


③ 児童扶養手当の受給について（問 30）

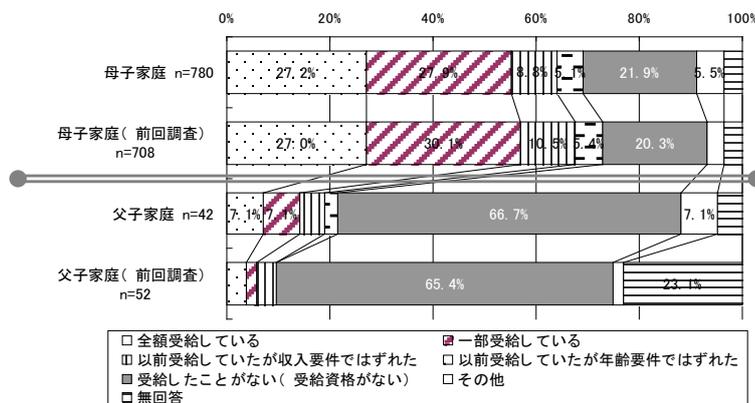
児童扶養手当を受給しているかどうかたずねたところ、「一部受給している」が 26.9%（221 人）と最も多く、次いで「全額受給している（26.2%、215 人）」と約半数の方が「受給している」となっています。なお、「受給したことがない（受給資格がない）」は 24.2%（199 人）でした。

前回調査との比較は、図表 7-③-2 のとおりです。

図表 7-③-1 児童扶養手当の受給について



図表 7-③-2 児童扶養手当の受給について（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



④ 世帯総収入について（問 33）

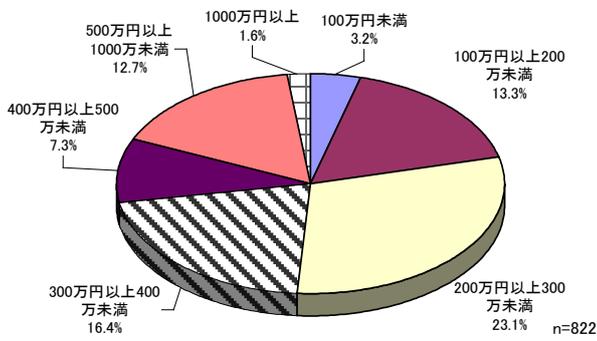
世帯の総収入については、「100万円未満」が3.2%（26人）、「100万円以上200万円未満」が13.3%（109人）と収入が非常に少ない世帯がある一方で、「500万円以上1000万円未満」が12.7%（104人）、「1000万円以上」が1.6%（13人）となっています。なお、平均は344万円でした。

母子・父子家庭別では、その違いが大きくなっています。母子家庭では300万円未満の世帯が全体の4割以上いる一方で、父子家庭では500万円以上の世帯が4割以上となっています。

前回調査と比較すると、平均世帯年収では、母子家庭で329万円から331万円に、父子家庭で639万円から571万円となっています。

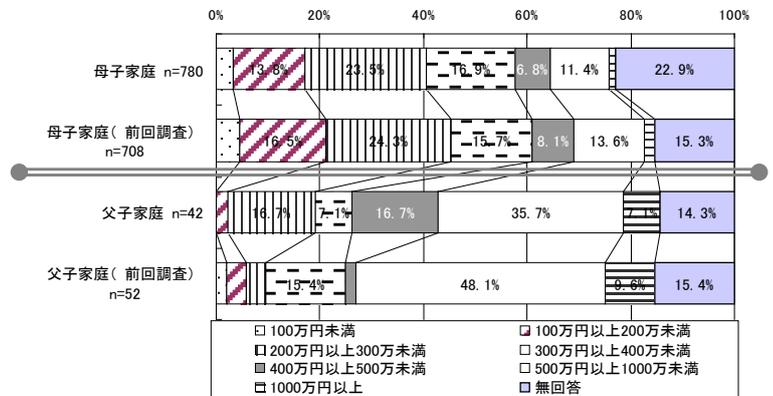
なお、平均世帯収入について、全国調査（厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」）の結果では、母子家庭が291万円、父子家庭が455万円となっています。

図表 7-④-1 世帯総収入



図表 7-④-2 世帯総収入

（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



母子家庭の方について、世帯総収入の所得段階別に、世帯全体の収入に主に含まれているものの内訳をみたところ、「100万円未満」では、「児童扶養手当」が主な収入のひとつになっている人の割合が比較的高いことがわかります。総収入が100万円以上の人では「あなた（回答者）の勤労収入」に最も回答が多く集まっており、特に「500万円以上」の人については「児童扶養手当」ではなく「養育費」や「その他の世帯員の勤労収入」が主な世帯収入のひとつになっていることがわかります。

図表 7-④-3 主な世帯収入の内訳（母子家庭）

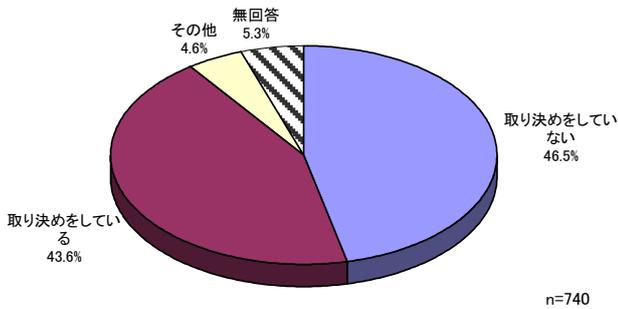
| 世帯総収入所得段階 | 対象人数 | 最も回答者数の多いもの | 2番目に回答者数の多いもの | 3番目に回答者数の多いもの |
|----------------|------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 100万円未満 | 26 | 児童扶養手当 19人 73.1% | あなたの勤労収入 17人 65.4% | 親・親族からの援助 7人 26.9% |
| 100万円以上200万円未満 | 108 | あなたの勤労収入 89人 82.4% | 児童扶養手当 76人 70.4% | 子の父・母からの養育費 25人 23.1% |
| 200万円以上300万円未満 | 183 | あなたの勤労収入 157人 85.8% | 児童扶養手当 121人 66.1% | 子の父・母からの養育費 34人 18.6% |
| 300万円以上400万円未満 | 132 | あなたの勤労収入 120人 90.9% | 児童扶養手当 71人 53.8% | 子の父・母からの養育費 32人 24.2% |
| 400万円以上500万円未満 | 53 | あなたの勤労収入 49人 92.5% | 児童扶養手当 20人 37.7% | 子の父・母からの養育費 10人 18.9% |
| 500万円以上 | 99 | あなたの勤労収入 96人 97.0% | 子の父・母からの養育費 29人 29.3% | その他の世帯員の勤労収入 14人 14.1% |

⑤ 子どもの養育費について（問 34）

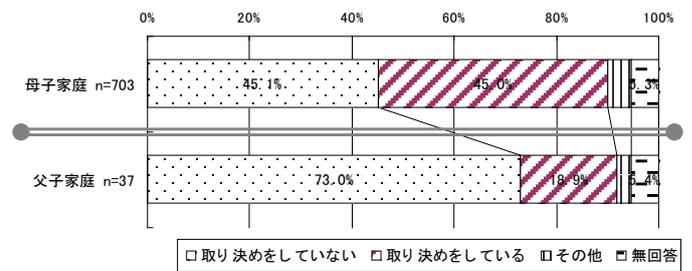
離婚等によりひとり親になった方や、未婚の方に、子どもの養育費の取り決めについてたずねたところ、取り決めをしていない世帯が46.5%（344人）、取り決めをしている世帯が43.6%（323人）でした。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭の方が父子家庭に比べ「取り決めをしている」の割合が高いことがわかります。

図表 7-⑤-1 子どもの養育費について

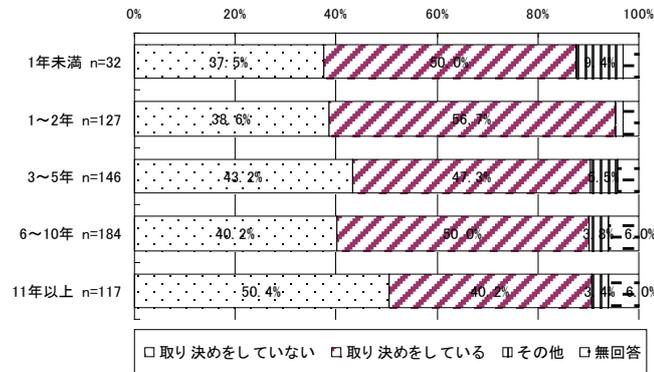


図表 7-⑤-2 子どもの養育費について（母子・父子家庭別）



母子家庭の、ひとり親になった理由として「離婚」と回答した人について、ひとり親になってからの期間と養育費の取り決めの有無についてたずねたところ、ひとり親になってからの期間が「11年以上」の人では、「取り決めをしている」の割合が若干低くなっています。

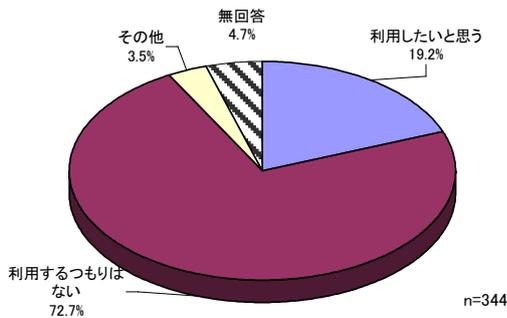
図表 7-⑤-3 ひとり親になってからの期間と養育費の取り決めについて（母子家庭）



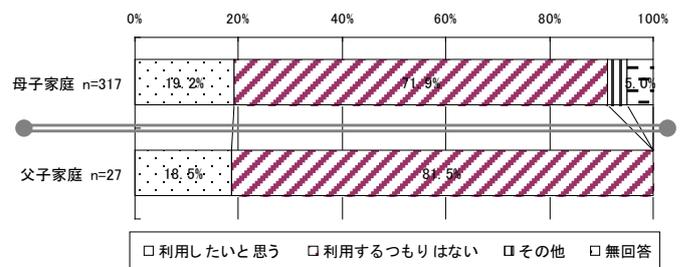
子どもの養育費について取り決めをしていない人（344人）に、養育費等に関する専門相談を今後利用したいと思うかどうかをたずねたところ、「利用するつもりはない」が過半数の72.7%（250人）となっており、「利用したいと思う」は19.2%（66人）でした。

同設問を母子・父子家庭別にみると、「利用したいと思う」人の割合は同程度であることがわかります。

図表 7-⑤-4 養育費等に関する
無料法律相談について



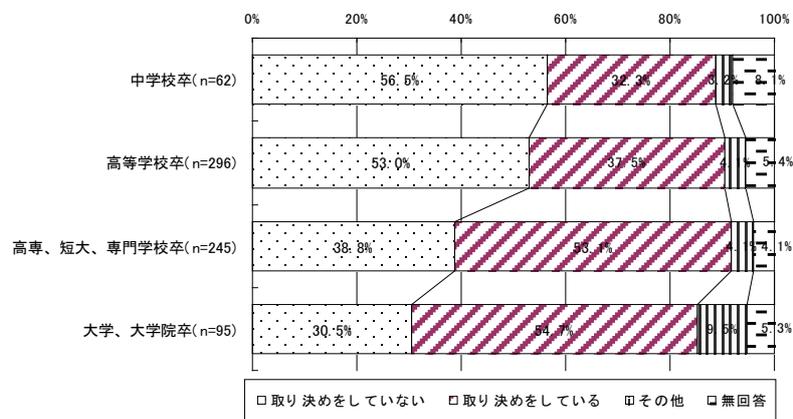
図表 7-⑤-5 養育費等に関する
無料法律相談について（母子・父子家庭別）



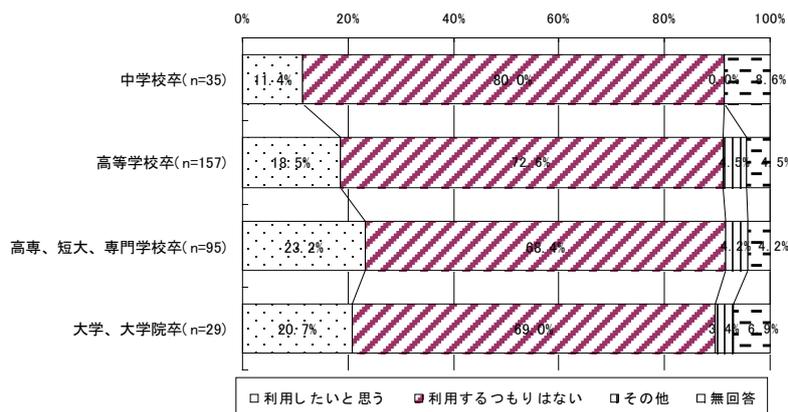
母子家庭の方について、最終学歴と養育費の取り決め状況等との関係を見ると、相対的に学歴が低い者のほうが「取り組みをしていない」の割合が高くなっています。

また、現在取り決めをしていない人について、養育費等に関する無料法律相談の利用意向についてみると、「中学校卒」で「利用したいと思う」が11.4%と最も低く、必ずしも現在養育費の取り決めをしていない割合が高い群で法律相談の利用意向が高いわけではないことがわかります。

図表 7-⑤-6 最終学歴と養育費の取り決めについて（母子家庭）



図表 7-⑤-7 最終学歴と養育費等に関する無料法律相談について（母子家庭）

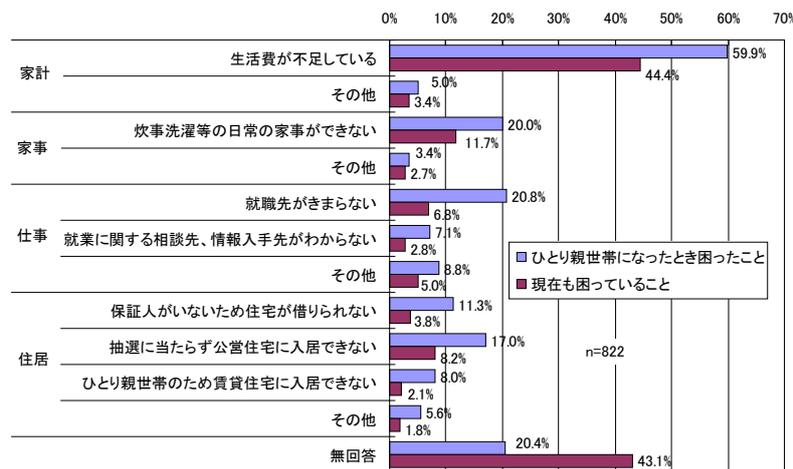


⑥ ひとり親家庭になったときに困ったこと（問 35, 36）

全員を対象とし、ひとり親家庭になったときに、どのようなことに困ったかをたずねたところ、「生活費が不足している（59.9%：492人）」が特に多く、次いで「就職先がきまらない（20.8%：171人）」、「炊事洗濯等の日常の家事ができない（20.0%：164人）」となっています。

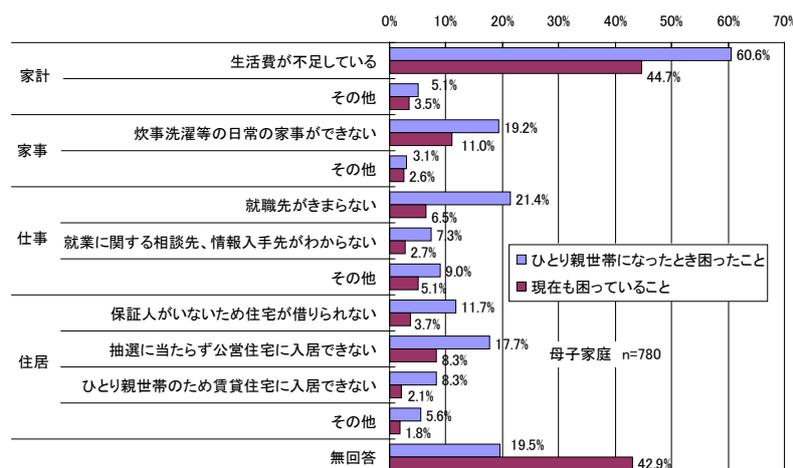
また、同じ項目について現在も困っているかどうかをたずねたところ、「生活費が不足している」については、現在も困っている人が多いことがわかりました。

図表 7-⑥-1 ひとり親になったときに困ったこと、現在も困っていること

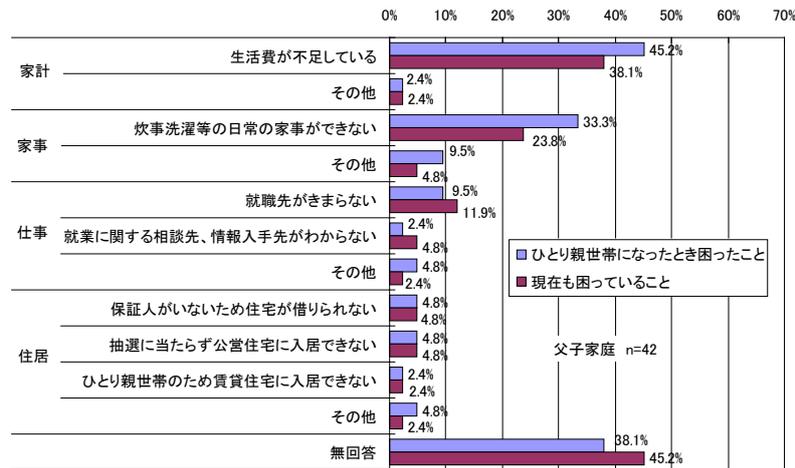


母子・父子家庭別にみると、母子家庭において特に「生活費が不足している」という問題が大きく、父子家庭では「炊事洗濯等の日常的な家事ができない」ことが特に問題になっていることがわかります。

図表 7-⑥-2 ひとり親になったときに困ったこと、現在も困っていること（母子家庭）

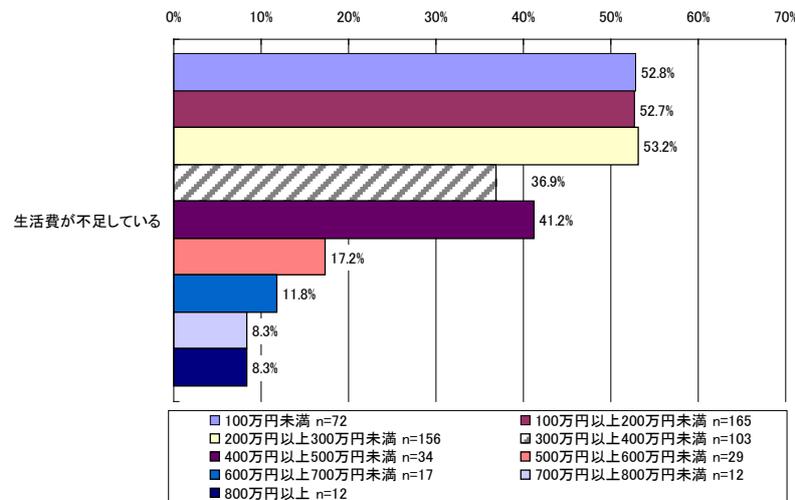


図表 7-⑥-3 ひとり親になったときに困ったこと、現在も困っていること（父子家庭）

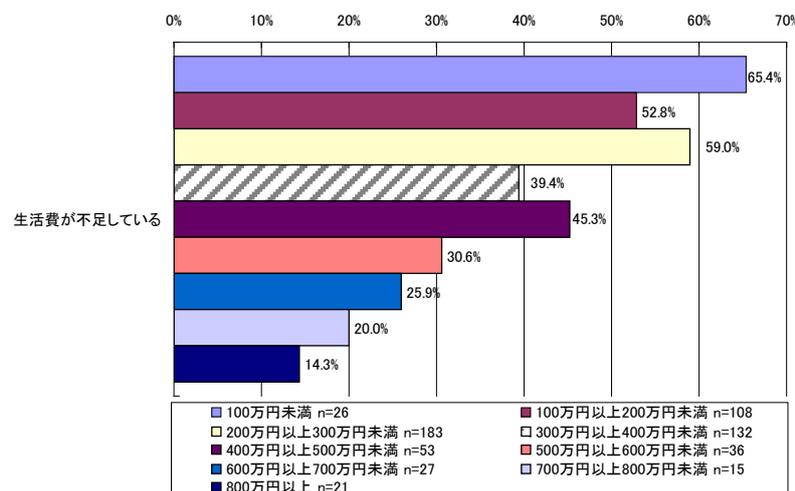


母子家庭の方について、年収または世帯総収入別に、現在も困っていることとして「生活費が不足している」の回答結果をみると、「生活費が不足している」との回答は、それぞれ収入が「300万円未満」の場合は5割を超えていることがわかります。また、「300万円以上500万円未満」の場合はその割合は4割程度と若干値が低くなり、「500万円以上」ではさらにその回答割合が低くなる傾向にあることがわかります。

図表 7-⑥-4 年収と現在も困っていることとして「生活費が不足している」との回答の関係（母子家庭）



図表 7-⑥-5 世帯総収入と現在も困っていることとして「生活費が不足している」との回答の関係（母子家庭）

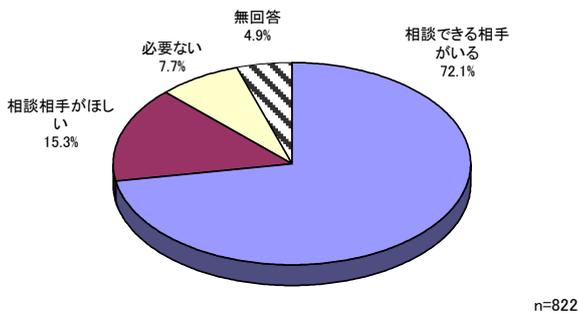


⑦ 相談相手について（問 37）

普段心おきなく相談できる相手がいるかどうかについてたずねたところ、7 割以上（72.1%：593 人）が「相談できる相手がいる」と回答しています。

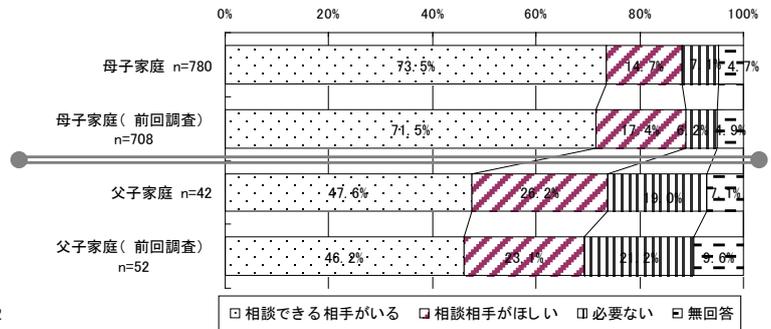
なお、母子・父子家庭別にみると、父子家庭において「相談できる相手がいる」割合が少なく、「相談相手がほしい」「必要ない」という回答の割合が高くなっています。

図表 7-⑦-1 相談相手の有無



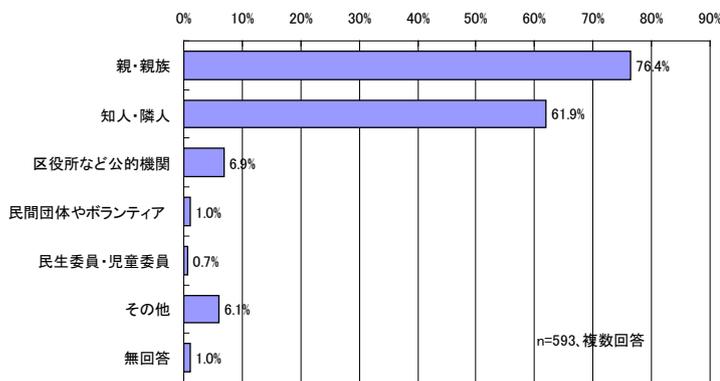
図表 7-⑦-2 相談相手の有無

（母子・父子家庭別、前回調査との比較）



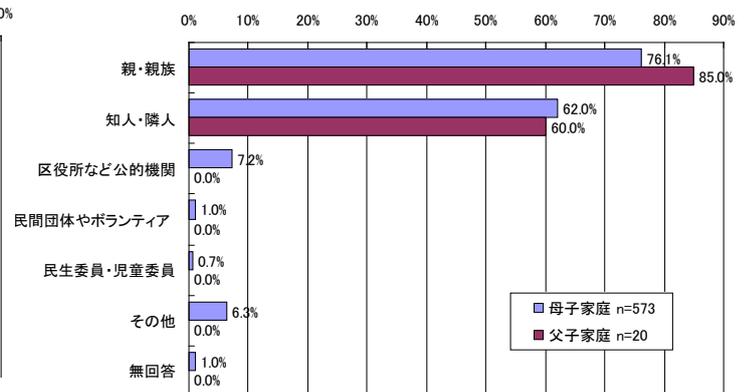
また、「相談相手がいる」と回答した人（593 人）に、具体的な相手をたずねたところ、「両親・親族」が 76.4%（453 人）と最も多く、次いで「知人・隣人」が 61.9%（367 人）と多くなっています。母子・父子家庭別の回答は以下のとおりです。

図表 7-⑦-3 具体的な相談相手（相談相手がいる人）



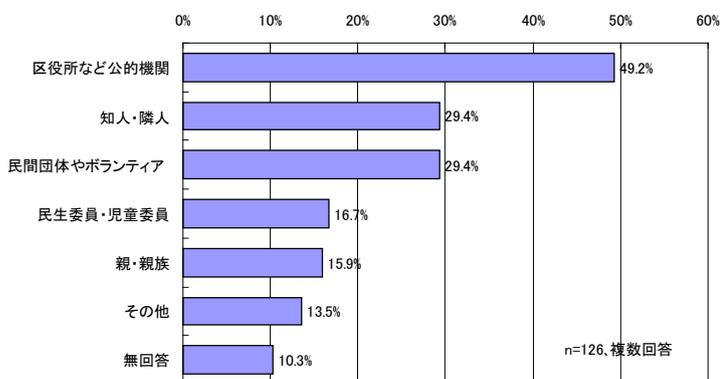
図表 7-⑦-4 具体的な相談相手

（相談相手がいる人、母子・父子家庭別）

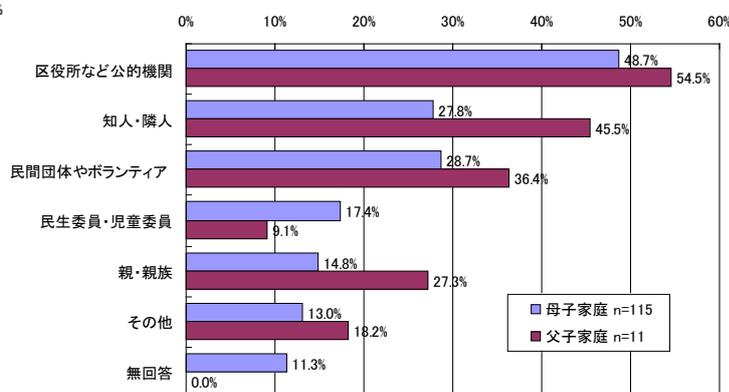


さらに、「相談相手がほしい」と回答した人（126人）に、どのような相手に相談をしたいと思うかをたずねたところ、「区役所などの公的機関」が49.2%（62人）と最も多くなっています。
 なお、母子・父子家庭別にみると、図表7-⑦-6のようになっています。

図表 7-⑦-5 どのような相手に相談したいか
 （相談相手がほしい人）



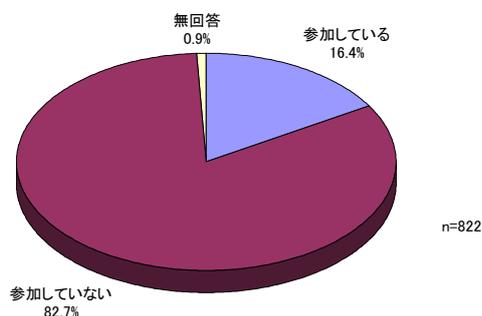
図表 7-⑦-6 どのような相手に相談したいか
 （相談相手がほしい人、母子・父子家庭別）



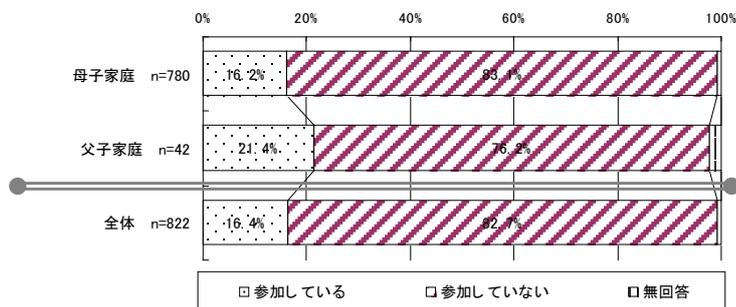
⑧ 地域の集まりや交流会、サークル活動等について（問 38~40）

現在地域の集まりや交流会、サークル活動等に参加しているかについてたずねたところ、「参加している」は16.4%（135人）でした。
 母子家庭・父子家庭別にみると、「参加している」の割合は、父子家庭の方が若干高いことがわかります。

図表 7-⑧-1 地域の集まりや交流会、サークル活動等への参加の状況



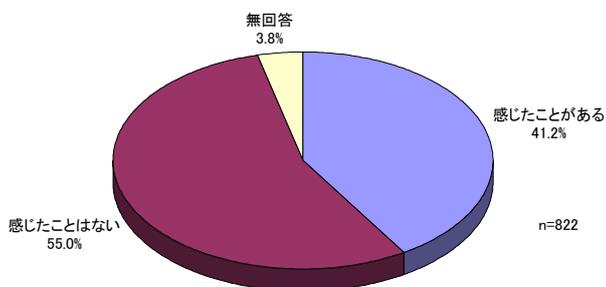
図表 7-⑧-2 地域の集まりや交流会、サークル活動等への参加の状況（母子・父子家庭別）



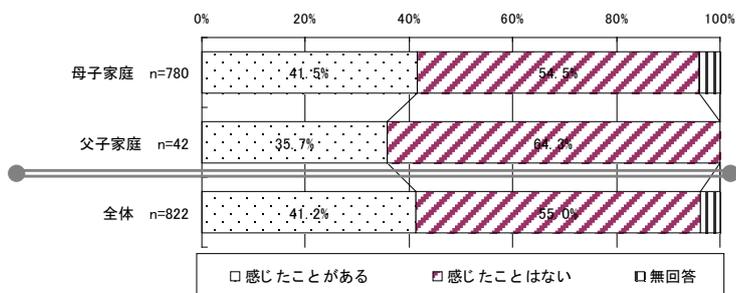
続いて、ひとり親世帯になってから地域の集まりや交流会、サークル活動等に参加しづらいと感じたことがあるかどうかをたずねたところ、「感じたことがある」は41.2%（339人）でした。

母子家庭・父子家庭別にみると、「感じたことがある」の割合は、母子家庭のほうが若干高いことがわかります。

図表 7-⑧-3 地域の集まりや交流会、サークル活動等への参加状況の変化



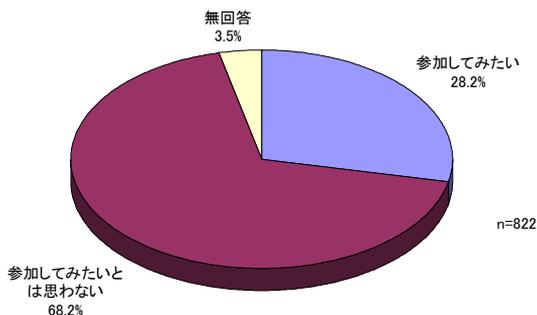
図表 7-⑧-4 地域の集まりや交流会、サークル活動等への参加状況の変化（母子・父子家庭別）



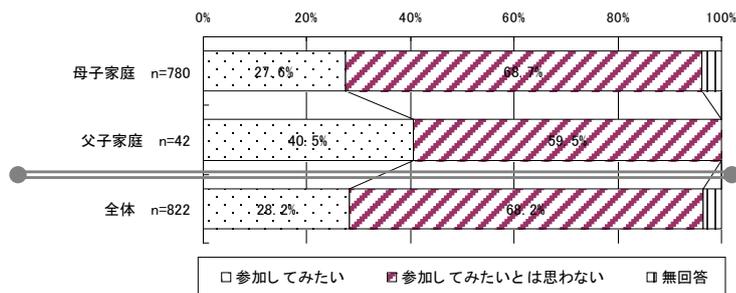
また、ひとり親の方やその子ども同士が交流できるイベントやサークル活動等があった場合に、参加してみたいと思うかをたずねたところ、「参加してみたい」は28.2%（232人）でした。

母子家庭・父子家庭別にみると、「参加してみたい」の割合は、父子家庭の方が高いことがわかります。

図表 7-⑧-5 交流イベントやサークル活動等への参加意向



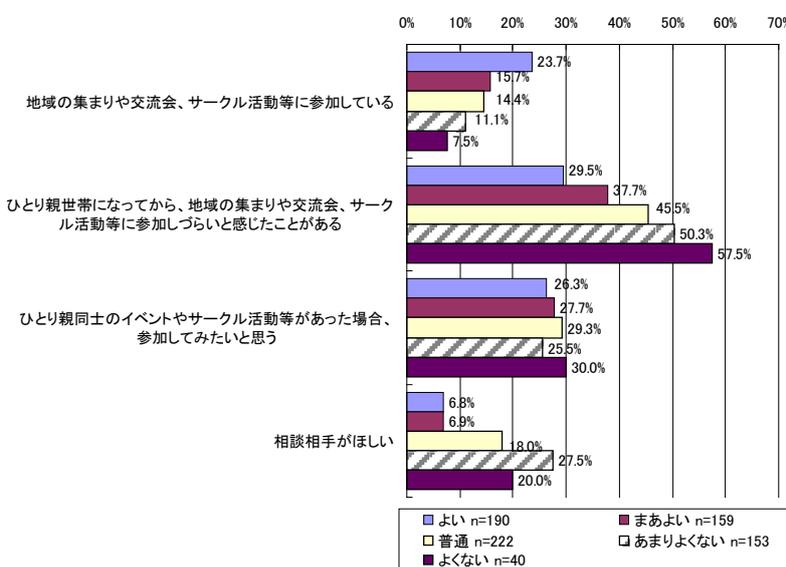
図表 7-⑧-6 交流イベントやサークル活動等への参加意向（母子・父子家庭別）



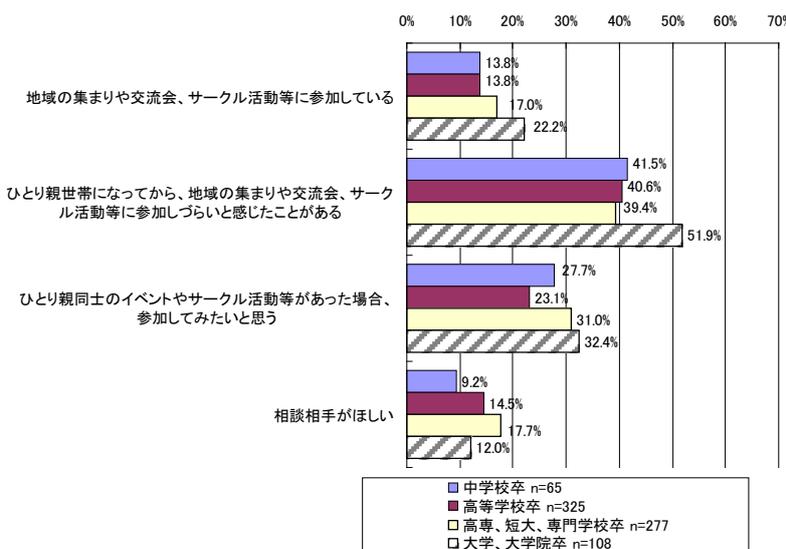
母子家庭の方について、活動等参加の状況や心おきなく相談できる相手の有無など、社会関係の状況について、健康状態別にみると、地域の集まりやサークル活動等への参加状況に関しては、現状では健康状態が比較的よい人のほうが参加しているとの割合が高く、また、健康状態が比較的よくない人に関しては、ひとり親になってから活動に参加しづらくなったとの回答割合が高くなっていることがわかります。今後の参加意向に関しては健康状態別にそれほど明確な違いは見られませんが、「心おきなく相談できる相手がほしい」との回答割合は、健康状態が比較的よくない人のほうが高い傾向が見られます。

また、学歴別についてみると、地域の集まりやサークル活動への参加状況について、現状として学歴の比較的高い人のほうが参加している割合が高いことがわかりますが、今後の意向や相談相手を必要としているかどうかについては、学歴別に明確な傾向が見られるわけではないことがわかります。

図表 7-⑧-7 健康状態と活動参加の有無・意向、相談相手などとの関係（母子家庭）



図表 7-⑧-8 学歴と活動参加の有無・意向、相談相手などとの関係（母子家庭）

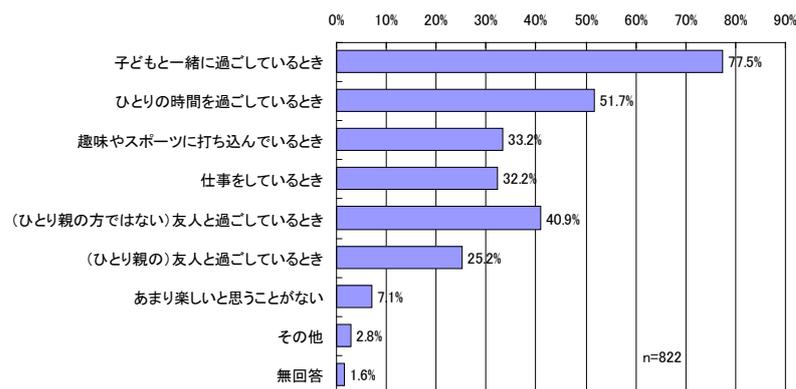


⑨ 充実している時間（問 41）

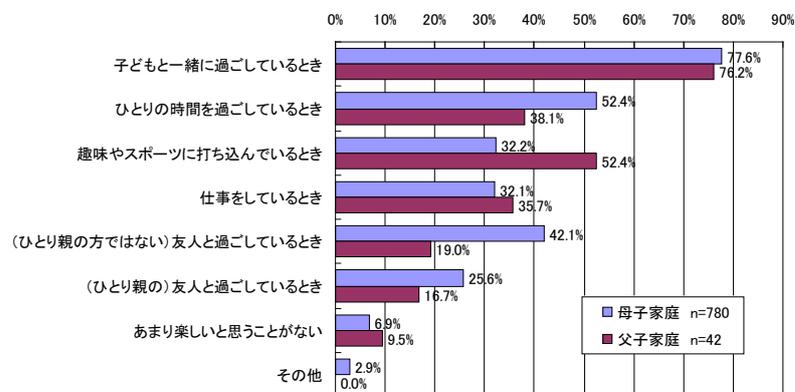
充実している、楽しいと感じるのはどのようなときかをたずねたところ、「子どもと一緒に過ごしているとき」が 77.5%（637 人）と最も多く、次いで「ひとりの時間を過ごしているとき」が 51.7%（425 人）、「（ひとり親の方ではない）友人と過ごしているとき」が 40.9%となっています。なお、「あまり楽しいと思うことがない」との回答は 7.1%（58 人）でした。

母子家庭・父子家庭別にみると、母子家庭では「ひとりの時間を過ごしているとき」や「友人と過ごしているとき」の割合が比較的高く、父子家庭では「趣味やスポーツに打ち込んでいるとき」の割合が高くなっています。

図表 7-⑨-1 充実している、楽しいと感じるとき



図表 7-⑨-2 充実している、楽しいと感じるとき（母子・父子家庭別）

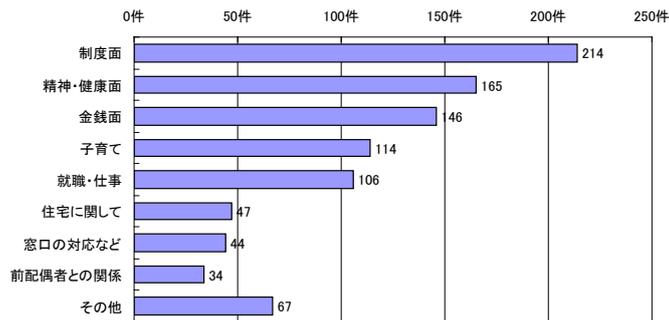


(8) その他意見や希望等について

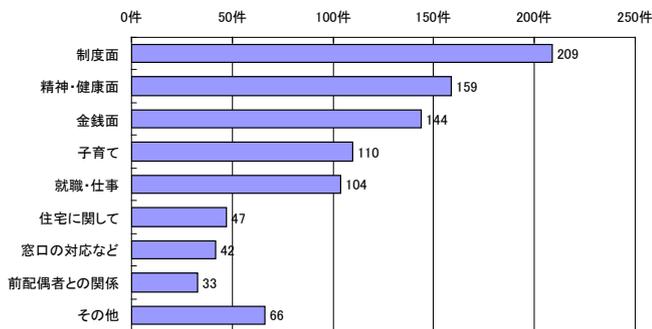
現在困っていることや悩んでいること、または意見や要望などについて、自由記入欄を用意し記入してもらいました。アンケート集計対象者 822 人中 61.9% (509 人) の記入がありましたが、内容は以下の通りです。

最も多かったのは「各種補助を増やしてほしい」「制度についてもっと積極的に教えてほしい」などのひとり親家庭をめぐる制度面に関する意見や希望であり、214 件ありました。続いて、「病気にかかっている」「将来が不安」などの「精神・健康面」が 165 件、「家計が苦しい」など「金銭面」に関する内容が 146 件となっています。(なお、詳細は資料編を参照下さい)

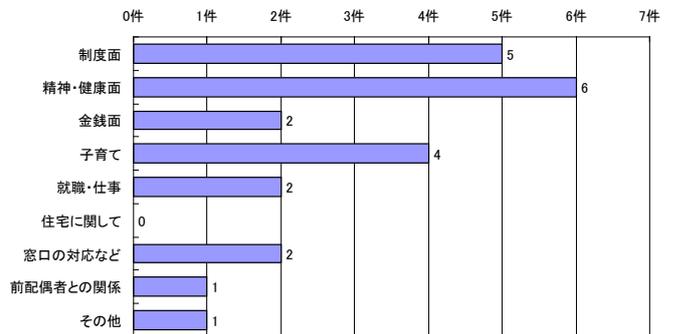
図表 8-1 その他の意見や希望等



図表 8-2 その他の意見や希望等 (母子家庭)



図表 8-3 その他の意見や希望等 (父子家庭)



3. 資料編

(1) アンケート調査票

横浜市ひとり親世帯アンケート 調査票

< 調査ご協力のお願い >

平素より横浜市の福祉行政につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。本市では、母子家庭及び父子家庭等の皆様への総合的な支援策を充実させるため、「母子家庭等自立支援計画」の見直しを進めています。そこで、対象となる皆様の生活実態や福祉施策等に対するご意見などを把握し、この計画に反映させるため、アンケート調査を実施させていただきます。

この調査は、父または母と20歳未満のお子さんが同居されている世帯を、正規の手続きを経て住民基本台帳から無作為に抽出し送付させていただいております。従いまして、“ひとり親世帯（2ページ参照）”以外の方に送付されている場合もあります。この場合も恐縮ですが、ひとり親世帯でない旨を調査票2ページにご回答ください。本アンケート実施の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、7月23日（月）までに同封の返信用封筒にてご返送いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

（なお、ご回答いただいた調査票は、上記の目的以外に使用することはありませんので、よろしく
お願いいたします。）

平成24年6月
横浜市こども青少年局長

< 記入上の注意 >

- 1 この調査は宛名のご本人がお答え下さい。
- 2 本調査票は、父または母と20歳未満のお子さんが同居されている世帯を、住民基本台帳より無作為に抽出して送付させていただいております。あなたのご家庭が「ひとり親世帯」に該当しない場合は、2ページのみご回答の上、同封の封筒にてご返却下さいますようお願いいたします。
- 3 回答は、直接□のなかに数字等を記入するものと、回答の数字を○で1つまたは複数囲むものがあります。設問の指示に沿ってお答え下さい。
- 4 調査についてのお問い合わせは、次の担当までお願いいたします。

横浜市こども青少年局こども家庭課 担当：嘉代^{かしろ}、森岡^{もりおか}

電話：045(681)-0915/FAX：045(681)-0925

問3. ひとり親世帯になった理由は何ですか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|------------|
| 1. 離婚 | 2. 死別 | 3. 未婚 | 4. 別居 | 5. その他 () |
|-------|-------|-------|-------|------------|

問4. あなたの現在の年齢と、ひとり親世帯になったときの年齢を、それぞれ口の中にご記入下さい。

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 現在の年齢 <input type="text"/> 歳 | 2. ひとり親世帯になったときの年齢 <input type="text"/> 歳 |
|---------------------------------|---|

問5. あなたの住居の状況について、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | | |
|-------|------------|-----------------|----------|
| 1. 持家 | 2. 市営・県営住宅 | 3. 公社・公団(UK)の賃貸 | 4. 借家・賃貸 |
| 5. 同居 | 6. 社宅など | 7. 間借 | 8. その他 |

仕事の状況についておたずねします

問6. あなたは、ひとり親世帯になる前に、収入をとまなう仕事をしていましたか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|---------|------------|
| 1. していた | 2. していなかった |
|---------|------------|

問7. あなたは、現在収入をとまなう仕事をしていますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|---------|---------------|
| 1. している | 2. していない |
| ↓ | → (5ページの問17へ) |

(現在、収入をとまなう仕事をされている方におたずねします)

問8. 現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか。複数の仕事をお持ちの方は、主な仕事について、1つだけに○をつけて下さい。

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 正社員・正規職員 | 2. パート・アルバイト |
| 3. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 | 4. 人材派遣会社の派遣社員 |
| 5. 自営業主(商店主・農業など) | 6. 自家営業の手伝い |
| 7. その他 () | |

問9. 現在の仕事の職種は次のどれにあたりますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | |
|---|
| 1. 専門知識・技術をいかした仕事(教員、研究者、技術者、看護師、はり師、保育士など) |
| 2. 管理的な仕事(企業・団体の課長、部長など) |
| 3. 事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など) |
| 4. 営業・販売の仕事(スーパー・デパート店員、セールス、外交員など) |
| 5. サービスの仕事I・資格あり(理・美容師、ホームヘルパーなど) |
| 6. サービスの仕事II・資格なし(飲食店員、家政婦、ビル等管理人など) |
| 7. 運搬、清掃の仕事(配達員、建物清掃員、ハウスクリーニング職など) |
| 8. 建設の仕事(大工、とび職、配管・電気従事者など) |
| 9. その他 () |

問10. あなたは在宅ワークをしていますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

| | | |
|---------|---------------------|----------|
| 1. している | 2. 以前していたが、現在はしていない | 3. していない |
|---------|---------------------|----------|

問10-(2). (在宅ワークを現在していない方におたずねします。)

家のなかで働くこと(在宅就業)について、どのように思いますか、あてはまるものすべてに○をつけてください。

| |
|-----------------------------|
| 1. 興味があり、本業としてやってみたいと思う |
| 2. 興味があり、副業としてやってみたいと思う |
| 3. 興味はあるが、スキル不足で不安である |
| 4. 興味はあるが、どのようにやればいいのか分からない |
| 5. 興味がない |
| 6. その他 () |

(現在収入をとまなう仕事をされているすべての方にかがいます)

問11. 現在の仕事を始めて(勤め始めて)何年ですか、□の中に期間をご記入下さい。

| | | | | |
|-------------|----------------------|---|----------------------|----|
| 現在の仕事を始めて 約 | <input type="text"/> | 年 | <input type="text"/> | ヶ月 |
|-------------|----------------------|---|----------------------|----|

問12. 現在の仕事からの年収(税込み、賞与分も含む)は大体いくらぐらいですか。また、残業時間等を含めた一週間あたりの平均就業時間は何時間ぐらいですか。それぞれ□の中にご記入下さい。

| | | | | | |
|------|----------------------|----|-----------------|----------------------|----|
| 年収 約 | <input type="text"/> | 万円 | 一週間あたりの平均就業時間 約 | <input type="text"/> | 時間 |
|------|----------------------|----|-----------------|----------------------|----|

問13. 現在の仕事の勤務時間帯はどれですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

| | | |
|--------------------|-------------------|--------------------|
| 1. 早朝(5時~8時頃) | 2. 昼間(午前:8時~12時頃) | 3. 昼間(午後:12時~17時頃) |
| 4. 夕方~夜(17時~22時頃) | 5. 深夜(22時~翌日5時頃) | 6. 終日勤務(24時間勤務) |
| 7. 勤務時間帯は特に決まっていない | 8. その他 () | |

問14. あなたは、現在の仕事・職場に満足していますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

| | | | | |
|-------|---------|--------------|---------|-------|
| 1. 満足 | 2. まあ満足 | 3. どちらともいえない | 4. やや不満 | 5. 不満 |
|-------|---------|--------------|---------|-------|

問15. あなたは、転職する希望がありますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

| | | |
|---------------|------------|-------------------|
| 1. 現在の仕事を続けたい | 2. 仕事を換えたい | 3. 仕事を辞めたい(→問19へ) |
|---------------|------------|-------------------|

問16. 「現在の仕事を続けたい」とお考えの方は、現在の仕事・職場のよいところは何ですか。また、「仕事を換えたい」とお考えの方は、どのような点を重視して新しい仕事・職場を選びますか。下記のうちから、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

| | | |
|----------------|----------------|-------------------|
| 1. 身分が安定している | 2. 休暇が取りやすい | 3. 十分な収入が得られる |
| 4. 土日に休める | 5. 通勤時間が短い | 6. 厚生年金や雇用保険に入れる |
| 7. 在宅でできる | 8. 経験や能力が発揮できる | 9. 簡単な仕事である |
| 10. 就業時間に融通がきく | 11. 労働時間が短い | 12. 技術・技能を身につけられる |
| 13. 残業がない | 14. 残業が少ない | 15. その他 () |

→(現在仕事をされている方は) 6ページの間19へお進み下さい

(現在仕事をしていない方におたずねします)

問17. あなたは、現在働きたいと思っていますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | |
|--------------------|---------------------------|---------------------|
| 1. <u>今すぐに働きたい</u> | 2. <u>今は働けないがそのうち働きたい</u> | 3. <u>働きたいと思わない</u> |
|--------------------|---------------------------|---------------------|

↳ (6ページの問19へ)

問17-(2). 今すぐ働きたいと思われているのに、働いていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | |
|---------------------|
| 1. 仕事の探し方がわからない |
| 2. 収入について条件のあう仕事がない |
| 3. 時間について条件のあう仕事がない |
| 4. 年齢制限のため仕事がない |
| 5. 仕事に必要な専門知識や資格がない |
| 6. 子どもの保育の手だてがない |
| 7. その他 () |

問17-(3). どのような状況になれば働きたいと思えますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | |
|-------------------------|
| 1. 子どもの保育の手だてができれば |
| 2. 子どもが小学校に入学したら |
| 3. 子どもの問題 (健康など) が解決したら |
| 4. 自分の問題 (健康など) が解決したら |
| 5. 学校や職業訓練などが終了したら |
| 6. 仕事に必要な資格や技能を身につけたら |
| 7. その他 () |

(問17で「今すぐに働きたい」「今は働けないがそのうち働きたい」とお答えの方におたずねします)

問18. 仕事に就く場合、重視することはどれですか。下記に示す選択肢の中から5つ選び、重要と思われる順に、その番号を口の中にご記入下さい。

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------------------|---|-----|----------------------|---|-----|----------------------|---|-----|----------------------|---|-----|----------------------|
| 最も重視すること | <input type="text"/> | 、 | 2番目 | <input type="text"/> | 、 | 3番目 | <input type="text"/> | 、 | 4番目 | <input type="text"/> | 、 | 5番目 | <input type="text"/> |
|----------|----------------------|---|-----|----------------------|---|-----|----------------------|---|-----|----------------------|---|-----|----------------------|

- <問18の選択肢>
- | | | |
|----------------|----------------|-------------------|
| 1. 身分が安定している | 2. 休暇が取りやすい | 3. 十分な収入が得られる |
| 4. 土日に休める | 5. 通勤時間が短い | 6. 厚生年金や雇用保険に入れる |
| 7. 在宅でできる | 8. 経験や能力が発揮できる | 9. 簡単な仕事である |
| 10. 就業時間に融通がきく | 11. 労働時間が短い | 12. 技術・技能を身につけられる |
| 13. 残業がない | 14. 残業が少ない | 15. その他 () |

→ (現在仕事をされていない方は) 6ページの問19へお進み下さい。

資格や技能についておたずねします

問19. あなたは現在どのような資格を持っていますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | | | |
|-------------------------|------------|---------------|----------|
| 1. 看護師 | 2. 栄養士 | 3. 調理師 | 4. 理・美容師 |
| 5. 保育士 | 6. ケアマネジャー | 7. ホームヘルパー | 8. 介護福祉士 |
| 9. 簿記 | 10. 教員 | 11. パソコン・情報処理 | 12. 外国語 |
| 13. 医療事務 | 14. 運転免許 | 15. その他 () | |
| 16. 特に資格は持っていない (→問20へ) | | | |

問19-(2). (問19で資格を持っているとお答えの方にはうかがいます)
上記であげた資格のうち、ひとり親世帯になってから取得したものはどれですか。
問19の番号を口の中にご記入下さい。

ひとり親世帯になってから取得したもの

| | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|

問19-(3). (問19で資格を持っているとお答えの方にはうかがいます)
上記であげた資格のうち、実際に就職の際に役立ったものはどれですか。
問19の番号を口の中にご記入下さい。

実際に就職の際役立った資格

| | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|

問19-(4). (問19で資格を持っているとお答えの方にはうかがいます)
上記であげた資格のうち、実際の仕事で役立っているものはどれですか。
問19の番号を口の中にご記入下さい。

実際の仕事で役立っている資格

| | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|

(すべての方にはうかがいます)

問20. これから身につけたい資格・技能・知識について具体的な名称をご記入下さい。

これから身につけたい資格・技能・知識 ()

問21. あなたの最終学歴は以下のうちどれですか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| 1. 中学校卒 | 2. 高等学校卒 | 3. 高専、短大、専門学校卒 |
| 4. 大学、大学院卒 | 5. その他 () | |

あなたのお子さんについてうかがいます

問22. お子さんは習い事をしていますか、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | | | |
|--------|------------|---------------|----------|
| 1. 学習塾 | 2. 通信教育 | 3. 英会話 | 4. 音楽・絵画 |
| 5. 水泳 | 6. 習字・そろばん | 7. その他習い事 () | |

問23. 学生ボランティア等による、中学生や高校生を対象にした無料の学習支援制度（学習の手助けなど）があった場合、利用したいと思いますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 利用したいと思う | 2. 利用するつもりはない |
|-------------|---------------|

問24. 平日お子さんと過ごす時間は平均何時間くらいですか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。（寝ている時間は含めません。）

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 30分未満 | 2. 1～2時間未満 | 3. 2～3時間未満 | 4. 3～4時間未満 |
| 5. 4～5時間未満 | 6. 5～6時間未満 | 7. 6～7時間未満 | 8. 8時間以上 |

（離婚等によりひとり親になった方や、未婚の方にうかがいます）

問25. あなたがひとり親になってから、お子さんは父親又は母親と会っていますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | |
|-----------|--------------|---------------------|
| 1. 会っていない | 2. 不定期に会っている | 3. 定期的に会っている（→問26へ） |
|-----------|--------------|---------------------|

問25-(2). (問25で「会っていない」「不定期に会っている」とお答えの方にうかがいます)
父親又は母親から、お子さんに会わせてほしいと言われることはありますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|---------|----------|
| 1. 言われる | 2. 言われない |
|---------|----------|

問25-(3). (問25で「会っていない」「不定期に会っている」とお答えの方にうかがいます)
父親と母親の間では、子どもと会う調整が困難な場合に、第三者が間に入って調整を行ったり、会う場に立ち会うなどの支援を行う仕組みがあったら、利用したいと思いますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 利用したいと思う | 2. 利用したいとは思わない |
|-------------|----------------|

福祉関係の制度等についておたずねします

問 2 6. あなたは下記の福祉制度等を知っていますか、また、利用したことがありますか。(a) から (s) のすべてについて、まず、知っているかどうかをお答えください。その後、利用状況について、それぞれあてはまるものに○をつけて下さい。

| 分類 | 各種相談窓口及び福祉制度 | 制度の認知について | | 制度の利用状況について | | |
|----------|------------------------------------|-----------|--------|----------------------------|--------------------------|-----------------------|
| | | 知っていた | 知らなかった | 利用している または 利用したことがある | 利用したことがない 今後 利用したい | 今後も利用 するつもり はない |
| 相談 | (a) 区役所福祉関連窓口 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | (b) 児童相談所 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | (c) 民生・児童委員 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | (d) 無料法律相談 ((一財)横浜市母子寡婦福祉会が実施) | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | (e) 電話相談 ((一財)横浜市母子寡婦福祉会が実施) | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | (f) フォーラム・フォーラム南太田・アートフォーラムあざみ野 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| 就業 支援 | (g) 公共職業訓練所 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | (h) 公共職業安定所 (ハローワーク) | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | ※(i) 母子家庭就労支援事業 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | ※(j) 母子家庭自立支援教育訓練給付金 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | ※(k) 母子家庭高等技能訓練促進費 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | ※(l) ひとり親家庭等在宅就業支援事業 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| 施設 | ※(m) 母子生活支援施設 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| 制度 | ※(n) 家庭生活支援員 (ヘルパー) の派遣 (日常生活支援事業) | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | ※(o) バス・地下鉄等の特別乗車券交付 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | ※(p) トワイライトステイ事業 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | ※(q) ショートステイ事業 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | (r) 母子寡婦福祉資金の貸付 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| | ※(s) 民間住宅あんしん入居 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |

<用語解説> (※印のあるもののみ)

(i) 母子家庭就労支援事業

就労支援員が区役所等で各相談者に合わせた就労支援計画を作成し、面接相談等を行います。

(j) 母子家庭自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、費用の2割相当額を支給します。

(k) 母子家庭高等技能訓練促進費

看護師等の資格を2年以上修業して取得しようとしている場合、修業期間中の生活費を補助します。

(l) ひとり親家庭等在宅就業支援事業

仕事と子育ての両立がしやすい在宅就業に役立つ能力開発を行うとともに、その間の生活支援として訓練手当を支給します。

(m) 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が様々な事情から支援を必要としている場合に入所し、日常生活や就労、子育て等の支援を受けます。

(n) 家庭生活支援員の派遣 (日常生活支援事業)

一時的な病気や出張、冠婚葬祭などのために日常生活を営むのに支障が生じた場合、家事援助などの支援を行います。

(o) バス・地下鉄等の特別乗車券交付

市営バス、民営バス、市営地下鉄、シーサイドラインの無料乗車券が交付されます。

(p) トワイライトステイ事業

保護者が仕事を終えて帰宅するまでの間、児童を児童福祉施設において預かり、生活指導、食事の提供等を行います。

(q) ショートステイ事業

病気・出産・事故などで一時的に児童の養育が困難になる場合、保護者に代わり、児童福祉施設において一時的に保護します。

(s) 民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、保証人がいないため民間賃貸住宅への入居が難しい方が保証人無しで入居できるよう支援します。

問26-(2). 問26の表にある、利用しているまたは利用したことのある福祉制度のうち、役に立ったものはどれですか。特に役に立ったものを3つまで選び、下記口内に問26のアルファベットをご記入の上、その理由をお答え下さい。

| 特に役に立った制度 (問26のアルファベット記入) | | 特に役に立ったと感じる理由 |
|------------------------------|--|---------------|
| | | |
| | | |
| | | |

問26-(3). 問26の表にある福祉制度のうち、利用しなかったが実際に利用できなかったものがありますか。利用できなかったものを3つまで選び、下記口内に問26のアルファベットをご記入の上、その理由（なぜ利用できなかったか）をお答え下さい。

| 利用しなかったができなかった制度 (問26のアルファベットを記入) | | 利用できなかった理由 |
|--------------------------------------|--|------------|
| | | |
| | | |
| | | |

問27. よりよい就職や仕事のため、どのような支援がほしいと思いますか。下記のうちから、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
2. 訓練受講などに経済的支援が受けられること
3. 訓練などが受講しやすくなること（実施日、時間帯など）
4. 仕事を探したり、受講、通学時などに一時的に子どもを預かってもらうこと
5. 相談が1か所で受けられること
6. 就職のための支援策などの情報が得られること
7. 自分で事業を興す場合に相談や援助を得られること
8. 在宅で就業するための支援が受けられること
9. 就職活動前の準備として、親子同士の交流会・職場体験などの支援が受けられること
10. 保育所が整備されること
11. 延長保育、休日保育が充実すること
12. 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクールや学童保育が充実すること
13. その他（）

現在の生活状況についておたずねします

問28. あなたの現在の健康状態はいかがですか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない

問29. 現在の暮らしについてどのように感じていますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. ゆとりがある 2. ややゆとりがある 3. 普通 4. やや苦しい 5. 苦しい

問30. ひとり親家庭等のための児童扶養手当を受給していますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

1. 全額受給している 2. 一部受給している
3. 以前受給していたが収入要件ではずれた 4. 以前受給していたが年齢要件ではずれた
5. 受給したことがない（受給資格がない） 6. その他

問31. あなたの世帯全体の収入に含まれているものを、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. あなたの勤労収入※ 2. 子どもの勤労収入※ 3. その他の世帯員の勤労収入※
4. 子の父・母からの養育費 5. 親・親族からの援助 6. 遺族基礎年金・厚生年金
7. 生活保護 8. 児童扶養手当 9. 母子寡婦福祉資金借入金
10. 子どもに対する奨学金 11. その他（ ）

※勤労収入とは、働いて得た収入のことです。

問32. 問31でお答えいただいた収入のうち、主なものはどれですか。問31の選択肢の中から収入の多い順に3つ選び、その番号を□の中にご記入下さい。

最も収入の多いもの □、2番目に多いもの □、3番目に多いもの □

問33. あなたが生計を同一にしている世帯の年間の総収入（税込み）はいくらですか。おおよそで結構ですので、□の中にご記入下さい。

※各種手当や臨時収入等を含めた、平成23年度の金額をお答えください。なお、平成23年度の総収入が不明な場合は、見込みの金額をお答えください。

年間の世帯総収入（税込み） 約 □ 万円

(離婚等によりひとり親になった方や、未婚の方にかがいます)

問34. 子どもの養育費について取り決めをしていますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | |
|---------------|--------------|------------|
| 1. 取り決めをしていない | 2. 取り決めをしている | 3. その他 () |
|---------------|--------------|------------|

問34-(2). (問34で「取り決めをしていない」とお答えの方にかがいます)

養育費等に関する専門相談を今後利用したいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 利用したいと思う | 2. 利用するつもりはない |
| 3. その他 () | |

(すべての方にかがいます)

問35. ひとり親世帯になったときに、困ったことについて、下記のなかからあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 【住居について】 | |
| 1. 保証人がいないため住宅が借りられない | 2. 抽選に当たらず公営住宅に入居できない |
| 3. ひとり親世帯のため賃貸住宅に入居できない | 4. その他 () |
| 【仕事について】 | |
| 5. 就職先がきまらない | 6. 就業に関する相談先、情報入手先がわからない |
| 7. その他 () | |
| 【家計について】 | |
| 8. 生活費が不足している | 9. その他 () |
| 【家事について】 | |
| 10. 炊事洗濯等の日常の家事ができない | 11. その他 () |

問36. 問35の選択肢の中で、現在も困っていることはありますか。下記の口の中にあてはまる番号をすべてご記入下さい。

- | | | | | | | |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 現在も困っていること (問35の項目から選択) | <input type="checkbox"/> |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|

問37. あなたには、現在心おきなく相談できる相手がありますか。下記のうちから、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | | |
|---------------|-------------|---------|
| 1. 相談できる相手がいる | 2. 相談相手がほしい | 3. 必要ない |
|---------------|-------------|---------|

問37-(2). («相談できる相手がいる」または「相談相手がほしい」とお答えの方にかがいます)
その相談相手は誰ですか、また相談相手がほしい方はどのような相手に相談したいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| 1. 親・親族 | 2. 知人・隣人 | 3. 民生委員・児童委員 |
| 4. 区役所など公的機関 | 5. 民間団体やボランティア | 6. その他 () |

問38. 現在、あなたは、地域の集まりや交流会、サークル活動等に参加していますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。(お子さんと一緒に参加している場合も含む)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 参加している | 2. 参加していない |
|-----------|------------|

問39. ひとり親世帯になってから、地域の集まりや交流会、サークル活動等に参加しづらいと感じたことはありますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 感じたことがある | 2. 感じたことはない |
|-------------|-------------|

問40. ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動等があった場合、参加してみたいと思いますか、あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- | | |
|------------|------------------|
| 1. 参加してみたい | 2. 参加してみたいとは思わない |
|------------|------------------|

問41. 充実している、楽しいと感じるのはどのようなときですか、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | |
|-----------------------------|
| 1. 子どもと一緒に過ごしているとき |
| 2. ひとりの時間を過ごしているとき |
| 3. 趣味やスポーツに打ち込んでいるとき |
| 4. 仕事をしているとき |
| 5. (ひとり親の方ではない) 友人と過ごしているとき |
| 6. (ひとり親の) 友人と過ごしているとき |
| 7. あまり楽しいと思うことがない |
| 8. その他 () |

問42. 最後に、あなたがいま困っていることや悩んでいること、またはご意見や要望など、自由にご記入下さい。

| |
|-------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |

お忙しいところを、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

記入された調査票は、同封の返信用封筒に入れ、7月23日(月)までにご返送下さい。

横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成25～平成29年度)策定連絡会

■委員

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|----|----------------------|-----------------|--------|
| 1 | 立教大学コミュニティ福祉学部 | 教授 | 湯澤 直美 |
| 2 | (一財)横浜市母子寡婦福祉会 | 理事長 | 道下 久美子 |
| 3 | (公財)横浜市男女共同参画推進協会 | 男女共同参画センター横浜南館長 | 大谷 昌子 |
| 4 | (社福)たすけあいゆい | 理事長 | 濱田 静江 |
| 5 | 母子生活支援施設 カサ・デ・サンタマリア | 施設長 | 宮下 慧子 |
| 6 | 横浜市民生委員児童委員協議会 | 理事 | 横塚 靖子 |
| 7 | (社福)横浜市社会福祉協議会 | 地域活動部長 | 門倉 晴義 |
| 8 | マザーズハローワーク横浜 | 統括職業指導官 | 長谷川 初枝 |
| 9 | 特定非営利活動法人 I Loveつづき | 理事長 | 岩室 晶子 |
| 10 | 経済局中央職業訓練校 | 校長 | 高崎 基雄 |
| 11 | 南区子ども家庭支援課 | 課長 | 大山 恵子 |
| 12 | 建築局住宅計画課 | 課長 | 黒田 浩 |
| 13 | 健康福祉局生活福祉部保護課 | 課長 | 巻口 徹 |
| 14 | 子ども青少年局企画調整課 | 課長 | 吉川 直友 |
| 15 | 旭区若葉台保育園 | 園長 | 井上 裕美 |
| 16 | 子ども青少年局子ども家庭課 | 課長 | 岡ノ谷 雅之 |

■事務局

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|--|---------------|---------|-------|
| | 子ども青少年局子ども家庭課 | 子ども家庭係長 | 上原 嘉明 |
| | 子ども青少年局子ども家庭課 | 担当 | 三星 雅人 |
| | 子ども青少年局子ども家庭課 | 担当 | 小西 智子 |

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|--|------------|-------|-------|
| | (株)浜銀総合研究所 | 主任研究員 | 加藤 学 |
| | (株)浜銀総合研究所 | 研究員 | 有海 拓巳 |